

平成 2 5 年舟形町議会
第 4 回定例会々議録

舟形町議会

平成25年舟形町議会第4回定例会々議録

招集年月日 平成25年12月3日
招集の場所 舟形町議会議場
開 会 12月3日 午前10時 議長宣言
応招議員

1番	佐藤 勇	6番	野尻 益夫
2番	奥山 謙三	7番	叶内 富夫
3番	斎藤 好彦	8番	八 欽 太
4番	佐藤 広幸	9番	加藤 憲彦
5番	大場 清之	10番	信夫 正雄

不応招議員 ナシ
出席議員 応招議員と同じ
欠席議員 ナシ

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	まちづくり課長	中山 進
副 町 長	豊岡 信尋	地域整備課長	矢野 正
会計管理者	矢作 めぐみ	総務課財政管財班長	小野 芳喜
総務課長	高橋 剛	教 育 長	齊藤 渉
税務福祉課長	高橋 明彦	教育委員会次長	伊藤 幸一
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	有路 正文		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 沼澤 繁夫 主 任 大場 由美子

町長提出の議案の題目

No.	件 名
1	議案第63号 平成25年度舟形町一般会計補正予算（第4号）
2	議案第64号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）
3	議案第65号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）
4	議案第66号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
5	議案第67号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
6	議案第68号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
7	議案第69号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定
8	議案第70号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
9	議案第71号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定
10	議案第72号 手長田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
11	議案第73号 舟形町ふなっこ育成振興基金条例の設定
12	議案第74号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任

13 議案第75号 舟形町人権擁護委員の推薦

議員提出の議案の題目

No. 件 名

議 事 日 程

別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

5番 大 場 清 之 9番 加 藤 憲 彦

平成25年12月3日（火）
平成25年第4回定例会第1日目
午前10時00分開議 欠席無し

議長： おはようございます。会議に先立ちまして、国旗・町旗に一礼をお願い致します。
それでは一同ご起立お願い致します。国旗・町旗に一礼。お直り下さい。ありがとうございました。
只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。只今から平成25年第4回定例会を開会致します。
直ちに会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長が指名致します。5番大場清之君、9番加藤憲彦君の両名を指名します。

日程第2

議長： 日程第2 会期の決定についてお諮りします。

議会運営委員長： 先日11月26日に開催されました議会運営委員会におきまして、第4回定例会の会期は本日12月3日から5日までの3日間とすることと致しましたので提案致します。

議長： お諮りします。定例会の会期は只今八畝議会運営委員長の提案の通り、本日12月3日より5日までの3日間と決定する事にご異議ありませんか。

（異議無しの声）

ご異議無しと認めます。よって会期は3日間とする事に決定致しました。

日程第3

議長： 日程第3 諸般の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第4

議長： 日程第4 議員派遣の報告についても議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第5

議長： 日程第5 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長： 皆さんおはようございます。本日は、平成25年第4回の12月定例町議会を召集しましたところ、公私共にご多忙の折、全議員のご出席を賜りまして、心から厚くお礼申し上げます。

役場庁舎の全面的なこの耐震補強工事、今行っております。工程通りに現在今進捗しております。来庁者の皆さんや町民の皆さんに大変ご不便をお掛けしておりますが、来年2月末の工事完成を目指しまして、安全に無事故で工程通り進行するよう全力を尽くして参りたいと思います。これから、本格的な降雪期に入りますので、庁舎前の駐車場等の利用でご迷惑をお掛けする事もあろうかと思いますが、万全の安全対策で対応して参りたいと思います。工事に対するご理解、ご協力を引き続き、お願い申し上げたいと思います。

3年続きの豪雪に見舞われまして、7月に入ってから集中豪雨、長雨など、例年に無い不安定な天候が続きまして、農作物への影響が心配されましたが、概ね、昨年並みの販売量となり安堵しているところであります。

稲作については、9月20日頃から収穫作業が始まりまして、収穫作業の終わりが、10月上旬となりました。最上地域の作柄は、作況指数が102で、やや良となっております。品質については、1等米比率が93.1%と良好な成果となりました。舟形町の水稲検査状況を見ますと、「つや姫」が1等米比率100%となり、主力品種であります「はえぬき」が94.4%、「ササニシキ」が81.5%となり、うるち米全体で、94.3%となりました。もち米では、78.3%となった訳であります。

山形県の大きな期待を背負ってデビューした「つや姫」も、4年目を迎えました。生産者が、高品質で良質な食味を維持していく努力は当然のこととして、山形県やJA全農山形が、更なる認知度のアップや、販売の拡大に努めて頂くことを期待しております。

野菜全体については、販売量が昨年を下回る予測ではありますが、販売単価が昨年より多少下回っているため、販売高については、昨年並みとなりそうであります。

ネギについては、出荷価格の変動があったものの、最終的には昨年同様の価格となりそうであります。総出荷量、販売額とも昨年を下回る傾向のようであります。

ニラは、出荷量、販売価格とも昨年並みに推移し、販売額においては若干、上回ったようであります。きゅうりは、天候の関係で、昨年より出荷量が大幅に落ち込みましたが、販売価格は、50%以上の高値で取りきされたため、販売額は昨年を上回る結果となりました。

さて、東日本大震災発生から間もなく、3年目を迎えようとしています。現在、舟形町で避難生活を送っている方は、一人もおりませんが、昨年に引き続きまして、沖の原町内会の佐藤常勇さんが中心となりまして、被災者支援農場で収穫された新鮮な野菜を、被災地の仮設住宅で避難生活を余儀なくされている避難者の皆さんに、提供する活動を続けております。10月には収穫した馬鈴薯を持参し、仙台市や石巻市内の仮設住宅を訪問し有意義な交流を行っております。今年の10日には、白菜・大根を持参し、町が被災地支援している石巻市内の仮設住宅団地など6箇所を訪問し交流する事しております。時間の経過とともに、被災地での支援活動が低迷しているようにも感じる訳ではありますが、町としても援でできることについては継続して応援して参りたいと思います。

直接、町民の意見や要望を聴くため、6月から11月までの4箇月間に亘り、各町内を訪問し、まちづくり意見交換会を行って参りました。6月18日の大平町内会から始まり、11月28日の長尾町内会まで、35町内会の内、30の町内会で開催させて頂き、22の会場に、338人の皆さんに参加を頂きました。心から感謝御礼を申し上げます。皆さんから出されました意見・要望を取りまとめ、町の政策、予算の執行に大いに反映させて行きたいと思っております。

消防団120年・自治体消防65周年記念大会が、11月25日東京ドームに全国の消防関係者37,000人が参加して盛大に開催されました。記念式典では、天皇、皇后両陛下のご臨席のもと、安倍内閣総理大臣、伊吹衆議院議長、山崎参議院議長、竹崎最高裁判所所長の三権の長からの祝辞からあり、厳粛な中で式典が挙行されました。消防未来宣言では、全参加者が、「国民の安全を守るため、全力を尽くすことを固く誓い」宣言を行いました。舟形町消防団からは加藤団長以下代表30名が参加し、新たな消防精神で地域の安全を担っていくことを決意しました。

政府の農林水産業・地域の活力創造本部が先月の26日、農家の経営所得安定対策やコメの生産調整の見直しの方針を正式決定しました。コメの直接支払交付金については、現行の水田10アール当たり、15,000円を来年度産米から、7,500円に半減し、5年後には廃止する計画であります。昭和45年から始まった減反政策が、5年後を目途に「減反廃止」されることとなります。家畜用途としての飼料用米へのシフトが、強化されるような政策であります。不透明な部分も多く、農家の皆さんも大変、困惑している状況ではないかと思っております。山形県でも市町村の担当者を集めて説明会を開催しておりますが、新聞紙上でも、担当者からの不安の声が多く上がっているようであります。町と致しましても、国県の担当者の指導を受けながら、農家の皆さんに、新しい制度について、懇切丁寧に伝えて参りたいと思っております。

嬉しい報告として、秋の叙勲・褒章において、一の関の沼澤喜一氏が、長年に亘る消防団活動が高く評価されまして、瑞宝単光賞を受賞されました。また、長沢の大場輝美氏が長年に亘る教育行政に貢献されたことが高く評価されまして、山形県教育功労賞を受賞されました。お二人に町民を代表して心からお祝いの言葉を申し上げたいと思っております。今後の、益々のご活躍をお祈り申し上げたいと思っております。

ここで、定例会に提案しております案件に先立ちまして、9月定例町議会以降の主な行事等について、行政報告を申し上げます。

一つは、第33回ふながた若鮎まつりであります。

9月7日・8日の両日、「アユパークふながた」において、舟形町の最大であります「第33回ふながた若鮎まつり」を開催致しました。時折、降雨の中での開催となりましたが、来客数は、25,000人、鮎の販売数は、18,000匹となり、来場者と鮎の販売数が過去最高を記録し、大盛況の2日間となりました。実行委員会を始め、協力・協賛頂きました、関係者の皆さんに心から感謝と御礼を申し上げます。

若あゆ温泉300万人達成記念式であります。

平成5年8月12日にオープンし、今年で開湯20周年を迎えた記念すべき年の、9月10日に、入浴者数300万人を達成致しました。300万人目となりました、石山トキさんには記念品を贈呈し、信夫議長さんと共に達成を祝いました。

若あゆ温泉の利用者は、平成12年に100万人、平成18年に200万人と順調に推移し、この度の300万人達成となりました。温泉利用者は、最上地方の日帰り温泉の中で、常に上位にあります。今後とも、更なる誘客に努めて参りたいと思っております。

若あゆ温泉開湯20周年の記念祝賀会であります。

9月13日（金）、若あゆ温泉において、若あゆ温泉開湯20周年記念式典を開催しました。青柳最上総合支庁長さんや議会議員の皆さん、歴代の振興公社役員、歴代の支配人が出席しまして、20年間の労苦を振り返りながら、町民に愛される「若あゆ温泉」を目指し、開湯30周年を目標に、更なる利用拡大に尽力していくことを確認しました。

消防団120年・自治体消防65周年記念山形大会であります。

今年は、明治27年、現在の消防団の前身であります、消防組が発足して120年、自治体消防が誕生して、65周年を迎えました。

一般財団法人山形県消防協会では、記念の大会として、消防団120年・自治体消防65周年記念山形県民大会を山形市の県民会館で盛大に開催されました。舟形町からは代表28名が参加しました。日本消防協会の秋本会長さんも激励に掛け付け、吉村知事からは、日頃の消防団活動に対する感謝、今後、益々の活躍を期待する旨の挨拶がありました。

席上、郷土を護る消防団員として、舟形町消防団本部付分団長の渡部広行氏が表彰を受賞されました。町としても大変名誉なことであり、町消防団の模範となり、地域の安心・安全のため、今後ともご活躍されます事を心からご期待申し上げます。

婚活事業「もてもてナインティンナインのお見合い大作戦」であります。

8月13日から18日まで、舟形町の在住男性20名に対する、女性募集のためのテレビ収録が行われ、8月20日にTBSの「もてもてナインティンナイン」での募集の放映がなされました。募集の結果、当初120名以上の応募がありましたが、2泊3日ということもありまして、結果的には29名の参加となりました。10月7日から14日までの全体収録の内、お見合い大作戦としては10月12日から14日にかけて収録が行われ、1,000人近くの町民の出迎えの効果がありまして、11組のカップル誕生に結びつきました。天気の悪い中、町民の皆さんのご協力を頂きまして大変にありがとうございました。その様子は11月12日、TBS系列2時間の特番として全国放映され、大きな反響となりました。現在、数組のカップルが結婚に向けた交際が進行していると報告を受けておりますが、11組のカップル全員がゴールインすることを期待申し上げます。

町の自治功労表彰式であります。

平成25年度の舟形町自治功労表彰式が、11月1日、役場3階大会議室で行われました。この自治功労表彰は、地方自治振興、産業・経済の発展などに貢献された、個人や団体を対象にして表彰される、舟形町で最高の名誉のあるものです。各種団体から推薦された個人・団体について、自治功労表彰審査会で厳正な審査を行い、13名の個人と1団体に自治功労表彰を、5名の方に感謝状が贈呈させて頂きました。

新そばと味覚まつりについてであります。

11月10日、長沢地区の生涯学習センターで、商工会が主催する「新そばまつり」と合同で、「味覚まつり」を開催致しました。蕎舟会による舟形産の新そばを始め、食生活改善推進協議会による舟形町の四季の味として、菊なめこ・カラシナ漬けなど9品が、町振興公社からは、いも煮・鮎フライ、鮎の蒲焼寿司など6品が、提供されました。参加した175人の来客者に、町の旬の味を堪能して頂き、楽しい秋の一時を過ごす事ができました。

全国町村長大会が、11月20日、東京で開催されました。東日本大震災からの早期復興を図ると共に、真の地方分権改革を強力に推進し、地方財政計画における歳出特別枠を堅持して、地方交付税などの一般財源総額を確保するなど、7項目の決議と昨年を引き続いて、道州制度の反対の特別決議が採択されました。

以上、8件についてご報告申し上げます。

さて、本日、本会議にご提案申し上げます案件は、

- 平成25年度一般会計・特別会計補正予算について 6件
- 条例の設定について 1件
- 条例の制定について 4件
- 人事案件 2件

以上、13件を、ご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちまして、ご決議賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。尚、9月定例町議会以降の主要行事につきましては、次のページに記載のとおりでありますので、説明は省略させて頂き、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

日程第6

議長： 日程第6 一般質問をお受け致します。順次発言を許します。2番奥山謙三君。

2番： 皆さんおはようございます。この度私は2件について一般質問を行いたいと思います。

まず、最初に「まちづくり基本条例の早期制定を」と題しまして、一般質問を行います。

「舟形町総合発展計画」に、町がめざす将来像の実現に向けて、4つの基本目標を提示しています。

1節 安心して暮らせる住み良いまちづくり

2節 産業の振興と地域が活性化するまちづくり

3節 子育て・健康・教育の充実したまちづくり

4節 互助・共有・自立による協働のまちづくり

特に、4節にある、協働とは、「まちづくりに関して、町民と町とが自己の果たすべき役割と責任を自覚し、それぞれの立場及び特性を尊重しながら、対等な立場で相互に補完し、協力することである。」と考えます。

更に4節の中に、自立型地域づくりの推進とあります。その内容は「町民の参画と連携のための環境づくりや、それを支える柔軟で効果的な行財政の体制づくりを行います。更には地域におけるそれぞれの特色ある自主的な活動を支援し、新たなまちづくのために町民と行政が今まで以上に連携を強化して、それぞれの役割・責任のもと開かれた行政運営に努めながら、自立型地域づくりの推進に取り組みます。」更には「町民と町職員が新たな関係を構築し、一体感を醸成しながら協働のまちづくりを推進しなければならない」ともあります。

総合発展計画の中に、これらを達成するための施策・事業内容等が詳細に書かれています。残念に感じるのは、これらの事が町民に周知されていない事です。

総合発展計画にある協働のまちづくりを進めるためには、「町民の役割」「町の責務」「町長の責務」「議員の責務」「職員の責務」等を網羅した「まちづくり基本条例」を早期に制定し進めるべきと考えるが、町長の考えはということであります。

次に、最近話題に上がっております、「T P P 「聖域」撤廃検討・減反政策の廃止への見解を問う」と題しまして、一般質問を行います。

自民党が選挙公約にしたT P Pの聖域について、報道によれば見直しが検討されているという。更には5年後には減反廃止を農林水産省は正式に示した。

これらのことは、米依存度が高い舟形町農業への影響は図り知れないと考えます。

このような政策報道について、町長の見解はということで一般質問を行います。以上です。

町長： それでは、2番奥山謙三議員の質問にお答えします。

まちづくり基本条例、今全国で291団体で制定されております。その内人口1万人未満の自治体は18団体制定されているようであります。

今、地方自治制度、昭和22年のこの地方自治制度、国民に定着しております。しかしながら、人口減少、少子高齢化社会の到来、家族やコミュニティの機能の変容を始めとする時代の潮流の中で、自らの暮らす地域のあり方について、地域住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うようにする改革が必要であります。これには、一つには、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにすることであり、もう一つには、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことが必要であります。

さて、この基本条例については、いろいろな問題点もあるようであります。自治基本条例の施行によりまして、一つは、協働のまちづくりに向けた住民・行政の意識改革の一層の推進。2つ目が、地域の特徴を最大限に生かした独自のまちづくりをするための基本ルールの確立。3つ目が、住民参加を制度化し、まちづくりへの住民の参加の促進。4点目が、住民同士の合意形成のためのトレーニングや地域社会を運営していくための手法の経験。5番目が、住民・首長・議会それぞれの権利と責務の明確化」が図られるだろうと思います。

ただ、まちづくり基本条例には、名称一つ取ってもいろいろな名称があるようであります。要は、住民と一緒に条例を創り上げていく過程で、目的・理念、住民参加の手続きや仕組みなど町にあったものとなるからであります。また、一般的な条例制定までのプロセスでは、専門の先生を交えながら、住民の方々と一緒に条例策定の方針策定や講演会、条例骨子の策定やフォーラム、条例案策定と町民討議、そし

て議会上程とある程度時間をかけて創り上げているのが一般的なようであります。

このように、まちづくり基本条例には、いろんな専門知識が必要となるようであります。また、住民を巻き込んだものにならないと意味がないものとなりまして、条例の制定にあたっては、ワークショップの開催など、相当数の職員と会議が必要となります。

町でも何らかのまちづくり基本条例が必要であると思います。

今、町では、地域支え合い除排雪活動支援事業、地域協働事業、或いは地域づくり総合支援事業の展開、更に地域おこし隊の導入、自主防災組織化など、地域と行政がお互いの役割を認識しあって取り組んで頂いております。また、まちづくり審議会をつくり、住民目線での行政運営にも努めております。まちづくり基本条例的な取り組みをも推進しております。いずれにしましても、高齢化が進む小規模な町内会と、またそうでない町内会とでは町民の役割を一色単に整理できない事情もあろうかと思っております。少し時間を頂きたいというように考えている所であります。

次に、「T P P「聖域」撤廃検討・減反政策の廃止への見解を問う」についてお答えします。

最近毎日のように新聞紙上を賑わせている米政策等の見直しについては、今年の10月に政府の産業競争力会議において米制度の転換について唐突に打ち出されました。その後も、様々な機関において検討が続いております。この事は、先行きが依然として不透明なT P P交渉の農産物の関税の取扱いとも関係があるのではないかとされておりまして。

新たな日本型直接支払制度の創設、経営所得安定対策の見直し、生産調整の見直しなどの政府による米政策などの見直しを受けまして、山形県では、米政策等見直しに係るプロジェクトチームを11月11日に設置し、市町村や農業団体の方々とも意見交換しながらオール山形体制で臨んでおります。舟形町としても国の動向を注視し、県とも連携を密にしながら生産現場の声を聞きながら、今後の水田農業のあり方についてできるだけ不安を払拭できるよう対応して参りたいと思っております。

舟形町の基幹産業は農業であり、また、奥山議員の質問にもありますように、当町の農業は、まだまだ稲作中心の経営となっております。山形県の畑作の販売高は稲作の1.6倍となっておりますが、舟形町の場合は、0.5倍しかないようであります。このように、稲作依存度が高い舟形町は、米の直接支払交付金の減額や廃止、又は、生産調整の取扱いによっては、舟形町の農業にとって計り知れない影響が懸念されます。更に、農業後継者不足と農家の高齢化・農家人口の減少が加速する中、耕作放棄地の拡大や水源涵養などの多面的機能の低下も懸念されます。

このような中でも、これからの元気ある舟形町の農業を推進していくためには「もうかる営農プラン」を提案し支援していく必要があります。それには、これまで以上の園芸作物の生産拡大を進めていかなければならないと考えております。町では今年度、営農指導体制を強化しながら12月の1日には「舟形町園芸作物栽培セミナー」を開催し、既に園芸作物栽培に取り組んでいる方の生産規模拡大指導、新規に園芸作物栽培に取り組まれる方の相談会を実施した所であります。セミナーでは、ネギ・ニラなどの主要作物からラズベリーなど11作物の生産組織の紹介、作物別個別の相談会が設けられました。

今後このような園芸作物の推進拡大に取り組みを継続していきたいと思っております。

また、ネギ・ニラ等の主要園芸作物の生産拡大や産地化は舟形町の園芸栽培推進の基本であります。主要作物の作業期間と重ならない作物、周年栽培の推進、又は、主要作物に取り組めない方ができる作物などの指導も必要と考えております。

更に数年前から取り組んでいる産消提携事業も成果が現れてきました。これまでの都市との交流での実績により、都市の方の消費者と舟形町の生産者との白菜、大根の契約栽培も来年度から取り組める見通しが出て参りました。

今後米政策の変更の動向を注視しながら、新規就農者の確保、園芸作物の推進拡大に取り組んで参りたいと思っております。以上であります。

議長： 再質問を許可致します。2番奥山議員。

2番： この度の回答から、かなり紙面を制約したというような所でなかなかこう真意が伝わらない所もありますので、これについては質問の中で行いと思っております。

まず、最初に1頁の回答の中にあります、中程にありますけども、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにすることという文言がありますけども、この内容等についてもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

町長： 今の再質問でありますけども、この条文は平成22年の地方自治法が改正になった時に、自治省総務省関係で論議になった時点であり、今再質問の件については今国とそれから県或いは市町村段階で地方自治を担っている訳であります。ただ、この22年の自治法改正の時、論議になったのは、憲法92条で自治の本旨という文言があるんです。ですから、自治の本旨ということは、町民いわゆる市町村末端の自治を育成しましょうということが、憲法に謳われている自治の本旨であろうということで、今の現況では国の役割、県の役割、市町村の役割が明確にあまりになっていないのではないかと論議もなったようでもありますので、この辺がやっぱり本来の自治のいわゆる末端の方に中心として、進めていくのが自治の本旨ではないかという観点から、この第1点の地方公共団体が自主的にかつ総合的に広く担うようにすること、この文言がそういう意味からです。

もう一つ、地域住民が自らの判断と責任において、これも22年の、この地方自治法の改正する時の論議になった時点でありまして、ですから、1番目の地方自治の市町村がまず中心になりまして、自治を形成しましょうと。そして、そこにいる市町村民、住民の方々がそれに呼応して、自らの地域、自らの集落というものを自らの発想でね、それを推進していきましょうという面が、もう一つの地域住民自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことが必要であります。

こういう2点が、22年の地方自治法改正の時に、論議になった文言で、ここから新たにまちづくり基本条例というものも出てきたのかなど。勿論、それ以前にもう制定されている市町村もありますけども、大きな意味では、この意味はそういう面から出てくるということでもあります。

2番： 只今の町長の答弁から考えるには、国から地方に裁量権をこの移行しながら、更には自分達の課題については、その町民自らが解決していくんだという方向に変わってきているという理解なのか。そういう考えなのかなというように感じた所であります。

そういった中で、これまで舟形町では桜井先生を始めとしての、地域づくり講演会を、これ幾度となく開催をしながら、それらの方向に沿った形での地域づくりということを進めてきていると考えている所です。そういった事の中で、当然それらの講演を聞いている中で、やっぱり自分達で解決していくんだという方々は、確実に増えてきていると考えている所です。そういった中で、これを後押しするためにも、今回やっぱりこういうような明確に町民の方々に町の考えというものを出していくためには、こういう基本条例という制定も必要ではないのかなと考えている所です。

そういった中で、まだまだ町としては、これからいろんな専門的な先生を呼んだり、いろんな活動をしていくということのようでもありますけども、現段階における町のこれまでやってきた事に対する評価というのはどうなんでしょうか。

町長： 今の答弁の中にありますけども、この基本条例を作るということは、前に8番の八鍬太議員からも2回程あったように思います。すぐストレートに町民にまちづくり基本条例を作りますよというものはいかなものかと思っておりました。これは3年、4年前からですけども、その中で今取り組んでいるのがこの答弁にありますように、地域おこし協力隊の導入とか、或いは地域で支えあう事業とか、或いは地域協働事業とか、それから防災に関わる地域総合支援事業、或いは支え合いの除排雪活動事業、自主防災組織化、これを意図的にというよりも、そこに持っていくための方法論ということで、今これまでやってきた訳です。お陰様で、この地域支え合い除排雪事業25年度15町内です。それから、地域協働事業これまで31件、25年度は6件。それから、地域づくり総合支援事業、これも25年度は17町内会。更に地域おこし協力隊の導入、或いは自主防災組織や福寿野さんも始めまして、数町内会が組織化しております。これらをやっぱり深めていきながら、このまちづくり基本条例というように持っていければなという方法論がこれ出てくるのではないかなと考えながら、今まで進めてきたということをもまずご理解願いたいと思います。

2番： 町長の考えも分からないでもないんですけども、簡単に言えば「卵が先か鶏が先か。」という考え方の違いなのかなと感じています。私的にはやはり町の考えはこうだよというものを全面に出すという意味でまちづくり基本条例を早急に作って、これを土台にしながら地域づくりを進めていくということの方がいいのではないかと考え方で今回提案をした所です。

次にですけども、この回答にもありますけども、あまりにも小規模な集落、戸数が減りすぎて活動がしたくてもできないという集落があります。そういう集落についての支援と言いますか、どのような形で進めようとしているのか、これについてお聞きしたいと思います。

町長： 今小規模な集落或いは大規模な集落ありますけども、この度まちづくり意見交換会でも、私が皆さんにおっしゃっている事はこの支えあうということだと思います。地域づくりの支え合い事業というようなものをまずやって頂きたいと同時に、今端的に災害がいつでも起こるということもありますので、自主防災組織づくり、或いは安否確認訓練を年に1回位はやっぱりやって欲しいというものから、やっぱりお互いの地域間の交流或いは集落間の交流が始めてできるのかなというものがやっぱり私は出発点ではないかなと。行政が奥山議員が言う通り、今一色単に町がこうしますよという発想もいいかもしれませんが、このまちづくり基本条例だけはやっぱり、この町民となつて一緒になつてやっていかないとなかなか難しいのかなと思います。その例が、まちづくり基本条例を作ってもね、町の最高の法律であるという学者もいるんです。そうしますと、全てそこに縛られるという面も今全国的にあるようであります。ですから、基本条例に反対する会というか、そういう組織と言うかね、学者の方もおるようでありますので、その辺の例は中山課長から答弁させますけども、いずれにしましても、小規模であろうと、それから大規模であろうと地域づくりには変わりはないと思います。ですから、小規模な中でもやっぱり安否確認とか、そういうようなものが必要ではないかなということ考えておきまして、この反対する会というものの最近、この自民党内からも出ているようでありますので、政権与党という立場で自民党の考え方も今ちょっと勉強しておりますけども、一方基本条例を課題をおった偏った基本条例ということに制定している市町村もあるのかなということも踏まえながら、少し慎重にならざるを得ないのかなということも一つご理解願いたいと思います。

まちづくり課長： まず、小さい集落の対策ということですが、まず一つは地域おこし協力隊の堀内地区につきまして、この間もお話したと思いますが、地域おこし協力隊については地域担当制にしておりまして、そちらに入っていますが、この11月の下旬からは堀内地区、特に堀内の出張所の方に小林隊員の方が常時そちらの方に入って、もっと地域の方々の問題点を洗い出すということで、11月下旬からは堀内出張所の方に席を置いてやっています。小さな町、小さな集落についても自分達の集落をどうしていくべきなのかということをも自分達で考えていく必要があると思っております。そういった事で、まず自分達の所をどうしていくのかということを考えて、それに行政がどう手を打っていくのかということを整理する必要があると思っております。そういった事でやっているということをもまずご報告をさせていただきます。

それから、反対の団体でありますけども、まず自民党さんでありますけども、平成23年の5月に自民党の方でプロジェクトチームを作っております。まちづくり基本条例について、プロジェクトチームが立ち上がっておりますが、自民党さんでは結論的にはこれについてはまずいだろうという見解であります。一つは、住民の生活に、この条例が本当に役に立つのか疑問であるということ。それから、自分達の責務を全部決められる訳ですから、住民間の対立をあおる場合も出てくると。それから、行政の仕事の妨げ、それから議会の否定にならないかということが懸念されるということが言われております。

それから、公募等で募集を委員を募集したりしますと、特定の団体が手を挙げて入ってくるということが他の自治体ではあったようです。そういった事で、特定の自治体に有利なように条例が制定されることが、懸念されるということが言われております。そういった事で、この住民基本条例については十分な精査が必要であるということです。町長が先程答弁しましたけれども、この住民基本条例を最高の規範とするということについては国家の存在を否定していると、日本国憲法や地方自治法を保障する地方自治の本質に反しているという捉え方もあるようです。そういった事で色々されていますが、逆に今度ずっと検討されていた鎌倉市の場合については色々問題があるということで、条例は制定しないというように決めた所もあります。

それから、先程言いました291団体で条例を制定されているんですが、条例の内容が危険であると判断されている所もかなり多くあります。県内の町村で条例が制定されている所の半分は危険であると言われてます。危険であるというのは、外国人に参政権を認めていないのに、この条例は住民だということで、国の方でも認めていない所について、それらを入れているという所とか、いろんな所があります。そういった事で、それらを色々勉強するには相当時間がかかって、同じ大学の先生でも賛成の大学の先生もいれば、同じ大学に反対の先生もいるということで、なかなか難しい条例がこのまちづくり基本条例であるということでもありますので、相当文言一つにしましてもですね、相当注意してかからないといけないということでもありますので、一般的に住民の委員さんの会議から始めて、最低でも4年はかかる大仕事だということで、住民の方々これに付いてこれるのかということも心配されるということで、今の所うちの方でも

勉強はしているんですが、なかなかそちらの方に入っていくことについては、相当腰を据えてかからないとできないという問題があります。

それから、住民の意見を聴取する訳ですから、それらのやり方、仕組み、そういったものも当然やっていかなければならないということで、住民の意見と議会の意見が対立した場合についての取扱い等についても相当問題が出てくるということで、それらをどう解決していくかという仕組み、そういったものも整理をしていかなければならないということになりますので、それらの整理に時間がかかるということでございます。

2番： まちづくり基本条例に対する色々な意見ということについては理解はできました。ただ、私はいかにして町民の方々が、その地域づくりに参画できるような体制づくりを行うかということに尽きる訳であります。その1方法として今回まちづくり基本条例というものを作ったらどうかという提案であります。そういった中で、先程の回答の中に地域支え合い除排雪、そしてまた自主防災組織の参加集落が増えているという回答がありましたが、やっぱりこれらの事をもっともっと周知、徹底、普及していかないと、この住民の意識というものは変わってこないんじゃないかと思えます。そういった中で、今回除排雪15、回答したの、15ね。ということは半分位に増えてきているということで非常にいい状況には来ているかと思えますが、やはりこれから豪雪というものを考えていきますと、もっともっと町の方で話し合いの場を作るということをして進めて頂きたいと考えております。今後は、この除排雪の支援事業について、どのような進め方をするのか聞きたいと思えます。

町長： 除排雪については、中山課長の方からまたしますけども、色々今奥山議員からも色々な提言あった訳でありますけども、先程の最高の規範という文言が今ちょっと問題になっているとありますけども、ただこの基本条例を設定する場合は一番最後にこういう文句と言うかね、この条例の位置付けを最高機関でないという文言ではなくてね、他条例なり、他の規則と連携してこの基本条例を進めていくんだと、一番最後に文句をつければ、私は可能であろうと思えます。これが第1点。

それから、基本条例のこの前文、この前奥山議員が縄文の女神の条例の制定提案しましたけども、この前文をやっぱりこの基本条例に同じように前文に載せる必要があるんじゃないかと思うんです。これは、4,500年前の我々の西ノ前の先人の皆さんが、このとってきたそういう想いなり、或いはその暮らしというものやっぱり今の時代で基本条例とマッチするようなものに持っていけないと上手いかわらないのかなど。それから、この基本条例を作るための方法論は一つ来年度まちづくり審議会に私の方で諮問してみたいと思っておりますので、その辺もご理解願いたいと思えます。中山課長。

議長： 中山まちづくり課長、時間の制約ありますので簡潔にお願いします。

まちづくり課長： まず、どういった形で周知していくべきかというご質問でありますけれども、うちの方では町内会長さんを臨時に集まって頂いて、会議をして、これだけの説明会を実施しております。それから、広報等についてもこういう仕組みがあるんだということで、共助の部分とそれから公的な部分、公助の部分についても、毎年広報でお知らせをしている所であります。今回まちづくり意見交換会については、全町内でやっていますが、その時にも説明をさせて頂いているということでありますので、来て頂いている方については分かっているのかなと思えます。今回、来年度の募集をかけていまして、町内会長さんはそれらを理解して、町内会の中で役員会とか、そういった事でお話をされているようです。ので、結構15団体も申し込まれているということもありますし、町内会でやらない方がいいという町内会もあります。他の方に迷惑をかけるというような所もあろうかと思えますし、自助でやれるという所もありますので、そういった事でやっているということでもあります。

今後、高齢者対策が国の方で色々決められて、県の方に落ちてきて、市町村の方にも高齢者対策ということで買い物対策、雪対策そういった事が今後検討される事になっています。町としても、それらの検討会が発足しますので、そういった中でもこれらについては議論をされる事になるかと思えますので、それらをどうのように周知していくかということについては、それらの検討会も含めて、そこで改めて検討すると思えます。

2番： 是非、地域づくりについては住民を巻き込んだ住民が主体となるようなまちづくりを進めて頂きたいと思えます。

次に時間ありませんけども、T P Pと減反廃止の関係で町長に聞きたいと思えます。舟形町の米農業、米です。米だけの農業について、町長が考える、こうしたらどうなのか、要するに基盤整備を進めながら、

土地を集約して、大規模農業を進めるとかもう少し米農業にだけ今後どういう姿にしたいのかという所を聞きたいと思います。

尚、佐藤勇議員が農業関係については一般質問あるようなので、米以外の事については佐藤議員の方にお譲りしたいと思います。では宜しくお願いします。

町長： この米政策の見直しでありますけども、まず端的に申し上げて今までこの農政、猫の目農政ということで、2、3年経つとまたくるくる変わるというものが、もうずうっと半世紀程なってきた訳でありますので、果たしてこの大転換というもの本気なのかどうかとこれなんですよね。これがしっかりしていないと、また猫の目行政というようになりはしないかという心配がまず第1点あります。

後、大規模或いは中規模小規模農家のそれぞれのこれからの5年後、来年は暫定措置のようでありますけども、27年度から本格的にもう取り組みが始まる訳でありますけども、その辺のこの農家別の対応というものをやっぱり町の方、勿論町だけでできませんので県の指導を頂きながら、対応しなければならないと。

ただ、私前も言ったかもしれませんが、人・農地プランということも昨年からありましたので、そば刈り組合とちょっと言いましたけども、長沢地区、堀内地区、舟形地区、富永地区、こういう農家の大規模農家を集約するというものも一つであって、その中に雇用の創出もできればなというように、今端的にちょっと思います。そういう仕組みを作っていけばどうかと。その中に、米プラスアルファの園芸作物も作るというもので、雇用に創出するというものも一つ考えてみてはどうかというように思います。

2番： 是非、町の方にはいち早い情報の提供をお願いをしまして、一般質問を終わります。

議長： 以上をもって、2番奥山謙三議員の一般質問を終結致します。続きまして3番齋藤好彦君。

3番： 2点につきましてご質問致します。

まず、初めに「地域と町による健康づくり」と題しまして、ご質問致します。

平成25年4月からスタートした健康日本21（第2次）は、少子高齢化や疾病構造の変化が進展する中で、生活習慣及び社会環境の変化に対する改善を通じて、子供から高齢者まで、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めたものであり、本方針に基づく舟形町独自の計画策定の必要性があると考えます。計画策定にあたっては、町内の健康課題を整理し地域の特性を把握することが重要であると思えます。

また、健康づくり運動として推進し着実に実践していくためには、町民参加による地域と行政が一体となった実効的な計画の策定が望ましいのではないのでしょうか。

本方針に基づく舟形町独自の目標設定の考え方と健康づくりを進める上での行政の責務、そして地域の役割について、町長のお考えをお伺い致します。

次に、「交流事業による産業振興を」と題しまして、ご質問致します。

今年で40年近い歴史がある小学校の児童交流や仙台市内の中学校の修学旅行受け入れなど定期的な交流事業に加え、舟形町の資源を活用した体験事業などへの参加により、交流人口は年々増加傾向にあると思われませんが、交流事業による町への貢献度、また経済効果はどの程度になっているのでしょうか。五橋中学校のイベントでの「産直まんさく」さんの農産物販売は順調に行われているようでございますが、イベントに関わらず、仙台市内での定期的な舟形町のPRを行う仕組みづくりを検討してみてもどうでしょうか。土日開催の「舟形市」とか、JA、商工会、そして町が連携し農産物や加工品など舟形町の特産品を広くPRすることにより、産業の振興に結び付くのではないのでしょうか。

交流事業を通じた効果的な舟形町のPR活動の取り組みについて町長のお考えをお伺い致します。

町長： それでは、3番齋藤好彦議員の「地域と町による健康づくり」について、お答えします。

健康日本21（第2次）は、従来の計画を踏襲しながら、今年4月に示されたものであります。新たに加わったものに、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」の項目があります。

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を言います。平成22年に厚労省が発表しました、平均寿命と健康寿命では、男性が、79.64歳に対しまして健康寿命が70.42歳、9.22年の差があります。女性が、平均寿命86.39歳に対しまして健康寿命が73.62歳、男性は12.77年の差があります。この健康格差の縮小を目指すのがこの取り組みであります。

舟形町では、「ふながた健康21計画書（H16～26年度まで）」の見直しを来年度26年度に実施する予定であります。広く策定委員を募集し町民の意向を取り入れた計画にしたいと考えております。また、各年代層のアンケート調査を実施、課題の発掘に努めて参りたいと思えます。

健康づくり運動としては、吉村知事自らCMに参加し、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防の啓発活動を行っております。ロコモは、未だ、なじみ不足の感はありますが、健康寿命を阻害する、一つ、メタボ 2番目、ロコモ 3番目、認知症の3大要件の一つとして考えられております。そのため、下肢筋力の強化を目的とした「新花の山形シャンシャン体操」を県民運動として取り上げ、普及に努めております。本町では、保健師2名を派遣しシャンシャン体操のインストラクターとして養成しております。各地区、老人クラブ等での今指導に当たっております。

今後増大する、福祉、医療、介護ニーズに対応するため「健康日本21（第2次）」は、国民運動、県民運動として展開されますが、何といたっても健康づくりに関する一人ひとりの意識と行動の変容が不可欠だと考えております。

住み慣れた地域で、健康長寿で安心して暮らせるよう、地域ぐるみで、第6次基本構想が謳い上げている出あい、ふれあい、支え合い 新たな結の創造を家庭、地域、町で具現化していくことが必要と考えております。

2番目の「交流事業による産業振興を」についてであります。都市との交流については斎藤議員の質問にもありますように、児童交流学習事業からの長い歴史があります。特に、旧飯倉小学校との交流は、現在、商店街友好都市との交流に関する基本協定を締結する等、東麻生商店街の地域の方々とは世代を超えての信頼関係が築かれております。

町では、昨年度より、このような交流基盤を発展させ、生産者と消費者としての関わり、つまり、産消提携を構築すべく、食育フォーラムの開催或いは各イベントに参加することによりまして、交流先の方々に理解と協力をお願いしてきたところであります。その結果、最近になり東麻生に本店を持つ全国的にも有名なウナギ料理店「野田岩」さんや中華料理店「中華菜館」さんから、舟形町の野菜を利用してよいとの話を受けまして、具体的な納入計画を協議し、先月から白菜を納入しております。来年の3月まで約1,500玉を納入する計画であります。

今年度は、秋になってからの調整でありましたので、農産物の確保などで十分な体制とはいえませんが、来年度からは、農産物の品種や数量を更に増やし、生産者と契約栽培を進め、生産者も消費者にも喜ばれるような体制を確立していきたいと思っております。また、舟形町の物産等の販売については、町商工会に委託し、産直まんさく・食彩工房・松原さんとも連携して世田谷区民まつりなど毎年、4回程度のイベントに参加し、町のPRは勿論のこと、販売量も多いことから出店者は意欲的に各イベントに参加しております。

質問にあります五橋中学校との交流は7年目になります。今年は5月に233名の児童を迎えております。地域活性化と共に交流による経済効果を目指しておりますが、今年は2回、仙台市で物産販売を行い、約60万円売り上げております。また、その他にも個人的にも若あゆ温泉のコテージに宿泊するなど、交流の広がりを見せております。

更に、仙台方面での震災支援と合わせて、昨年度から沖の原の原田山地区に「被災地支援農園」を設置して、ここで生産された農産物を被災地に提供したり、支援農園の体験ツアーの実施や産消提携事業推進フォーラムなどを開催しております。その成果として、新たな人の繋がりをつくり、当町への愛着心を増進させ、舟形町の農産物等の販売意欲を高まるという相乗効果により、東麻生地区で進めておる手法で産消提携の確立を進めていく計画であります。

斎藤議員から提案して頂いた仙台市内での定期的な「舟形市」などの取り組みについては、東京都内と比べ販売物の運搬距離が短いことから大変魅力的であります。町のPRや所得向上にも繋がるものと思います。

町では、県と最上雇用推進協議会が主体となって進めている仙台市に開設している「東北ろっけんパーク」において物産市を、商工会・産直まんさく・食彩からの参加で9月と11月に開催しております。また、今年の6月に舟形で開催した産消提携事業推進フォーラムにパネラーとして参加していただいた名取市の閑上さいかい市場や(株)伊豆沼農産とも相談しながら新たな取り組みも検討して参りたいと思います。以上であります。

議長： 再質問を許可致します。3番斎藤議員。

3番： 2、3質問させていただきます。

まず、1点目の件でございますが、平成16年度に策定しました第1次のふながた健康21の計画書がある

ということでございますが、この計画書につきましては町民の方々にどのような方法で周知されたのか。私なりに考えますと、あんまり町民の方々には知りえてないような感じがします。当時どのような形で町民の方に周知されたのかお伺いします。

町長： 端的にこの本であります。ふながた健康21計画書、平成16年3月、この冊子。全町内どうなんだ。ちょっと課長から。

税務福祉課長： 16年策定のふながた健康21の計画書につきましては、策定委員について例えば各団体、最上の保健所長、それから原田先生、それから土井歯科医師、それから教育委員会と13名の方で組織する策定委員会を作っております。地域での座談会等を、平成13年の4月から6月まで8ヶ所で実施をし、それから町民対象のアンケート調査等も実施をして、また地域座談会を年度が明けた14年から4月から6月まで6ヶ所で実施しております。そして、先程言いました13名の策定委員の方々からなる委員会を14年度の末から15年度にかけて、3回策定委員会を組織し、検討を行って策定したものです。

ただ、冊子の当時の印刷部数を考えますと、100部の印刷だったらしいので、管内の市町村、それから関係機関のこの計画書については配布をしたと推測されています。ただ、広がりについては広報等、それから健康づくりの教室等々で町民の方の周知をしたと言われていています。以上です。

町長： 斎藤議員から一般質問ありまして、私もこれちょっと勉強しました。今、課長からお話ありましたが、なかなかこのいい冊子でありまして、ふながたの健康21の施策の体系というものがありまして、8つのジャンル設定をしております。一つは栄養食生活、それから2番目が運動習慣づくり、3番目が心の健康づくり、4番目が歯の健康、5番目がタバコ・アルコール、6番目が糖尿病、そして7番目が循環器病、8番目がガン、この8つの体系をもとにしまして、これなかなかいいと言うのは、目標を設定しているんです。目標。

例えば、栄養食生活の部では、例えば目標項目、肥満の減少ということで、対象者を40から60歳の男性と女性に分けて、現況がその当時ですよ。当時は肥満の方が22.7%、女性が24.4%現状を、目標、今度これを男性が20%に減らしましょうと、それから女性も20%に減らしましょうとこの現況と目標を掲げながら、この16年度に日程したと。これなかなか良かったなと。

ただ、今目標どうなっているのかとちょっと聞きましたけども、なかなか統計上でまだしていないということもありましたけども、いずれにしても、対象者現況目標しながらも、更に先程課長言った通り、今度アンケートしているんです。アンケートもこれもなかなかこの細かくていいんです。例えば、健康にアンケートで20歳から69歳のジャンルの方、或いは70歳から76歳のアンケート別々です。

更に、今度は20歳から22歳までの間の方、そして中学生の方ということと、最後に乳幼児をお持ちのお母さん方、この4つ位のアンケートもきめ細かにやった、この冊子であります。

来年度も見直し計る訳ですけども、これを一つの基礎としてやっていくかなと思いますし、後この中に健康長寿というもの新たに出てきましたので、先程の格差の問題、これをどうするかというものはここに入ってくるのかなというようには。ですから、舟形町の健康づくりの一番の目標は健康長寿づくりとこういうようになると思います。以上です。

3番： 大変にすばらしい資料だということで、町長も絶賛されておるようでございます。その資料に基づいて、平成16年から26年までの10年間ということで、計画を策定したと思います。計画設定後の5年辺りを目途に中間の評価を行っていると思いますが、どのような評価があったのか。

そして、今様々資料の中にございましたけども、その評価から舟形町の健康の課題とか、地域毎の特性とか、その辺り分析されたのか。されしたら、その辺りお伺いしたいと思います。

町長： 具体的に課長から一つ頼みます。

税務福祉課長： 結論から申しますと、中間報告的な評価は実際には行っておりません。ただ、大体目標年度が10ヶ年になっておりますので、来年度予算において、この計画書ができた時と、それからその後の経過についてアンケートなり、それから調査項目も増やしまして、16年から第1回目の健康長寿の計画から、2次になってはどれ位の評価が得られるかというような結果も含めて、次回の計画書では評価も表したいと考えています。ただ、この計画書に基づいて、色々その都度健康講座、それから健診等も変わってきておりますので、その都度予算に反映をさせて頂いて、町民の方には周知をさせているというようには考えている所です。

3番： 残念ながら、評価をしていないということでございますが、書き物によりますと、この第2次25

年の4月から始まった第2次におきましても、10年間という長いスパンでございますので、途中5年を目途に評価をなささいという国なりの指導もございますので、次回は是非分析をして頂きたいと思っております。分析がないということでございますが、町長なり課長なりお考えの中での、舟形町の健康の課題と言いますか、舟形町の特徴というのをもしお考えありましたら伺いたしたいと思います。

町長： 課長から、ちょっと。

税務福祉課長： 舟形町の特徴は特にご承知の通り、勤勉で真面目な町民性とか考えています。ただ、先日高齢者フェスティバルを実施しましたが、お母さん方の参加は沢山あるんですけども、男性陣の参加を今後いかに計っていくかということが特に我々地域、それから個人的にも考えていくことが大事なかと考えています。以上です。

3番： そういう面からじゃなくて、健康上の課題で例えば、西南部地区がそういう病気、例えばたとえが悪いんですけども、糖尿病の方が多いとかそういう分析はしてないですか。

町長： 課長から。

税務福祉課長： 舟形だけに限られた特徴的な課題ではございませんけれども、男性の方についてはやっぱりこの新庄・最上地区、脳血管障害に関わる課題をどうしていくか。それから、女性については先程ロコモティブシンドロームと言われましたけれども、体感の機能を支える筋肉が減ってきているということもありますので、その辺を保健士、各地区担当をして回っておりますので、その辺をどう改善していくかということが、やっぱり本人がある程度やってみようということがなければなかなかできませんので、今回も介護保険も含めまして、一時予防事業として、去年は幅、紫山、木友、西堀、今年度は紫山、西堀、舟形第2、それからいきいき予防サポーターとして清流荘を使って、舟形のお母さん方がやっております。この中でも、しゃんしゃん体操の普及に努めて参りますし、それから24年度3ヶ年が経過したということで、幅、木友地区は3ヶ年経過しましたので、まちづくり課の方でも支え合い事業ということがございまして、幅、木友については今年度もやっています。

それから、2次予防事業としてアンケート、地区はある程度設定しまして、アンケート調査をして、健康でないというような報告がありました場合には、去年は福寿野地区と下長沢地区を対象に、2次予防事業ということで、徳洲苑を利用してやりましたし、それから25年度については舟形の1から4を対象にこの2次予防事業をやっています。

従いまして、今後予防事業がどれだけ定着していくか。特に、先程町長の話にもありましたけども、口のケア、口腔ケアも含めて、全般に健康で過ごせるような体制づくりについては、町としての方針を示しながら進めてはいきますけれども、やっぱり個人個人のその活動に参加してみようという意気込みが大事だと思っておりますので、普及については宜しくお願ひしたいと思います。以上です。

町長： 今、課長から色々話ありましたけども、端的に今の現況を見ますと、やはり認知症の方が多くなっているのではないかと思います。この中にも、16年に策定した中でも、健康習慣づくりとか心の健康づくりというものが一番上の方にランクされております。ですから、最近施設なんかを見まして、或いは病院関係も行って見ますと、この人が認知症かというものが非常に端的に現れているのかなと思っております。今、町民の皆さんにも、事ある毎に「人生最大の任務は健康である。」ということで私申し上げております。そして、そのためには今課長もちょっと言いましたけども、介護予防教室、認知症予防教室、健康ウォーキング教室、それから食生活改善教室です。食べる物、そして老人クラブ等には輪投げ、或いはグラウンドゴルフ、或いはゲートボールなどを推奨しております。いわゆるこの健康づくりというものが一番大きな、この26年策定する中でも、教育委員会の体力づくりと共に大事な要素ではないかなと思っております。

今、国の方で健康寿命を推薦する3つのアクションを今やっております。毎日10分の運動、それから2番目が一日プラス100gの野菜を食べる。禁煙と。禁煙の度合いも大分少なくなってきたと思っておりますし、この健康寿命イコール、この26年度の策定する中には健康寿命という目標にしながらも、この健康づくりというものをどうするかと、斎藤議員が言った通り、町の責務、町民の責務、或いは機関の責務というもののジャンルの中で、健康づくりについての策定というものが一番大事な要素、その中の心の健康づくりが大事なのかなと思っております。

3番： 様々ご意見ありがとうございました。何か聞いている内、難しくなってちょっと分からなくなったんですけども、先程も申し上げましたけども、26年策定するについても町の今の課題と言いますか、舟形

町の特徴、特性を掴む必要があると思うんですよ。その辺りをしっかりと分析をしなければ、幾ら皆さんが集まって、話し合っても何から取り組めばいいか分かんないと私は思うんですよ。

ですから、そこで先程申し上げました行政の役割は何なのでしょう。責務は何なのでしょうというのがそこなんです。答弁の中で、行政の責務というのをはっきりと答弁の中に見えてこなかったものですから、今一度伺いますけども、この健康づくりをする上での町政の町としての責務、役割は何なのでしょう。

町長： 先程も答弁しましたけども、まずこれを分析するという事だろうと思います。中間的な検証もしてありませんので、私もどうなのかということで、担当課に申し上げましたけども、これをね、現況と目標をしっかりと定めておりますので、これを今検証すると。これが最初だと思います。これに基づいて今減少した、高まっている横ばいであるというまで出てきます。そこに認知症なり或いは介護予防のジャンル新たに取組んで、プラス健康寿命どうするかというものが町の課題ではないかなと。そして、町民の方には分析の結果をお知らせして、町民の課題も拾い上げるというのが方法論ではないかと思いません。

3番： 分かりました。それでは、ちょっと質問を変えたいと思います。

最近何かこんな事申し上げにくいんですが、私の周りで若い方が亡くなるケースが増えているような気がしております。本町での健康診断と言いますか、保健センターでの健康診断の受診率はどのようになっているのか。もし、年代別でも分かれば教えて頂きたいと思えます。

町長： 詳細、課長の方から一つ。

税務福祉課長： 数字的なものは持ち合わせておりませんので、もし良ければ後で提示させて頂きたいと思えますけれども、一つ健康診断の受診率は低減化傾向にあります。というのは、一頃のいわゆるガン検診と呼ばれた時には、全体で行っていた経過があります。ところが、特定健診に移行した際に国保加入者が町のやつで、それから職域でのものについては職域での検査ということで、制度上そのように従来のガン検診から変わってきています。なかなかその中で特定健診になってから伸びがないということで、新庄・最上地域で組織しています保健医療協議会という中でも、どうして特定健診になったら受診率が下がっているのかなということがよく言われております。ガン検診そのものずばりの頃はそれなりの健診率の向上が見られたのですが、特定健診になってから低減化傾向にありますので、その辺も含めて今後も動向を見守っていきたくと思っております。以上です。

3番： それでは、後で詳細について教えて頂きたいと思えます。合わせまして、健康センターで受診する場合に町として受診者に対するその補助と言いますか、助成と言いますか、その辺りもあるんでしょうから、その辺りも後で教えて頂きたいと思えます。時間もないので、この件については最後に平成26年度に第2次の策定と言いますか、それを手がけるということでございますので、先程質問の中で申しましたように、町民参加によるより実効的な計画の見直しに努めて欲しいと要望しまして、この件については終わりたいと思えます。

次に、2番目の交流事業の関係でございますが、まず初めに私が質問の中で申し上げました交流事業による町への貢献度また経済効果は幾ら位か、どの程度かという質問させて頂きましたが、明確な回答がなかったように感じております。その辺りから伺います。

町長： 有路課長の方から一つ。

産業振興課長： 先程町長の方からも答弁の中にもあったんですが、舟形町では都市との交流というのは昔からの交流或いは繋がり、信頼関係というものを発展させまして、都会の消費者とそして舟形町の生産者ということで、一般的な流通を介しないでやりとりすると。産消提携というもので取り組んできております。

この成果としましては、まず三光小学校の方に現在、2年程前から月1回給食の食材を送付しております。そして、今年の10月には回答にもございました通りに、全国的に有名なウナギ屋の社長さんと町長がトップセールスで、具体的な納入或いは中華料理さんへの食材の納入というものを話がなりまして、先月から納入しております。回答にもありました通りに、今年度中に1,500という白菜を設けると。この件につきましては、11月30日東麻生地区で食育フォーラムというものを実施しております、その際も地域の方々と色々交流を深めております。最近そのフォーラムにおいて、提案された幾つかのものがございまして、まず東麻生の幼稚園の方からも食材として検討してみようかと、更に先程ウナギ屋、中華料理屋とか

話あったんですが、その他にも地域の豚カツ屋さんでも納入したいと。

更に、非常に大きい話があったんですが、フォーラムの時に港区の学校の給食関係の職員さんも来ておらっしゃいまして、そこで別個に時間を取って頂いて、今後の舟形町からいろんな農産物等の給食の食材について、納入できないかと話をした所がございます。そうしましたら、丁度港区の方で27小中学校があるそうです。そこに、米を別の所から今納入しているということなんですが、それを舟形町からも納入するような、参加するような場に設定してもいいという話がございまして、これ成立しますと年間800俵というような量でございます。これが、今年度中に納入できるかというものを同じ土俵の中に舟形町の米、農産物の方も給食の食材として検討するよというような話がございます。そういう広がり、繋がりも都市の交流、或いは地域の交流というものを密にしながら、信頼関係というものをもとに本当に実現しつつあるのではないかと思います。成果としては着実に出てきていると感じております。

3番： 様々とこれからの何と言いますか、契約先とか教えて頂きましてありがとうございます。私が聞きたかったのはもっと端的にですね、今年例えば五橋中学生が233名来ている訳です。その方々来たお陰で舟形町に幾らお金が下りたかとそういう面で聞きたかったんですよ。そんなに町に貢献になっているのかと、そういう町民の方が考えれば、うちでも一人位泊めてみようと、そういう事広がっていくんじゃないかと、それがまた先程課長おっしゃったその野菜とか云々に繋がるんじゃないかと思ひまして、そこ質問したかったんです。後で教えて頂きたいと思ひます。

時間がないので、次にいきたいと思ひます。東北ろっけんパークの件ありましたけども、端的に申し上げます。私が質問の中で申し上げております、仙台市内での町単独での定期的或いは固定的な店の基地店と言ひますか、その考えがあるのかないかお伺ひします。

町長： 仙台市も近郊都市でありますので、魅力的なものがあるであろうと思ひます。この仙台市についてはまずこれから検討してみたいと思ひます。最近になって、今月の12月の12日から山形市の十字屋本店で舟形町の文化展と物産展が開催されます。こういう様式の形態のやつが、仙台市でもできないかというようなことであります。これは十字屋さんについてはお話によりますと、6日間舟形町だけのようであります。この中に舟形町の15の出展者が6日間出店するということになります。勿論、野菜、米、全部ありますけども、それも縄文の女神も文化展も兼ね合わせながらという中でありますので、そういう面で仙台市との五橋を拠点にすればいいのかどうか、それも検討しながらならないと思ひますけども、そういう十字屋さんのような展示会も一考ではないかなと今考えております。検討させて下さい。

3番： 十字屋の件は宜しいかと思ひますけども、仙台云々となりますと、費用対効果もあろうかと思ひますけども、その辺りも含めまして、お検討頂ければなと思ひております。

もう一点だけ、先程白菜の件が出ましたけども、白菜について今後生産者についてどのような方法で周知されていくのか、その辺り一点だけお伺ひします。

議長： 奥山町長、時間見ながらお願いします。

町長： 振興課長。

産業振興課長： 白菜と今年はなんですが、来年度からはキャベツ、大根等も作物の品目としても増えてくる、量もどの位増えてくるかという所も分からない所もあるんですが、それをできれば契約栽培というようなものの形で取っていききたいということ考えているんですが、契約する方をどう選考するかと、公平に選考するにはどうしたらいいかということについては今検討中です。

議長： いいですか。時間になりましたのでそれでは、ここで3番議員の一般質問を終結させて頂きます。

3番： ありがとうございます。

議長： それでは、ここで午後1時まで一旦休憩をさせて頂きます。(11:41)

議長： それでは休憩前に復し一般質問を再開致します。(13:01)

4番佐藤広幸君。

4番： それでは私の一般質問は、「職員採用に計画性はあるのか」と題して、一般質問をさせて頂きます。

舟形町は3年続きの大雪で冷え込みましたけれども気持ちも融かすほど、昨年から活気あふれる話題が数多くできた年ではなかったかなと思ひます。

その一つに、昨年は1名の職員、今年は5名の職員採用となり配置された各課でも新しい若い力と、今後の活躍を期待することで新鮮な空気が流れていることだろうと思ひます。

更に、今年度は2名～3名の職員採用を予定していると聞いています。

奥山町長が初当選した当初は「職員採用は不補充で行く」と言って実践したことは、まだ記憶に新しいことです。

しかし、一転して2期目当選以降は職員の大量採用となっていることに、計画性が見えず、このままのペースで職員採用をするつもりなのか疑問を抱いております。

平成23年に舟形町心の世紀行財政改革推進委員会の大場和夫委員長より建議書が提出され、様々な建議が出されましたが、その中に職員の目標数は町民100人に対し、行政職員1名以内と考えるべきとあります。

私自身、職員採用を不補充で行うべきではないとの考えを持っていますが、計画性が無いかのような採用は、行政運営に不信感を与えます。

そこで、どのような計画のもとに職員採用をしていくつもりなのか質問致します。

町長： それでは、佐藤広幸議員のご質問にお答えします。

平成19年3月15日に、当時の伊藤町長に対しまして、佐藤議会議長から「舟形町議会地域活性化調査特別委員会」の決議書が提出されております。特別委員会では「職員削減」を議題として、先進地の視察調査を慎重に実施し、町財政の健全化を図るという崇高な目的によりまして、全会一致で決議書が提出されたものと理解しております。

具体的な要請としては、定員管理適正化計画について、最終目標を人口1000人当たり職員10人以下であること。当面5年間（平成23年度までの5年間）は、新規職員採用は行わないこと。との議会からの要請を重く受け止めまして、これまででも何回か答弁してきたように、この決議書を忠実に履行して参りました。

平成22年度に設置されました「舟形町心の世紀行財政改革推進委員会」では、町民の代表10名によりまして、自立のまちづくり・協働のまちづくりの観点から、効率的な行政運営の在り方について、議論して頂いた経過があります。

平成23年1月26日に、舟形町行財政改革建議書として、8項目に亘りまして、具体的な提言を頂きました。その中で、人件費の抑制、給与の適正化の項目の中では、「人件費の削減に努めること」「町の人口を考慮し、町民100人に対し、職員1名以内を目途とすること」また、「優秀な人材を計画的に採用すること」などを提言しております。

平成25年度の地方公務員給与実態調査によりますと、舟形町職員の平均年齢48.3歳、山形県で最高齢となっております。県内町村の平均年齢が43.0歳でありますので、平均で5歳高い事になります。町では、平成17年度からの「集中改革プラン」に基づきまして、平成30年度までの定員管理適正化計画を作成し、適正な職員数の管理を行っております。

条例上での職員定数は、114名であります。この計画策定時の職員数93名でありました。目標年次の平成30年度には79名に計画をしております。現在の職員数77名体勢であります。毎年、退職者が続きますので、優秀な人材を計画的に採用し、建議書にありますように、総人件費を抑制しながらも、町職員の年齢構成のバランスを保持し、長期的な展望に立って、健全な財政運営を図り、行政サービスの更なる向上を目指し、安心安全のまちづくりに尽力していきたくと思います。以上であります。

議長： それでは再質問を許可致します。佐藤議員。

4番： それでは再質問させていただきます。まず、役場職員となられていらっしゃる方というのはきちんとした大学なり、高等教育の教育を受けて、そして役場のきちんとした試験をパスして、この職員となれたという優秀な方ではないかなと思っております。これはお世辞ではなくそう思っています。そして、そういった方々が、町ではやっぱり一番の頭脳の方々が集まっている所が、この役場庁舎だというように私は認識します。ですから、この期待に是非とも応えて頂きたいなという思いをいつも持っている訳です。

さて、夏にですね、合併をしない町と宣言した矢祭町という所に研修に行ってきた訳ですけども、合併の議論になってる時は随分研修の方も一杯来られていましたけども、今となってはほとんど研修に来られている方もいらっしゃらなかった。でも、やはりその時自分等で自主的に生き残っていくんだと言った気概はもう役場に入った瞬間から、役場職員或いは議員の皆様方の行動から感じられるものがありました。ちなみに、この矢祭町と舟形町は似ているんですね。人口が、舟形町は6,000人をちょっと切りましたけれども、矢祭町は6,300人で、この人口をどれだけの行政でやっているかと。これは公平に見るために総務省が発表している24年度の統計から調べてきましたけれども、舟形町は80人、矢祭町は59人、21人のこ

の開きがある。同自治体人口規模ですね、人口規模で。更に臨時職員、現在の舟形町25年度は77、78人ですかね。78人位としても矢祭町では現在は20人前後。20人と言ってましたけども、その後どうなったのかはあれですから、20人としますと58人の差がある訳です。同じような自治体でもこれだけの差が出ているという所をまずは知って頂きたい。で、ということから話を始めたいと思います。

そして、建議書に出ました、この建議書に出る前に、以前の議会から佐藤勝議長から、そういった建議書が出されたということで、それを履行してきたという話がありましたけれども、そしてこの答弁の中に今度は条例を出してきて、条例上職員定数は114人ですけれども、策定上は93人、今は77人になっているという話がありましたけれども、これどっちを優先して考えている訳ですか。要するに、建議書に23年度に大場和夫委員長が出されてきた建議書と、100人に一人の職員数を目指しているのか。前に作った114人の条例上の定数の時に作成したこの案で、要するに平成30年度までに79名に作成しているから、今現在77人だからもう目標は達成しているんだという所が優先しているのか、そちらのどういう考えで今職員の採用を見ているのかという所を、建議書なのか、条例上作成した計画なのか、そこら辺の所再質問したいと思います。

町長： まず、冒頭に佐藤議員がおっしゃいました、この職員のあり方、優秀な職員であります。ただ、初心貫徹という意味から申し上げますと、そうっていない職員もいるのではないかと思います。もっともっと努力をして、初心貫徹をやっぱり貫いていく職員というものも、職員教育、或いは職員研修の中で我々執行部としてもそれをフォローしなければならないと思います。と同時に、職員自身もそういう気概を持って町民のサービスに当たって欲しいと思います。

それから、矢祭町でありますけども、人数的にはそうかもしれませんけども、面積或いは公共施設の張りつけ、これもあるのかなというように思います。一概に、20人或いは30人というものも数字あるかもしれませんけども、その組織の体制というか、施設の増減というものあるかと思う。今、小学校、中学校一つありますけども、矢祭町どういう感じですか分かりませんが、その辺も勘案しながらの統計上のものも私の方でも調べてみたいと思います。

それから、この113名は今の条例定数114名、これ定数であります。従いまして、議会議員の皆さんが決議書で23年度まで5年間、職員採用を控えて欲しいということ踏襲守って参りました。これが、私が言う一般質問で、佐藤議員の言う不補充というものは、その事を指しているのであって、決して私はそれを建議書を守ったということでもありますので、これはご理解願いたいと思います。今、進めているのは79名という30年目であります。これは長い話でありますので、今取り組んでいるのは今現実の問題で、今取り組んでいます。従って、100人に一人にするという方向で、今定員管理を進めているということで、ご理解を願いたいと思います。今、具体的には総務課長から。

総務課長： 初めに、議員さんの方から職員に対する大きな期待を頂きまして、大変にありがとうございます。採用試験等についてちょっと若干説明させて頂きたいと思います。昨年は37名の応募がございまして、最終的に1次試験、2次試験行いまして、今年4月から5名の方を新規採用をしております。今年については20名の申し込みがございまして、最終的に議員さんの質問にも2名ないし3名とありましたけども、最終的に3名の方に採用の合格通知を出させて頂きました。以前分かりませんが、今は公開、開示が原則になっておりますので、1次試験は全国規模で全て行いますので、または2次試験は作文、面接、その前に性格等の試験もございしますが、そういったもの加味しながら、試験官等につきましても一切町と直接関係のないような人をお願いしております。例えば、一般の銀行の人事担当の方でありますとか、外部の方を中心にやっております。一切何と言いますか、全ての数値で出て参りますので、その数値に基づいて、我々担当課の方で町長に提案しまして、そしてそれに基づいて採用通知を出させて頂いております。また、以前にもお話しましたが、なるべく30歳代未満が昨年以降ですと0ということで、ちょっと異常な職員構成になっておりましたので、それは解消したいということで、社会人枠も若干設けて、昨年は年代毎にやった訳でありますけども、なかなか私達が期待するようなそういった方がいなかったということで新規学卒が中心になっておりますけども、そこは厳選公平にやっておりますし、我々いつでもその(16:10~16:23聞こえない)行政改革と言いますか、特に町村合併が特にずうっと出まして、どこの自治体も行政のスリム化ということで取り組んだ経過があります。その中で、5年間のそういった議会からの要望がございまして、うちの町長はそれを誠実に履行したということだけをご理解して頂きたいと思います。

ただ、その反動と致しまして、非常に行政機構がいびつになっているということも、是非議員の皆さん方には理解をして頂きたいと思えます。平均年齢も50歳近いということで、35市町村でも特異な行政になっております。若い職員が少ないというのが町の特徴でございますので、その辺りをこれから町長にお願いしまして、年次的に職員を採用しながら健全な行政の機構を作って参りたいと考えておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

後は、集中改革プランで平成30年度までの目標の数字が79名になっておりますけれども、これはあくまでも計画を作成した時からの数字でありますので、議員さんおっしゃられましたように既に77名、77名ということは教育長も入った数字で、実際は76名でございますけれども、既に達成したと考えていると思えますけれども、これからまた退職の数も色々変動して参りますので、そういった事も加味しながら79名だから既に76名で達成したからいいのかという質問ありますけれども、まだまだ財政も厳しいような状態が続いておりますので、そこは他町村とかまた業務内容等見ながら、町長に適切に職員の採用をこれからもお願いしていきたいと考えておりますので、一つ宜しくお願いしたいと思います。

4番： 答弁頂きまして、ありがとうございます。職員を減らしていかざるを得ないというのは、時代の必須事項だと思います。その反面、その穴を補うために臨時職員等を言うなればかなり採用していらっしゃるのではないかなと思えます。この将来はこういった体系というのは変わらないと思えます。ですから、役場職員にやっぱり期待するのは新しく入った人含めてですけども、いかに指導できる職員になるかだと思うんです。入った時から指導者になる教育というのを受けさせていくべきではないのかなと。正直言って、指導者とはどうかなと思う職員もいらっしゃる事はいらっしゃるかもしれませんが、やはりそういった人は職員に適さない時代になっている。つまり、臨時職員をきちんと使える職員、指導できる職員というのが必須の課題が今後待っているだろうと思えます。ですので、私の考えとしましては、是非そういった町の職場、庁舎内或いは庁内に帰ってもそういう指導的な立場に立てるような職員を養成して頂きたいなと思えます。

さて、一方で町と議会は両輪の如くと言われてますけれども、尚私達この条例がちょっと出てきましたんで、議会の自治法の条例の中に5,000人から10,000人までの人口の議会議員数はまず上限で18人までとなっているんです。ご存知だと思うんですけども、その議員定数、実際は16人だった議員定数を10人まで減らした。この条例上から言うと45%の削減をした。議会側はですね。16人という実際の数字からいくと37.5%の削減をして、まず我々は6年前にそういう決断をして、我々も身を削って、町政に当たっていきこうと決断した訳です。この6年間、それに匹敵するような町の改革というのはあったんだろうかというのが、一つのこういった100人に一人とか、総務省では1,000人に10人という指標を出してはいますが、そういった所まで職員を減らすということが、それに当るのではないかと考えられているのではないかなと思えます。実際町長どうですか。町長になられて、6年位経つと思うんですけども、我々議会側がこれだけ人削減して、議会に望んでいる訳ですけども、町側がそれだけの削減効果というものを出したというものがありますでしょうか。

町長： 先程の質問でちょっと繰り返すようになりますけれども、当面23年度までとこういう格好になりますけれども、まず一つの目的は100人に一人ですよ。これを間違わないで。議会から建議書ありました、この定員管理適正化計画については、最終目的は人口1,000人当たり、いわゆる100人に一人、これをこれからも遵守していくとこういうことなんです。ただ、当面は23年度までの5年間これは不補充でいいとこういう、ですから前段です。100人に一人を目指しますと、こういう定員管理計画をこれから履行していきたいとこれなんです。ですから、これについては、ただ佐藤議員もおっしゃる通り、時代というのは年々変化しておりますので、新たな事務量増えてきます。ですから、また一方、今までの事務も減っていくと。でも、その度合い、増えていく度合いと減る度合い、これはなかなか増える度合いの方が大きいのかなというふうに思えます。これまでの経験上からも。ですから、そういう新たな事務に対応するための職員のあり方というものも当然整理しなければならない訳です。

従って、先程も佐藤議員が言った通りに、職員の教育というものが非常に、この大きくウエイトを占めてくる訳であります。従って、一人一人が平均的な職員であるとすれば、クリアできるのかなと思えますけれども、何と言っても職員になった限りは、生涯この役場職員であるためには先程言いましたけれども、自分のこの役場に入った初心というものを忘れないで毎日毎日努力をして、毎年毎年反省して、それをやっていけば私は立派な職員になるだろうと、色々反省もしながら目標を持ちながら、そういう職員になって欲

しいというように思います。

後、数字上で申し上げますけども、今人口6,000人切りましたけども、これを例えば先程の地方自治法18人或いは10人と引用すれば、今条例定数114名でありますので、60になったとすれば、 $60 \div 114$ で、そういう減少率が目的ではないかなと私はそう思っています。

4番： はい、ありがとうございます。まず、町民100人に一人という職員数については、大変前向きな答弁をもらっているというように受け止めます。ですので、是非ともこの一般質問の表題のようにその計画を出して欲しいなという所なんです。計画があつて始めて今言ったものが実際に履行されていくんだろいうなというような実感持つ訳です。ですので、例えば平成23年度の大場和夫さんが建議書として出された時点で、その建議書を履行していこうとなった時に、もう既にその計画書の作成に着手していなければならない事だったのでないかなという所が一番の私の言いたい所です。ですので、これはやっぱり住民に支障来たすという位、職員を減らされてはやっぱり困ると思います。住民の方も。しかし、それが何人最低いれば大丈夫なのかという、そういう町の見解と、そしてこの建議書を履行していこうという計画書、これが計画なり考えが出て始めて、この職員計画というのがきちんと毎年進められていくことになるのではないかなと私はそう考えております。ですので、その計画をもいつ作るのか。そういった所を実際に聞きたい訳です。いつまでに作るのか、そこを再質問させていただきます。

町長： まず、総務課長からちょっと。

総務課長： 佐藤議員さんのおっしゃる事は、よく理解できる訳でありますけども、あくまでも集中改革プランの場合は平成30年までとなっておりますので、これは県の市町村課の方にも提出しておりますし、これは全ての市町村で作成していると思います。それはそれとして、多分町独自で大場和夫委員長が舟形町行政改革推進委員会建議書を提出した時に、8項目に亘って提言された訳でありますけども、そこに具体的にあります。その後も1年経過しましてから、私の方に文書で1年経過してからどのようになったんだということで、回答を求めています。私は私なりに作成しまして、これは公文書でないんですけども、こういうように町の方では取り組んでおりますということは報告した経過がございます。今いつ頃、具体的に作成するかとありましたけども、これはあくまでも定数だけの問題ではありませんので、舟形町の全体的な業務量に亘りまして調査しなきゃいけない訳でありますし、また以前に比べて、舟形町役場の課の数ですけども、他町村と比較して分かると思いますけども、一時の半減になった訳です。一人の課長が退職すると、その課が別の課とくっつくとか、そういった感じで非常に職員に対しても、業務量と言いますか、いろんな面で多くなったような感じがしますし、そこは議員の皆さんにおかれましては、不便をかけてしまったかなと反省がございますけども、そういった意味で5年も経過しておりますし、ある意味では議員さん全体の総意も是非お聞きしたいような気がしますし、また我々も5年経過してまたはいろんな市町村等の動向も見ながら、そして先程町長も100人に一人と言っておりますけども、今は1,000人に10名となる訳でありますけども、これが一つの目標で長野県の下条村の場合ですと、やっぱり同じように60数名の職員が34、35名でやっているとした事実を私も確認した事がございます。そういった意味で、弊害もある訳でありますけども、全国平均で1,000人に対して16名なんです。平均しますと。舟形町は大体13名位になっておりますので、非常に他市町村に比べて、ある意味では言葉は変ですけども、行政改革が一番進んでいるとご理解はしておりますけども、その弊害等についても是非ご理解を頂きまして、定数とか業務量とか課の数とか全てを総括的に見直していく必要も私もあると思いますし、ただいつまでと言われますとここで返事はできませんけども、そこは町長の方と相談しながら、どういった体制で、また町民の皆さんから入って頂いて、みんなですういった適正な職員の数とか業務量とか、そこで審議して頂きまして、そして然るべき時に、議会の方にも提案できればいいのかなと思いますけども、ここでいつまでとお約束できませんけども、町長の方と検討をさせて頂きたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

4番： いつまでということはなかなか言いにくいということですがけれども、役場庁舎外枠は耐震補強をしてしっかりと直す訳ですから、そこに入っている人間もですね、また新たな一歩踏み出すという意味で、なるべく早めにその計画を出して頂きたいと思っております。手前味噌ですけども、我々議員の議員定数削減というのは我々自身が議論して、削減するところ決めてそう行った事です。役場職員の皆さんも、我々はこの部分で、或いは今の舟形町の人口に合った職員数でやっていけるのかというのを、自らやっぱり議論していければ、気概なりを持って頂きたいと思っております。ですので、もう前向きな答弁を頂いております

ので、是非それが具体的な形となって、計画となって早期に出して下さるようお願いをして、要望して一般質問を終わりたいと思います。以上です。

議長： 以上をもって、4番佐藤広幸君の一般質問を終結致します。続きまして7番叶内富夫君。

7番： 私からは通告文に従いまして、一般質問させていただきます。質問の主題と致しまして、「報酬審議会を開催を」「町村合併について」2点お伺い致します。

(1) 報酬審議会の開催を

民主党政権から、自民党安倍政権へと移り発足から1年を過ぎようとしております。

デフレ経済の脱却を目指して色々な政策が実行されました。穏やかに景気が回復しているとの経済指標が発表されていますが、まだまだ実感として感じられません。

町でも少子高齢化が急速に進み人口も6千人を割り込み、時代に即した体制作りが求められます。各種補助金の見直しをはじめ、職員定数の削減、各種委員の報酬の見直しを含めメリハリのある行財政改革が急務であると考えます。早急に改革案を提示し、報酬審議会を開催する考えはありませんか。

(2) 市町村合併について

国債の残高が1千兆円の大台を超え、都道府県債、市町村債を合わせると数千兆円に上り、国民一人当たり数千万円に及ぶと思われまます。

子孫に負担を負わせる事は許されません。

今できる事を早急にしなければなりません。

痛みを伴う行財政改革はもとより、市町村合併、道州制の導入も選択肢の一つと考えられますが、町長の考えをお伺い致します。

町長： それでは7番叶内富夫議員の質問にお答えします。

初めに、「報酬審議会の開催を」についてお答えします。自主財源の乏しい当町の財政事情を考慮すれば、叶内議員が言われるように絶えず行財政改革を念頭に置きながら、行政の無駄を省いていく事が重要だと思えます。町では、平成17年度から5年間に亘り、集中改革プランを作成し、行政の効率化とスリム化に向けて取り組んで参りました。選挙時の投票所の削減などの事務事業の見直し、指定管理者制度の導入による民間委託の推進、職員数の削減、職員手当の見直しによる、指定管理・給与等の適正化への取り組み、保育所の統合による出先機関の見直しなど、多岐にわたり総合的に行財政改革を推進し、実行して参りました。5年間での集中改革プランによる財政効果は4億7,200万円になりました。引き続き集中改革プランによる行財政の改革に取り組んで参りたいと思えます。次に、報酬等審議会についてであります。直近の報酬等審議会の開催につきましては、平成10年2月13日に開催されています。この時は、公職選挙法の改正によりまして、選挙嘱託員の選挙長、投票管理者及び投票立会人・開票立会人の非常勤の特別職の報酬の一部改正を行った経過があります。舟形町特別職の報酬等審議会条例第2条に「町長は、議会の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額についての審議会の意見を聴くものとする。」とあります。議員報酬や町長、教育長等の給料の改定を議会に上程することを前提として報酬等審議会が開催されることとなります。現段階では、最上地方町村会においても、そのような動向は無いものというように理解しております。国や町の財政事情を考慮して、「町長等の給与の特例に関する条例」の設定により、町長が給与の30%削減、副町長が15%の削減、教育長が10%の削減を、自主的に実施していることをご理解して頂きたいと思えます。

次に、市町村合併についての質問にお答えします。国・県の行政指導により、全国的に平成の市町村合併が推進されました。最上地方の8市町村も合併問題に大きく振り回された経過があります。当町においては、平成16年6月6日に実施されました「合併の賛否を問う住民投票の結果」により、合併をしないで、「自立の町」を目指すという厳しい方向を選択しました。自立への町を目指し、歩み始めて、今年で10年が経過しました。多くの町民の皆さんが、苦慮し真剣に選択した、自立の町への「熱い思い」を一時も忘れることなく、行政の無駄を押し、スリム化の行政を目指し、町民の幸せの実現に向けて邁進していきたいと思えます。道州制の導入については、先に行われた全国町村長大会で、地域の格差を更に拡大する恐れがあることを理由に、反対の特別決議を行っております。道州制が導入されれば、再び市町村合併が強制され、小規模自治体が益々衰退し、人口減少に更なる拍車を掛ける事になりかねないと思えます。全国の町村長と連携して、道州制の導入に反省の運動を展開して参りたいと考えています。以上です。

議長： 再質問を許可致します。7番叶内議員。

7番： 最初に、報酬審議会等の開催から入りたいと思います。報酬審議会の開催についてはいろいろな条件があるという今町長が話してございます。各最上市町村の首長の選挙公約一部でありますけれども、報酬の20%から50%までの削減ということで、色々な選挙公約で、色々な各市町村の村長が立候補し、また当選した経過があります。それを特例ではなくて、条例に則った削減幅ができないものか私なりに考えておりますので、町長のその考えをお伺いします。

町長： 先程答弁しました通り、この報酬のあり方というものは今の給料体制、平成8年からです。平成8年から今の町長、副町長、教育長、議会議員或いはその他の委員、選挙管理委員、農業委員会の会長、教育委員長等の者が平成8年からこれが実行されております。十何年間なる訳でありますけれども、この報酬の審議会の事はまず一つは2年に1回しましょうという慣例と言うか、申し合わせもあります。後は、最上郡一致して、これを特別職の報酬等改定する場合は、最上郡歩調を合わせてやりましょうということもあったようであります。

ただ、この2年に1回というものは、実はそのもととなるのが町長の給料なんです。町長の給料。今82万円というものは平成8年からです。82万円になった経緯というのは、職員の人事院勧告に基づいてなっております。ですから、平成7年までの人事院勧告ご通知の通り、平成7年以前は非常にこの経済成長もいい時代でありましたけれども、そういうものを勘案しながら、先程言いました通り、2年に1回ということになって、平成6年、平成8年に2年間しております。平成6年に1回やっております。私の資料では、後平成8年から今の報酬をずっと継続しているという状況です。

ですから、それ以降につきましては、何と言っても首長の給料なんです。首長の給料。これを例えば、平成8年にやって、平成8年から実施しましたので、平成8年から平成24年度まで人事院勧告が、どうなっているかということなんです。これを計算してみた所が、総トータルで△の0.54です。アップ率が平成8年から平成24年度まで、0.54のアップ率です。ですから、82万円に0.54掛けて決めるかという世界なんです。

そうしますと、町長の給料を例えばですけども、今82万円でありますけれども、押し並べて議長さんの給料、副議長の給料、議会議員の給料、これも申し合わせて決まっております。町長の給料掛ける議長さんは37.8%でしたか。そういうこれは山形県全体かもしれませんが、最上郡ではそういうように統一になっております。

これは議会議員の、この報酬の有り様については、議長会或いは最上郡の議長会等で論議しております。これは。最近はありませんけれども、平成6年、平成8年当時はそういう全国市町村議長会からの通達、これなども参酌して、県の議長会或いは最上郡内の議長会でそれを参考にして、町の方にこの位の率でやって欲しいということも報酬審議会等で平成6年、平成8年に議論した経過がありますので、そういう面からしますと、今0.54の人勧の十何年間のやつでありますけれども、異動はない訳でありますので、最上郡一円或いは山形県全体でも報酬審議会等の動きが見られないということであろうと思っておりますので、一つご理解願いたいと思っております。

7番： 報酬審議会の開催については、今町長が言われた通りだと思いますけれども、2年に1回ずつ報酬審議会を開催するという事は、今までは民間企業と地方公務員の格差是正のために、報酬審議会を頻繁に開きながら、格差是正のために審議会を開催して、そして民間と地方自治体の職員の給与を進めるために色々やってきた経過がある。それは私も知っております。ただ、今ここで真剣に考えなくてはならないのは、各市町村の人口が大きく減少している。また、町村の財政力も各市町村について、公債費率を始め、いろんな形で違うという形の中で、舟形町独自でも報酬審議会を開催して、そしてその時代、その特に合ったような体制もあってもいいかなと私なりに考えております。

そして、今どこの市町村でも同じ高齢者の人口が大幅に増加している中で、ある委員の給与が安いとか、そういういびつ給与体制が今見えるような感じしております。今まで大変難儀をしております委員の方の手当てが無報酬でいいのか。そしてまた、いろんな委員の給与が今まで通りでいいのか、その辺を再点検する意味でも、報酬審議会等の改正をしながら、今の各種委員、そして町長始め、我々特別職の議員の見直しも含めてやる時期ではないのかなと思っておりますが、その辺の考えをお伺いします。

町長： この度、職員の東日本大震災への支援ということで、職員にも理解して頂きまして削減した訳でありますけれども、その後について最上郡の町村会でも2回程話し合われた経過があります。その時に私は

この際特別職もどうかという提案はしました。ところが、そこに全面的に賛同する人がいなかったよう
あります。一人二人おられますけども、ただその際というようなものは、やっぱり先程人事院勧告云々、職
員が削減するとすれば、この際特別職もということで提案申し上げましたけども、なかなかそれが実らな
かったということは、やはりこの最上郡一円ではなかなか難しいのかなと。これは、やっぱり議長さん
なり議会の皆さん、これは議会という組織があります。山形県議会或いは山形県町村議会、最上郡の議会も
ありますので、それにどうのこうのというものは、なかなか難しいのかなというように、独自にするに
しても、ですから首長がまず一心同体となってしなければ、この問題はなかなか難しいのかなと。突出して
したとしても不公平感が漂うのはやっぱり、このそれぞれの舟形町の議会議員もそうでありまして、それ
ぞれ委員もそのような事になるのかなと、不平等、不公平、不快感と言いますか、そういうものが生じて
くる恐れもあるのかなと思いますので、これは慎重に考えていかなければならないだろう。と同時に、や
っぱりこの首長の考え方一つであろうと思います。これは、今までのこの報酬のあり方というものは、そ
ういう歴史もありますので、首長とそれから山形県町村議会の、この間の関係というものもやっぱり尊重
しなければならぬというように思います。

7番： 大体、奥山町長の考えはよく分かりましたけれども、報酬審議会開催イコール報酬の削減とい
うことではなくて、その時代に合った報酬の体系が必要ではないのかと私は思っております。

それでは、次に町村合併に対して町長のお考えをお伺いしたいと思います。まず、今4番の佐藤議員が
町の職員体制等の中で色々ご質問されましたけども、これも町村合併とも深い関係がありますが、その中
で大体の大まかな事は佐藤議員が私の代弁して、職員採用から行財政改革まで踏み込んだ考えをお聞きし
ましたけれども、私からは町長が6年前、町長なる時に合併問題の最中でしたけれども、合併は時期早尚
であるというようなことで、町長の数多い公約の中から一つの公約として覚えたよう記憶しております。
その中で、今でもその合併に対する考え、時期早尚なのかどうか、その辺お伺いします。

町長： そのように思っています。

7番： あれからもう10年になりました。昔から10年一昔、今で言えば10年一昔でなくて、5年一昔なん
だと、経済の動きはもう早いんだという考えを私は持っております。そこで、奥山町長さんには最上郡で、
最上郡の市町村長会議でも、皆町の財政が苦しいのがほとんど同じだと思います。今、佐藤君言われまし
た100人に一人の職員体制にしても、1,000人10人同じ問題でもありますけども、その中を手取り早く削
減を実行するには、町村合併が一つのテーマではないのかなと私なりに思っております。

確かに、舟形町は10年前住民投票で合併をしないで自立の町を選んだという経過がありますけれども、
その時の一つの条件と致しましては1市1町だけの合併では駄目なんだと、最上郡一つになった大きな合
併だという形の全体のもとに住民投票したのかなと、私はそう理解します。私もその当時は、1市1町の
合併には反対でした。今、考えてみますと、それが正解だったのかなと感じています。しかし、今の他町
村の人口形態、また高齢者社会突入に対して、住民サービスという点から考えてみますと、合併は避けて
通れない大きな問題でないのかなという考えのもとで、奥山町長さんには大変でしょうが、合併推進の旗
頭として最上市町村の場でご活躍する考えはあるのかどうか、その辺お伺いします。

町長： 私町長になってから、色々合併で毎月のように合併する会議を毎月やりましたけども、あの時も
今質問にあった通り、私は時期早尚或いは金山、大蔵、最上、4町村ね、合併は時期早尚であるとい
うことで、後は新庄市は勿論合併賛成でありましたけども、鮭川、戸沢、真室川これはやや合併向きとしたこ
とでやりましたけども、実際は結論から申しますと1人減り、2人減り、3人減りと結局合併はなかった
訳であります。今すぐ、私が先頭に立って、合併しましょうという気運ではないと私は思います。その時
に合併が破談になった時に、色々申し上げたのはまず私は贅肉を取りましょうと言いました。それから、
もう一つ大事な事は地域力、合併しようと合併しまいと地域力がなければ駄目なんだと。ましてや、平成
の合併の検証の分厚い本であります。やっぱり。合併した町村で一番この困っているのは地域力。先程、
2番議員の奥山議員の方からまちづくり基本条例と云々ありましたけども、今進めている地域づくりなり、
或いは雪を支える事業なり、或いは安否確認訓練なり、自主防災組織づくりなり、これはその前段である
ということで、まず先程答弁しましたけども、そういう地域力をやっぱり養っていかないと、なかなか合
併難しいだろうというように思います。今の首長さん方もどういう考えか分かりませんが、まず気運
とすればなかなか難しいということでもありますので、その辺もご理解しながら、ただ広域連携というよ
うなことで今取り組んでいます。これは合併は別にして。一つは職員同士の交流なんです。これは前にも言

ったかもしれませんが、最上総合研究所、政策研究所、職員一人各市町村から2名ずつの或いは最上広域から1名と、それから最上総合支庁から2名でしたかな。15名の中でこれ2年間やりました。これグループ制でありますけども、大変素晴らしいプレゼン頂きました。それぞれやっぱり職員の皆さんは考えているもんだなというようなことで、来年度その一つを取り上げて最上広域事業としてやりましょうということで、首長では確認しております。それから、この企業の誘致なんです。これも私になってから毎度これは言っていましたけども、最近ようやく前に進んでいくような気運にはなりました。それから、今月でしたか。コンピュータ学校に、介護施設の福祉科が誕生します。30名、50名かな。これも最上広域事業なんです。これは、雇用の創出の意味で、一つ最上郡に介護士の養成というようなことで、これを提案しておりました。これは、介護福祉士は国の市町村の、私のえんじゅ荘もありますけども、かなりある訳でありますので、この介護福祉科を新庄コンピュータ学校に作りましょうということでもあります。そんな事で、最上広域連携事業の中で今取り組んでいるということも一つご理解願いながら、これをまだ一つ、2つ、前向きに取捨選択して取り組んで参りたいなというように思っています。

7番： 大体分かりました。それでは、町長に要望という形でお話したいと思います。今、町の商工会は最上町、舟形町、大蔵村と合併になりました。また、森林組合は最上7市町村合併になりました。農協も最上町、舟形町、後萩野農協ですか、新庄の一部ね、合併になりました。そのような合併の動きの中で、これから膨大な日本国で1千兆円を超える大きな借金があります。この借金を後世に残さないためには、どうすればいいのかということのをそれを真剣に考えるべきではないのかなと。各市町村の予算の分取化、力関係による方法ではなくて、真剣に日本国を考えた場合、色々な専門家の話聞きますと、40年後には日本は中国の植民地になるというようなショッキングなお話をする政治家もおります。聞いてみると、今の最近新聞賑わしておる選挙権の問題を考えると、そうなるのかなという考えもありますが、根本に第一に子孫に負債を残さないというような形での町政をこれからやって頂きたいなと思います。これで、質問終わります。

議長： 町長に質問いいですか。答弁いいですか。町長手を挙げています、半分位。奥山町長、手を挙げたので。

町長： 私先程も一般質問ありましたけども、国の借金でありますけども、これ最近のデータで9月末時点で1千11兆円だそうです。国、地方合わせて。これは、世界でも最高レベルというようになります。ただ、日本が倒産しないのは何故かということなんです。スペインとか或いはオランダ、デンマーク、色々ありましたね。不良債権を捉えて。これは、国民の総資産が総務省の幹部と意見交換しまして、私質問したんです。これは1千500兆円、国民総資産があるんです。ですから、1千500兆円に近い形でこの借金になると、これはデンマークのようになるでしょうと、或いはオランダになりましょうと、ギリシャになりましょうとこういう事なんです。ただ、これに甘んじていなくて、やっぱり国の借金を減らすということは最大の課題であります。町のこの借金でありますけども、一般会計では減っています。ただ、特別会計なんです。特別会計ご承知の通り、最上郡でも新庄・最上地方で一番生活環境がいいのは舟形町だと思います。それだけに公共事業、公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽、この3つの生活排水処理施設の普及率これは96.6%でありますので、先んじて環境のいい住みやすいものを作ったんだということで、特別会計の借金が増えていると現状で今は増えておりませんが、多くと、各市町村よりも。これを減らしていく工面も頭に入れながら、行財政運営をして参りたいと思います。

7番： ありがとうございます。

議長： 以上をもって、7番叶内富夫君の一般質問を終結致します。続きまして1番佐藤勇君

1番： 私の方からは2点程質問をさせていただきます。

まず、初めに「大雪に備えた効率的な除雪対策を」

今年の初雪は、雪囲い、農作物の収穫がまだ終わらないうち、まとまった積雪となりました。3年続いたような大雪は今後、地球の温暖化によりもはや平年の降雪量となるだろうと予測される学者も多くおられます。今年も降雪期を迎えようとしていますが除雪対策は万全ですか。

23年度24年度の2ヶ年は大雪により除雪経費が1億円を超え、その内約40パーセントが排雪経費となっております。昨年は町道を11工区に分け、7社の業者に委託されていましたが、今年の委託はどのようになりましたか。又、昨年度の町道除排雪関係資料によりますと、除雪に対する苦情が15件、その他課題が5項目に上げられていますが、どのように検証されましたか。

委託の方法を変えての効果をどう積算されたのか伺います。

もう一点、「2014年に向けての農業振興策は」

2014年度の予算編成に向けて農業政策が審議されております。T P P交渉と共に、農業の将来が大きく変わろうとしています。

農業生産をなくしては町の存続はないものと思われま。農業は、「構造改革に取り組み、競争力強化を図る必要がある」と言われていますが、当町のような中山間水田地帯の町としては、水田をフルに活用していく取り組みが最大と思われま。町の26年度に向けての農業振興策を伺います。

町長： それでは1番佐藤勇議員の質問にお答えします。

3年続きの豪雪に、町民の皆さんも家の周りの雪処理には大変苦労されたかと思ひま。今年も長期気象予報では大雪を予想されている気象士もいるようであります。

さて、議員が言われるように、平成23年度、24年度は1億円を超える除雪経費がかかり、その4割が排雪経費となっております。

排雪につきましては、家屋の回り、苗代、ハウス等の敷地を優先的に行っておりますが、込み入った住宅地については、豪雪の場合状況によっては数回排雪する場合があります。

また、平成25年1月28日の総務振興常任委員会の資料で、「除雪に対する苦情」として提出した資料があります。この中には、一つは町民からの苦情、2番目が委託業者からの苦情、3つ目が行政側の苦情、更に町道除雪の課題とした資料であります。

これらの苦情について、すぐに対応できるもの、また対応できないもの、或いは町民の方に協力、理解を求めなければならないもの、多様化する住民ニーズへの対応などに区分し、各項目を検討し、対処していかなければならないと思ひま。

今年度の町の除雪は、町道管理延長126.3kmのうち、常時除雪約98.0km、その他の路線11.0kmとし、主要幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共施設等の道路を主体とし、除雪を行う計画であります。

昨年度は、10工区と小型工区併せて11工区で行っていた町道除雪委託を、今年度は2工区にして委託をしております。

1工区は昨年の「旧1工区～旧6工区」まで、2工区は昨年の「旧7工区～旧10工区、そして小型工区」というようになっております。

これは、町の監査で今までの単価が低価格であるため、除雪契約単価の見直しと、除雪時間を短縮するため、工区を増設するのではなく、各工区の連携を取った除雪体制をとり所定時間まで終わらせるようにと指導がありまして、それなども参考にしながら今年度より実施するものであります。

この方法は県と同じ方式であります。工区をまとめることによりまして、旧工区の範囲にとらわれることなく連携を図ることができまして、除雪時間の短縮が図れるメリットがあるものというように思われま。

最近では除雪オペレーターの高齢化が進む中で、若いオペレーターの育成も必要かと思ひま。技術を持ったオペレーターが減少することで、苦情の増加の一因になっていることも考えられます。

除雪は、冬期間の道路交通の確保は勿論のこと、町民の生活道路としての安心・安全、また緊急時の道路として確保しなければならないものであり、今後も町民のご協力とご理解を得て町道除雪を行って参りたいと思ひま。

2番目の「2014年に向けての農業振興策は」についてお答えします。

平成26年度以降の農業施策については、今、国で協議している米政策の見直しや、T P P協議の行方にも大きく影響されることが予想されます。米政策の見直しでは、経営所得安定対策・日本型直接支払制度・米の生産調整・農地中間管理機構等、稲作依存の高い舟形町にとりまして、いずれの項目もこれまでの農業経営基盤に影響する重要な事柄ばかりであります。

特に、昭和45年に始まった減反制度については、5年後には廃止する見直し案もあり50年振りの農業政策の大転換となります。また、減反に協力した農家に交付する10a当り15,000円の直接交付金も削減から廃止の方向で検討されております。小規模経営で高齢化が進んでいる舟形町の農業にとっては大変厳しい状況にあります。

これまで舟形町では基幹産業である農業について様々な支援策を講じて参りました。稲作プラスアルファ

ア-の畑作園芸の推進を図っています。

特に今年度は、町の主要作物であるネギ・ニラの販売額向上を目指しており、営農指導体制も強化している所であります。来年度以降の農業振興策については、国の米政策見直しの動きに対し、的確な対応とこれまで以上の園芸栽培拡大を図っていかねばならないと考えております。

具体的な取り組みの一つに、幅広い農業生産施設導入支援があります。強い農業づくり交付金事業・経営体育成支援事業・戦略的園芸産地拡大支援事業・創意工夫プロジェクト支援事業・畜産生産拡大支援事業などの国や県の補助事業を積極的に有効活用し、更に農業施設整備の強化を図っていききたいと考えております。

また、主要園芸作物の生産拡大を図っていくためには、栽培規模の拡大指導・新規栽培者の相談会などを実施しながら農家所得の向上を目指して参りたいと思います。12月1日にも舟形町園芸作物栽培セミナーを、米以外の農業を始めたい方、周年型農業、自分のスタイルにあった品目などの畑作を考えている方を対象に開催をしております。来年度においても農協さんと連携を持ちながら、このような取り組みが数多く粘り強く実施していくことが必要と考えております。主要振興作物でありますネギ・ニラ・キュウリ・アスパラガス・トマトなどの生産拡大支援を主体としながら、更に、昨年から取り組んでいるラズベリー栽培、今年度裏の山に早期成園化展示圃を設置しておるわらび栽培は、豪雪地帯でも栽培に適しているので、プラスアルファの所得向上を図るために積極的に指導して参りたいと考えています。

また、今後、農家の後継者不足、高齢化が進み、更に、農地流動化が加速する事も予想されますが、農業基盤未整備区域は、農地集積の際、借り手がつかず耕作放棄地につながる懸念があります。今、舟形町では福寿野地区で圃場整備を実施しており、また、来年度は小松原田地区で圃場整備の採択が予定されております。また他地区でも圃場整備が必要な区域もありますので、今後とも農業生産基盤整備の啓蒙に力を入れていきたいと思っております。

舟形町の中心となる農業経営者は、認定農業者・担い手農家、それぞれ75名おりますが、これからの農業振興を図るには農業後継者や地域の農業者組織の育成が重要だと考えております。昨年度からスタートしました「人・農地プラン」の青年就農給付金事業を有効活用し、農業後継者の確保に努めていきたいと考えております。

国の政策が大きく変動しようとする中、引き続き「頑張る農業者」の支援を実施して参りたいと思っております。以上であります。

議長： 再質問を許可致します。1番佐藤議員。

1番： 今回入札方法と言いますか、委託方法が変えられたということで、県と同じようなスタイルでやるということですが、これには前年度の監査事項で指摘された事項を考慮してという形だと思っておりますけれども、実際今回の工区配置で入札して、実際計画がどのような形で路線をやっていくのかということについて全協で若干説明があった訳ですが、何ら前と全く変わりがないと。工区を2工区に分けただけのスタイルであるという流れから見ますと、ここにあるようないろんな苦情を処理するための改善策だと思います。要するに、通勤に間に合う時間のような、早い時間にどこでも除雪はしてもらいたい訳です。そういう中で、そういうものをどういふようにこの検証されてこういう状況で工区に分けて、尚且つ2工区の各業者さんの方から計画を吸い上げて、路線のスタートラインとか共有制があつての連携をどのように図ろうとしているのか詳しくお伺いしたいと思います。

町長： 矢野課長から一つ詳しく。

地域整備課長： 今1番議員さんが言われたように今年2工区に分けて、今までの旧工区11工区分を2工区に分けて発注しております。ただ、議員さんが言われるように、工区分については旧工区と大体同じような配分になっているものと思われまます。ただ、2工区に分けた事により、工区が合併する事で各工区の連携が図られ、遅い工区があれば早く終わった工区が応援に行くとか、そういう対応ができるものでありまして、その分については今までよりも良くなるのではないかなと感じております。

また、苦情でございますけども、管内の除雪体制見ますと、舟形町、新庄市、それから大蔵村さんが一番朝早く出発しております。2時というのが舟形町と大蔵村さんだけで、新庄市が2時半です。他は3時からの除雪体制になっています。終わりの時間が7時半と設定しておるのも、舟形と新庄と大蔵だけで、後の町村は終了時間は10時半とか1時とかになっておって、かなり遅い時間の終了時間になっております。そんな面からしますと、舟形町はかなり時間を守って、除雪体制を組んでいるのではないかなというよう

に感じております。当然、国交省とか県は、国交省は当然24時間体制でありますので、県も朝でそれから日中の作業と2つの体制で整っておりますので、国や県とはちょっと違いますけども、町村としましては舟形町はかなりいい体制でやっているものと思われま。

また、検証でありますけども、それぞれの問題点、すぐできる問題点、それからすぐできない問題点もありますけども、そういうやつについては現場を確認しながら、または町民の方と話をしながら対応できるものは対応しております。そして、対応できないものがあれば、すぐ対応できないものがあれば、打ち合わせをしながら、後で対応するという形をとっておりますので、町民の協力を得ながら、問題点を解決していくという方向を今後ともとっていきたいと思います。

1番： これから問題点を解決していくというように私の耳には聞こえてくるんです。ここの答弁をする中でも、今言われたように各項目を検証して、対応していかなければならないと思っています。となっている訳です。これはやっぱりそうである項目と、今現在対応策をとっている項目があるはずで。去年苦情があった分に関しては、全てこれからやっていかなければいけないと思っています。という言葉なんですか。

町長： もう一回。

地域整備課長： 今ちょっと言葉の意味が違ったかなと思うんですけども、去年の苦情に対してはほとんど全部処理しているはずで。処理できないものは多分ないと思うんですけども、何か問題あれば担当者も現場に行って確認しておりますので、それをそのままにしておくのはあまりないと思いますので、今後とも今年もそういう問題が生じれば、素早く対応していく方向で考えておりますので、宜しくお願いします。

町長： 今、佐藤議員からご質問ある、除雪に対する苦情です。町民からの苦情5件、委託業者からの苦情5件、行政側の苦情5件、課題ということで4つ程ありますけども、これを検証したかということであります。矢野課長の方でも、すぐできるもの或いは時間かかるものと言いましたけども、端的に私もこれ見まして、感じた事を若干申し上げます。

まず、町民が協力してもらわなければならないということが大分あります。先般、町報見ましたけども、町報にも除雪についての注意事項ということで書いてありましたけども、まずその中でも、道路に大量に雪を出してくる或いは除雪後に道路に雪を出してくる、それから路上駐車があるということもある訳です。これは、徹底して町民の方がやっぱり、町民側でやっぱりしなければならない課題であろうと思います。これは実は、ある町内会に行きましたら、こういう「除雪にご協力下さい」という町報があるんです。これ生ぬるいと。こういう町内会があるんです。これは、ここにも「思いやりの心で雪処理を」「除雪後の道路に投雪止めましょう」これではなくて。もう少し、戒めの気持ちでやって欲しいと、書いて欲しいという町内会もありましたので、これらを参考にしながら、やっぱり町民からもご協力すると、願いたいということもまず町報以外でも啓蒙しなければならないというように思います。

それから、除雪によって庭木等が故障したと、これはすぐ補償するということだと思います。色々ありますけども、まず何と言っても、2工区になりましたので、2工区の伊藤組さん、丸産機興、まず責任を持って、こういう苦情をなくすためにも2工区制度にした訳でありますので、後はパトロールです。パトロールを徹底するということがあります。これは、業者任せではなくて、この町民からの苦情15項目ありますけども、要はパトロールです。これが、徹底すればこれの半分以上は解決するかと思います。排雪の問題もありますので、排雪は毎日やる訳いきませんので、そういう現場を見て、排雪の日程を決めるとかいうことも、細かな指導というもので業者と行政が一体となつてするのが、これからの除雪の有り様であろうと思いますので、その辺も一つご理解願ひながら、いい提言をお願いしたいと思います。

1番： はい、全くその通りだと思います。町民の協力なくしては、やっぱり適切な時間帯に道路の交通を確保するための安全な除雪作業はできないと思われま。オペレーターの皆様方も熟年の技術を持って、毎日の体調管理をされながら、早朝早くから通勤の支障のないようにと必死になってやっておる訳です。しかしながら、今言われた通りに、例えば道路の中央まで雪を持ってきて、除雪車両がちょっと不具合があつて来られない時にはもう車が通れない状況になっているとか、公民館等であれば基本的には避難の指定区域になっているはずの所に機械等で雪を置いていって、結局それをロータリーで積む事によって、避難場所すらもないと、挙句の果てにはそれを町で排雪しなければいけないというような悪循環の流れが多々あるということをオペレーターの方から数多く伺っております。

また、町内の方に出向いて意見を聞きますと、例えば堀内地区は、「うちの所は雪が多いが、除雪来るのは一番最後だと。何故こういうことになるの。」という質問も承っております。そういう状況の中で、今町長が言われたようにいろんな多く課題があると思います。そういう課題を全てクリアする事は到底不可能であります。

しかしながら、やはり先程まちづくり基本条例を設置したらどうかということがありました。また、除排雪対策の支え合いの事業も今年2年目になって、スタートしている訳ですけれども、そういう今言われた苦情を処理する、まちづくりその他いろんな課題に関して、やはり一番尽力されているのが町内会長じゃないかなど。なかなか町内会長がまとめないと、各地域の問題点がまとまっていけないと。

しかしながら、この質問ちょっと外れますけども、今町内会長の手当てが凄く厳しい状況で、低いんじゃないかと私なりに思っております。是非、地域をまとめるためには、こういう諸問題まとめるためには、町内会長の尽力がなくしてないと思います。是非、そういう面から見ても、こういう手当てを町内共に見直せるような形の中のサポート役として、行政も口添えしていくような形で、いい地域づくりにはやっぱり聞き役が必要なんだという形を作って頂きたいと思っております。

それに併せて、排雪4割かかっている経費、今後ともずっと続けていくべきでしょうか。それじゃなくて、健康問題も今回質問ありました。やはり、こういう大雪の町には、嫁さん来てもらうためにはやっぱり道路が良くなって、雪が捨てる所がなければ良くないと思います。前からも何度となく、質問させて頂いておりますけども、やっぱりこういう課題をクリアするためには長期に亘って流雪溝の計画を図りながら、やっぱり健康増進のためにも、自分の家の周りの少しずつでも雪を流して消えれば春先には良かったねというスタイルになるような長期的な計画では是非流雪溝の計画を確実に持って頂けるようお願いしたいと思います。どうでしょうか。町長。

町長： 町内会或いは町民の協力がなしには、このやはり除雪事業いい面での除雪にはならないと思しますので、今のご質問なども参考にしながら、そういう方向に取り組んで参りたいと思っております。それから、流雪溝は今の時点では、第2期の基本計画の実施計画に乗せるような努力して参りたいと思っております。以上です。

1番： はい、是非前向きな姿勢で将来を展望した形の中で、計画を確実に進めて頂きたいと思っております。

続きまして、農業問題ですけれども、先程2名の方が農業問題に触れられて、しっかりとした質問の時間があるんじゃないかなろうかと思いましたが、時間が関係上、質問しなさいと言われても、なかなかあれですけども、12月1日中央公民館にて、第2回の農業フォーラムが開催された訳で、私も参加させて頂きました。その中で、やっぱり日中という時間もありません、やっぱり高齢の方、女性の方の参加が多かったかなど。その中で、希望的にはやっぱり新しい作物、今ラズベリーと、今回は花で言えばリンドウですか。そのような形の中に、こう聞き耳を立てながら、ブース的に分かれた時には、こう真剣に聞いておられたなという形がありました。その中で、やっぱり何を作ればいいのか、何をやればいいのかという問題も確かにそうだと思います。しかしながら、質問の中でも触れたように、中山間地域である当地区の場合は、条件の良い所、また条件の悪い所、様々混雑している地形にある訳です。そういう中で、今からはこういう今大転換期である農政のものに対して、立ち向かっていくような強い農業基盤を作るにはどうしてもほ場整備していくというものが欠かせないと思います。福寿野地区、今回は言われた通りに、小松原田地区が今進めようとしております。今は国の施策で自己資金率が限りなく少ないような状況の中で、計画性を持っていけば事業が整う訳ですけれども、今後どうでしょう。町長が言われているように1千兆円を超える国の負債、確かに倒産をしない国ではあるかと思っておりますけども、今後こういう事業も自己負担率を過分な形の中でしないとやっていけないようにだぶつく事業だと思います。仕事量が。というのは、今各地方に出向いてみても、昭和40年代、50年代に区分整備されたほ場がまた大区画となって、更に区画整備が急速に進んでおります。というのは、やはりこういう諸問題に少しでも力を付けて立ち向かっていく姿勢がそのものだと思います。そういう姿勢を持って、わが町でも行政が主体となった形の中で、基盤を整えながらの営農ビジョンを立ち上げるべきと思っておりますけれども、なかなか「やりたい。やろうと思っております。」という言葉は、質問の度には伺っております。しかしながら、「思っています。」の言葉だけで、実際行動に出て、座談会等なりを進めていくような形が一切見られていません。今後はどういう形で推進していくつもりですか。伺います。

町長： 有路課長ちょっと。

産業振興課長： 今ご質問のありました通りに、米政策が大きく変わっていかうとする中で、耕作放棄地等を減らすようなしっかりした対策の大きな施策としましては、生産基盤整備というもの大きな取り組みではないかなと思います。先月の下旬頃、県の方で市町村を呼んで、今回の米政策の見直しについて打ち合わせ、意見交換会したんですが、その時も生産基盤の整備というものについての他町村からの話がありまして、地区によりましては、基盤整備のほ場の条件が色々違うと、そういうようないろんな条件に合ったほ場事業の対応も県の方で考えて頂けないかという話もございました。県の方では、相当採択要件としては、それに対応するものに拡充してきているという話であります。当舟形町におきましても、今ありました通りにほ場整備進んでいるんですが、ただ地域毎から言えば、バランスからいけば、部分的にはまだまだほ場整備が必要な区域もございます。これにつきましては、農業委員会でも基盤整備の方を啓蒙しなければならないというような積極的なご意見等も頂いて、町としてもこの基盤整備の啓蒙に積極的に取り組んでいかなければならないということで認識しております。この件につきましては、うちら農政の方も然りなんですが、地域整備課の方の基盤整備、ハード面の対応につきましても、そちらの方の繋がり、考えというものも非常に一体となって進めていかなければならないということで考えております。地域整備課の方での考えも地元からの要請を受けてというのは理想的なんですが、なかなか出てこないという状況があれば、やはり行政からも投げかけていくという話も聞いております。そのような事で、町としても取り組んでいかなければならないと思っております。宜しくお願ひします。

1番： はい、地域支え合いの除排雪事業も資金を準備して、行政取り決めませんかと町内に問いかけてはおる訳です。ところが、今課長が言った通りに、行政も主体的に我々農業者も主体的にという形ですけども、なかなかやっぱり先程言ったように、いろんなまとめ役は町内会長であるという形で、大変苦労されているということですけども、農業の基盤、舟形町の基幹産業は農業という中で、では今の農業の大先輩達の中で誰かが今引っ張っていかうとする姿がない訳です。若干なりあったとしても足を引っ張られる状況であると。若者がちょっと意見を出すと、足を引っ張られるという状況の中であると常々伺います。

そういう中で、統制を取るためにも、やっぱりある程度の範囲では行政が主体となって、しっかりとした基盤づくりというものを農業分野だけでなく、それを進める事によって、前段に申しました除雪を考慮するための流雪溝に、共に同じような水を使うという流れのスタイルを作り上げていくことができるんじゃないかなというように思っておる訳です。そういう流れから見ますと、是非そういうものをしっかりとした形の中で、長期的に早めに今の流行言葉じゃないですけど、こういう計画が「いつするんですか」「今でしょう」というような形で、しっかりと早めに着実な計画を持ってやってもらいたいと思います。

尚、先程触れました園芸セミナーですけども、今回2回程やった訳です。前回よりも若干今回の方は人数が多かったという感じはしました。しかしながら、あくまでも聞いて終わりというスタイルの流れが園芸セミナーかなと、それではなくして、やはり地域就農意欲がある方が、参加できるようなスタイルの作り方、事業計画というものをしっかりと頂きしたいと思います。

例えば、20、30年前であれば、成長期の時代であれば、町で計画してバス2、3台こぞって、例えば婦恋のキャベツ団地を見に行つたという経過があります。その他色々そっちこちに出向いて、見学をしながら意見交換をし合つて、よし取り組んでみようというスタイルになる訳です。今、費用がない、経費がないという形で、閉じられますけれども、農地・水若しくは中山間という国の助成で来ている、各地域団体に来ている助成金がある訳です。そのやつを事業的に各団体でする部分と、できるか分かりませんが、それを中央に集約して、そういうように研修視察、勉強会並びに試験農場というものを町に作つて、今農業実践塾の方々が3名程いる形の中で、オブザーバーとしている訳ですけども、その方から指導仰ぎながら、確実な後継者の育成する場面が必要ではないでしょうか。そう私は思います。ただ、して見せるだけの姿だけでは、なかなか定着していかないのが事実であります。やっぱり、実践的な姿を共にし合う事によって、後継者を育成していくという形を作らなければ駄目なのではないかなという思いで一杯であります。

それと同時に、今回農漁村の関連での加工センター構築という形の中で計画がある訳ですけども、JAにもこの前質問あった通りに、加工施設があります。そういうように、先程のCSAの形の中で今連携して顧客を増やしていくという形の中で、米では800俵とか、白菜では1,500玉という形の数字が先程出くわしておりましたけれども、いずれにしてもそのフローチャートの中にはJAという団体が入っていない

と。そういう中で今回加工施設を構築するに当たって、JA並び、団体等のタッグ、組み合わせというか、そういう考えは全く持っていないものなのではないでしょうか。お伺いします。

町長： 町が先頭に立ってやるというのが私駄目だということは言うておりませんので、視察研修が必要であるとすれば、当初予算でも考えながら、そういう後継者、新規就農者の研修もいいのかと思いますので、後ただ、農協さんともこの研修についてはやっぱり営農体制も農協さんでありますので、私の方でも土屋君が今年度からおりますけれども、要は支援しても営農というものも範疇もあると思いますので、その辺も農協さんとじっくり連携しながらやっていかなければならないと、研修については前にも農業委員会の方にも大分支援をした経緯もありますので、作物の個別的なものがあるとするれば、そういうものがあるとするれば当初予算で計上して参りたいと思いますので、宜しくお願いします。

議長： 佐藤議員、時間見てをお願いします。

1番： はい、そうですね。やはり後継者を育てるためには儲かる営農プラン、やはり儲からない農業では後継者は育たないイコール町は作れないという形がなるのではないのでしょうか。しっかりとした農業営農ビジョンを策定して、計画的に推進して頂きたいと思います。宜しくお願いします。

議長： 以上をもって、1番佐藤勇君の一般を終結致します。

以上で、本日の日程は全部終了致しました。明日は午前10時より再開を致します。9時45分までお集まりを頂きたいと思います。それでは、これで本日は散会を致します。(14:46)

ご苦労様でした。

平成25年12月4日（水）
平成25年第4回定例会第2日目
午前10時00分開議 欠席無し

議長： おはようございます。只今の出席議員数10名です。只今から2日目の定例会を開会致します。直ちに会議を開きます。

日程第1に入る前に、昨日の一般質問の答弁において、税務福祉課長より詳しい説明は後程という件がありましたけれども、この件につきまして只今説明したいという申し出がありますので、お受けしたいと思います。

税務福祉課長： 3番議員のご質問でございますけれども、健診率についての質問がございました。健診率につきましては、24年度の決算の主要な施策の成果表に掲載しておりますが、特定健診、40歳から74歳受診者は、国保加入世帯を対象とした特定健診になっております。

昨日も、お話ししたけども、職域での健診が特定健診から始まりましたので、国保加入を中心にしています。ただ、社保加入、共済加入の方についてはクーポン券を持参すれば、国保の健診もドックも受けられるとなっております。40歳から74歳の受診率は45.2%、人数にして620人。それから、75歳以上の受診者につきましては計算式がありまして、人口が1,244名、対象外として136人の施設並びに長期入院者引きますと1,108人。ただ、寝たきりや医療機関で受けるという方がおりますので、これが858人。健診対象者は252人としております。受診者は174名で、75歳以上の後期高齢者は69.6%の受診率となっております。

この結果は、特に舟形町で追跡調査をした経過はございませんけれども、厚労省が2013年7月24日に公表しました、生活と支え合いに関する調査結果の概要の中で、過去1年間の健康診断未受診者の理由という所がありますが、対象は65歳以上と、それから20歳から64歳に分かれてありますけれども、「必要とあると思わない」という項目が大きくて、65歳以上では「必要があると思わない」48.1%、それから20歳から64歳については43.4%という数値が出ています。多分、それから2番目が「多忙で時間がない」という統計が出ております。これを結果的に解釈しますと、医療機関に受診されている方が多くて、要するに特定健診、それから人間ドックに行かなくても、それなりに医療機関で通常検査を行っている方がいらっしゃるのかなというには考えています。ただ、特定健診は特定健診として、それなりの効果効力がありますので、今後とも特定健診については周知を徹底して、進めて参りたいと考えております。

それと割り引きについては、年齢毎には24年度の主要な施策でも書いてございますけども、大腸ガン検診等のクーポンについては40、45、50、55、60と5歳刻みでのクーポン券を発して、無料でこの世代については受診がしやすいようにしております。以上でございます。

日程第1

議長： 日程第1 議案第63号 平成25年度舟形町一般会計補正予算（第4号）について議題と致します。朗読説明をお願いします。

総務課小野班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑につきましては頁款項目を名言されできるだけ簡潔にお願いを致します。最初に歳入についての質疑を許可致します。質疑ありませんか。ないですか。

2番： 12ページの1款1項2目、法人町民税2,100万円程増えておりますけども、これは増えたというのは景気が上向いてきた結果なのか、それとも予算の段階でぎりぎり低く抑えておいて、今回増えてきたから補正という形をとったのか、どちらなのでしょう。

福祉税務課長： 今回の補正につきましては、法人につきまして特にキリウさんですけども、今の所顕著に自動車関係が伸びているということと、それから固定資産税の調停が出来上がりますのが、4月ということなので、当初予算では見込めないということもありまして、この時期町民税含めて、補正予算ということで上げさせて頂いている所です。

2番： そうしますと、今年だけ景気が良くなったということで、このような数字になったということじゃなくて、毎年このような形で発生してくるという理解で宜しいですか。

福祉税務課長： 24年度の税収につきましても、特に法人税の伸びが顕著であった事例もありますし、それから町民税も含めまして、税収の動向につきましては、前年の所得に応じて、課税客体を補足して調

停ができるのは、固定資産については4月、それから町民税については国の所得税が確定する6月に確定しますので、そういう事もありまして当初予算もそれなりの前年度と、それから徴収率を含めて積算した当初予算額を計上しますけれども、調停という行為、要するに調査決定をして、出来上がるいわゆる入ってくる調停額が決まるのが、そういう時期的な当初予算とは時期的なズレがございますので、その辺で9月の補正財源として上げるか、それとも12月の補正財源で上げるかということは、予算査定の中で話をさせて頂いて、9月は大半、昨今であれば繰越金が大体財源になっているようですので、昨年に引き続き12月補正財源として計上させて頂いた所です。

議長：他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって歳入についての質疑を終結致します。

続きまして歳出の第2款総務費から第6款農業水産業費についての質疑を許可致します。質疑ありませんか。

9番：財産管理費の中だと思んですが、実は、14頁。総務費の財産管理費の中で、確か昨日ですな。堀内旧堀内小学校でそがきをしているような感じなんです。これはどこから金出ているのか、ちょっと聞かせて下さい。

まちづくり課長：10款の方に旧小学校の管理費という予算を取ってまして、そちらの予算額の方から今回まちづくり課の方で発注をして、そがきをしているということになります。

9番：10款というと教育費の方ですな。あれを統合してから学校、例えば富永、堀内小、そして長沢とあるんですが、その後の私一般質問したんですが、その後の状況もし町長分かる範囲であったならお聞かせ願いたいと思います。ということは、堀内小学校は解体をするなり、別の施設等に貸す云々と話あるんですが、例えば一般質問の中で私も言ったのは検討委員会を立ち上げた、しかし名前だけで一回しか集まっていないと、その後そういう事どうやっているのか、そしてこれから小学校跡地をどうするのか、約1年近くなるんで、できれば進捗状況等をお聞かせ願えればと思います。

まちづくり課長：検討委員会については議員さんから言われるように、昨年度一回でありましたけれども、今回質問もあったということもありまして2回目を開催しました。それで、2回目の開催については、議員の皆さん方にお話している内容等についてお話を、今の町の取り組みについてご理解を頂いたということになります。

特に、その中では意見は出なくて、なるべく早くやって頂きたいというのが、そういう話の内容だとうちの担当の方から聞いております。

それから、今の状況でありますけども、堀内小学校については今そのふるさと特養については、一応の国の方の方針を見たので、その方針に従うべく町の方では都会の方の区役所との連携をすれば、ふるさと特養ができるということを判断しておりますので、相手方の区役所さんとの話し合いを今後進めていきたいと思っております。

それから、長沢の方についてはNPO法人を立ち上げる準備をしているというお話でありましたが、先月申請書は県の方に出されております。大体2ヶ月位を要すると伺っていますので、1月の中旬にはNPO法人長沢学校というNPOが立ち上がる予定になっております。今のNPOの方と協議を詰めてまして、その学校の使い方、それからグラウンドの使い方、そういったものを今詰めている所です。今の所、NPOさんの方では下の方にぶら下がる「インターズ」という会社を立ち上げて、そちらの中に入って、大元はNPOさんの方で、企業誘致をやったり、それからマッシュルームのもぎ取り体験をやったり、レストランをやったりということについては、今までお話を議会の方に説明している所と同じであります。学校を使うその内容ですが、いろんな情報網を舟形マッシュルームさんの方では持ってまして、それで今いろんな企業さんの方にアプローチをかけて頂いてるようで、その学校を概ね全部使えるようにしたいということで今色々取り組まれております。具体的な名前については、町の方のその支援策とか、そういったものがどういふものがあるんだと今問われてまして、それらをお話をかけている企業さんの方にお伝えをするという段階であります。一応、NPOは1月の中旬に立ち上がるということになります。富長小学校はちょっと今の所、オファーも文科省の方のホームページの方に挙げているんですが、今の所オファーはないようではありますが、NPO長沢学校の方で富長小学校も含めて、企業誘致を考えていけるのではないかというお話を頂いております。そういった中で、町の方の支援策があれば来そうな会社があるんじゃない

かというお話を承っていますが、そこら辺の支援策等については、今後議会の方と相談しながらやっていきたいと思っています。今、一応NPOさんの方で、いろんな企業の方にアプローチをして頂くと言っておりますので、そちらの方と町の方の独自のその誘致活動を合わせて、富長小学校については今後進めていきたいと思っています。

議長： 他にありませんか。

6番： 私から16頁の民生費で質問させていただきます。町長にお尋ねしたいんですけども、9月19日東京都議会公明党というので3名程、特別老人ホーム視察ということで参っている訳なんですけども、その3ヶ月余りなりますけども、今まで3ヶ月間の間に状況、どういう進展したのかお聞きしたいなと思います。

町長： あれですか。公明党のその件ね。ちょっと先々月だったでしょうか。今ふるさと特養で進んでおりましたので、東京都の高齢者の部長さんとも何回かお会いして、何とか都市部の高齢者を舟形に持ってきたいということで、運動展開しておりましたけども、そういう中でこの公明党さんがうちの、私も厚労省等でプレゼンも2回程やりましたけども、朝日新聞、読売、毎日大分出ましたので、それを見て都会議員の公明党の方々が4名でしたか来まして、その内の一人が東京都の厚生労働委員長なんです。女性の方ですけども、この方も実は来たんです。これは東京都の中でも、東京都の高齢者の対策をどうしようかというふうなことで、暗中模索で色々対策を講じたようであります。そんな事で私の方でプレゼンしたのが、朝日に大分大きく出たものですから、これを実情を把握したいということで、急遽9月でしたかね、来まして、えんじゅ荘或いは徳洲苑等視察していききましたけども、その後に私も東京に行って、またお会いして、或いは厚生副大臣とも面談する時に実は厚生労働副大臣が公明党なんです、一人が。それを合わせて頂いて、その場でも実は舟形取り組みをご紹介して、公明党の都会議員の方は非常に共鳴して頂きまして、何とか舟形にという後押しもしてもらいました。最終的には、今あの時のお話ですと、公明党の都議会の方で、何とか地方にこの今の待機者というか、介護を要する方を地方の方にやるような答申を都議会の方で決議するというお話も承っておりましたので、その後お会いしておりませんが、公明党の考え方とすれば、都市部から地方の方にやっていきたいと、送り出したいという気持ちありますので、これからは公明党さんのお力添えを頂きながら進めて参りたいなというふうに思っています。

6番： そうですね。やっぱり、都議会公明党新聞ニュースというので私も手に入れたものですから、いいことだなと思っておりました。それで、構想は町の廃校跡地などを活用して特別老人ホームを整備し、都内高齢者を受け入れるようにということでした。それで、奥山町長は、東京23区の特老待機者が1区で1,380人位いるということで、一応載っております。それで、まずその視察の内容というのは4人、まづば多美子さん、中山信行さん、高倉良生さんですか、後は東村さんという人ね、4人で見えているはずですけども、それもえんじゅ荘を視察した後、随分結構内容も充実して、施設もいいと指摘されております。それで、都議会ではこの12月中旬に東京都に政策提案をしていきたいとあります。今後、まずそういう都議会でもあれば、話が出てくれば即急をお願いしたいと。雇用対策というのもね、舟形町の雇用も結構恐らく何百人と来れば、まず結構の雇用対策なると思いますので、今後頑張ってもらいたいなと思っています。

町長： 今、野尻議員がお話なった通り、都議会でも12月でそういう決議をして頂ければ大変私も動きやすいし、そして実はその東京都の高齢者の部長、中山さんと言う方ですけども、この方も私も大変お世話になって、今まで区役所回りの中で、この中山部長さんがいなければ、回れなかったんです。非常にこの著名な方でありまして、この公明党さんのやっぱり中山部長さんと二人三脚でね、後押ししてもらえれば大変ありがたいなと思っておりますので、先程9番議員も言った通り、堀内の方にその施設を持って来ようかなということでもありますので、進捗状況があればね、これから逐次議会の皆さんにも報告を申し上げたいと思っていますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

議長： 他にありませんか。

3番： ちょっと内容が前に戻ります。先程、9番議員の時の質問の中で、確認をさせて下さい。9番議員が雪囲いの経費の云々話をしたら、それは10款だ、教育の方だという話で、答弁したのが中山課長さんでしたよね。前、私が一般質問でグラウンドが荒れ放題と言って、草刈はどうなっているんだと言ったら、総務課長が今度一般財産ですから、私の方ですと。何かばらばらなんですけども、我々が町民の方々から様々学校の事について聞かれた場合に、学校の管理、そういう問題と言いますか、どなたに言えばいいのか、その辺り一本にして頂かないと我々も町民も困ると思いますので、その辺りお答え頂きたいと思ひま

す。

総務課長： 前回お答え致しましたけども、前は富長小学校の雑草等の件でちょっと質問頂きまして、基本的には町の方で長沢小学校、富長小学校、堀内小学校も含めまして、管理等財産化になりますので、総務課になっております。ただ、今回色々ちょっと各課の方でも色々ありましたので、総務課の方でも今回耐震補強工事やったりとか、管財の方でやっておりますので、そういった意味でまちづくり課の方に今回協力をお願い致しまして、雪囲い等の契約等も、ちょっとまちづくり課の方をお願いしたという経過がございますので、本来であれば総務課の方で予算を置いてやるべきだったんですけども、今回はそういった感じで各課の方で連携して、いろんな事業が一気に今年度数が多く出たともいうことありまして、財政の方でも2人体制でございますので、なかなかそこまで手が回らないということで、ちょっと迷惑をおかけしておりますけども、そこは課の連携を取りながら、今回は対応させて頂きましたので、一つ宜しく願いたいと思います。

3番： そうすると、これからは総務課ということで宜しいですか。先程の経費は10款で教育委員会の方だという話なんだけれども、こう横が上手くなっていないようなのですけども。

総務課長： 先程言いましたけども、基本的には総務課で全部管理しておりますけども、学校そのものがちょっとある訳でありますので、そういった意味でも教育委員会の方でも、そういった款項目がありますので、そこで雪囲いの経費を上げて頂いて、その手続き、入札等と言いますか、その契約等とか、そちらの方をまちづくり課の方にちょっとお願いした経過でありますので、宜しく願いたいと思います。

議長： どっちにするかという質問でないの、これから先。総務課長。どっちにするかという質問内容、答弁になってないから。もう一回。

総務課長： 普通財産になっておりますので、基本的にと言いましたけども、これから全て総務課の方で、一括かかる経費等につきましても、総務課の方で管理をさせて頂きたいと思います。

議長： 他にありませんか。

5番： 私からは先程加藤議員、9番議員が言ったもの関連はありますが、財産管理費の中で長沢小学校の跡地をNPO法人でということは前から承っておりますが、その後の経過を聞きますと、1月の中でNPO法人を立ち上げるといような話もあります。ただ、ある方からこう言われました。「NPO法人を立ち上げて、企業誘致なり色々な事考えて、レストランをしてもある一部しか利用できないんじゃないか。」という心配の言葉と、後もう一点は、逆に言えば、世田谷区との今までの交流もありますので、「世田谷区にあれを全部丸ごと貸し与えて、逆に言えば、最後には土地の問題とか税金が入ってくる訳ですから、その辺で対応した方が町としては得策ではないか。」というような言葉も出している人もいます。その辺で、課長だと色々な話をしたということも聞いておりますが、その辺の今までの姿を町として、どうこれからしようとしているのかなという、ちょっとお聞きしたいと思います。

まちづくり課長： 今、大場さんが言われたように、長沢の学校は大変大きくて、全部はすぐ使われないのではないかとということありまして、9月の時に条例を制定をしまして、それで皆さんの方に使えるようにしたと。11月の下旬から長沢小学校については使えるようにしております。鍵等については、学習センターの方で申請をして頂ければ使えるという状況に今なっております。そういった事で、すぐ全部いきなりということにはいかないだろうということで、そういった取り扱いにしております。今、NPO法人については、今うちの方と話を詰めていまして、それでどの位部屋を使うのかと。スケジュールはいつになるんだと。それから、雇用はどの位をどの時期に見込むのだということで、今スケジュールを出させております。そういった事で、そのスケジュールを今整理をしまして、それで学校等の無償貸借の扱いがいいのか、指定管理者として扱うのがいいのかということで、今整理をしようとしている所であります。1月のNPOが立ち上がった頃には、議会の方に町の方からNPOさんの方にプレゼンをして欲しいというようお願いをしておりますので、自分達の口から議会の方にどういった考えで、どういう事をしたいんだということをプレゼンするように今段取りをしています。今、そういう詰め方をしておりますので、そういった所です。NPO法人については、収益事業の制約がありますので、その下の方にレストランとかそういったものがぶら下がる訳ですが、そのぶら下がり方がいいのかどうかも含めて、今うちの方の担当の方が文科省とか確認をしるということで、一昨日その打ち合わせを来ている段階ですので、そういった整理を今させている所です。そういった事で、それから議会の方の説明が終わり次第、住民の方にも説明会をプレゼンをするように段取りをして下さいというお話をしております。そういった事で、今やって

いるということであります。基本的には、ほとんどのそのばらばら、その町の管理の部分と体育館については避難所扱いをするので、その部分については当然町の方で電気料等、それからそがき等の費用については、NPOの方にお出しをして、管理をして頂ければならないだろうと思っています。

それから、地域の方々に貸す部屋についても、町の方の条例等に基づいて、お金を徴収して管理もそちらの方でやって頂きたいという形を今考えております。全体を一括管理した方がいいのではないかとこのことを思っていますが、そこら辺についての制約等を今整理をしているということであります。

それから、世田谷区に全部お貸しをして、税金を取ったらいいのではないかとこのことでもありますけども、そういうようなお話を受けた事がありますが、今の都会の方でも箱物等についてはなかなか難しいような状況にあります。それで、学校を改築する費用を、例えば1億とか2億とかを出して、そこに世田谷区のその何と言いますか、田舎の方に住んでいくということについては、なかなか難しいだろうと。今困っている特養の整備さえ、田舎の方にお金を出してするということについては、ぎりぎりの段階でしなければならない部分についてをやるということの財政状況のようなので、そういった保養地ということについては、なかなか難しいだろうと判断をしております。ましてや、そのやつを無償で出して、それに固定資産税をかけて、町の方で固定資産税分を受け取るということになると、その区役所の方でもそれなりにお金もかかって、そこに常駐する人がいてということになると、ちょっと難しいのではないかと判断をしております。

今、マッシュルームさんの方が話が進んでいるので、その状況を見ながらしていきたいと思っています。マッシュルームさんの方は、いろんな素晴らしい人材との繋がりがあまして、いろんなお話があるようです。なので、耐震化がどうなのかとか、そういったものがはっきりすれば、それなりの会社が支援さえあれば来るだろうという状況のお話も聞いています。世田谷区の方がいいのか、それとも企業誘致的に世田谷区の保養所であれば、何人かの雇用はありますが、それよりも会社から入って頂いて、それなりの雇用が発生した方がいいのではないかとこのことで、今マッシュルームさんの方を考えています。

ただ、全国7,000校の空き家の内、3,000校位が今舟形と同じような形並びに売却とかなっている所ありますが、残りの4,000校との企業の奪い合いになってますので、それなりの支援策を出さないと来ないのではないかと考えておりますので、支援策等については議会の皆さん方から今後ご理解を頂きたいと考えております。

5番： 中身の詳しく説明頂きまして良かったんですが、ただそのNPO法人を立ち上げる際にも、この間もちょっと本人と会っていろんな話をした所が、「面倒くさくなった。」という言葉も出ております。これは個人的な問題であって、これはどうなるか分からないんですが、ただ手をこまねいていると、NPO法人も厳しくなるんじゃないかと私なりに感じた訳です。その辺の姿を前向きに考えるならば、やはりNPO法人をきちっとした立ち上げを本人ともそういう話し合いをしないと、逆におかしくなるんじゃないかなと、この間ちょっと感じたものですから、今の発言をした訳です。今後、そういう事の前に進展するような、やはりNPO法人と簡単に言いますが、なかなか厳しいと思うんです。その辺がきちっと対応するようにお願いしまして、質問終わりたいと思います。

議長： 中山課長ちょっと短く。

まちづくり課長： NPOの方からも、やっぱり進展がないので厳しいというお話は聞きました。なので、ある程度は飲まなければならないのかなと思っておりまして、やっぱり企業を、いろんな企業誘致して、そこから収入等を受けないとできないという話を聞いていますので、そういうような支援ができるように今後考えていきたいと思っています。

議長： 皆さん方にお願いですけども、今までですね、関連質問が多くて時間を取っているような感じがします。今補正予算の質疑ということなものですから、できればね、その辺の所に頭を絞って頂いて、間口は広く取りますけれども、一つその辺の所頭に入れて、ご質問頂きたいと思います。他にありませんか。

1番： 今指摘されたような質問になるか分かりませんが、質問させていただきます。14頁の2の6、まちづくり推進費の中で、地域支え合い除排雪支援事業、ここの項目に当たるかと思っておりますけれども、昨年度154万5,205円で執行されている訳です。今年度は、昨年度が除雪機が入っている、例えば洲崎と大平地区で使われている除雪機ありますよね。その24年度の成果表では6団体がモデルとしてありましたと。昨日の一般質問の中では、それに加えて15団体、今回手を挙げているという形で聞こえたように解釈したんですけれどもその内容と、今後この去年使われてもらった地域に対しての作業機の配置というのがどうな

っているのかということと、今年これにさらに手を挙げる地域が除雪機欲しいというので、プラスの予算補正が上がってくるのかと期待しておったんですけども、地域的に機械が必要じゃないという考えが多いのか、その内容等をお聞かせ願います。ちょっと場所が違った。

まちづくり課長： 場所じゃなくて、補正予算に入っていないから。

議長： できるだけ。

1番： 前置きしたのがそれだけ。

議長： 補正予算入っている、できるだけ観点はまず広く受けるけども、できるだけ補正予算。

1番： だから前置きしたのがそれだけ。

議長： 中山課長答弁をお願いします。

まちづくり課長： それでは、予算については全地区が対象となるようにということで予算を置いて頂いております。今現在、この間一応基本的な締め切りは終わってしまっていて、15団体から来ております。トラマルについては洲崎と大平さんが去年をして頂いておりますが、今回もその2地区しか来てないので、2地区の方をお願いをしようというように今整理をしている所です。他の団体については自分達の機械持っているやつで、後連携を組み合わせながら、困っている人の対策ということで、やるという方向ですので、機械的な部分については地域の方の機械を使って頂くということで、今充足されそうなので、そういった事で新たにトラマルを追加して買うということは今の所考えておりません。

4番： それでは18、19頁の民生費の児童福祉費、保育所設置事業で雇上賃金100万円程の補正が上がっておりますけども、9月で840万円程の補正を出して、また次の議会で100万円補正と、次々と出てきている訳ですけども、この理由について質問致します。

教育次長： 9月補正におきましては、0、1歳児の入所ということで、4、5名程増えてくるという計画で入れておりました。算出の際に掌握での賃金の比較をして、不足分を計上させて頂いたのですが、その際割増賃金いわゆる発表会これからある訳ですけども、臨時の時間外分ということと、後年休分の代替の保育士分の賃金が不足しましたので、この辺の予算を集計して100万円ということで今回計上させて頂いております。

4番： 保育所業務を考えた場合、多分残業が起こるとか、そういった事が推測できるのではないかなと思います。最初の段階で。ですから、要するにこうやって賃金をどんどんこう追加で上げられるとはっきり言って印象が悪いという所がありますね。やっぱり、そういうようにやるよりはやはり割増も含めて最初取っておいたけれども、それがなくなると、そういうマイナス的な所が出てきた方がやっぱり印象がいいし、また町民から聞かれた場合でも、そういった所で「努力しますよ。」と言いやすいという所もあろうかと思えます。ですので、精査して、こういった増額で望むような人員の件費というのを上げるのを抑えた方が宜しいのではないかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

教育次長： はい、4番議員のおっしゃる通り精査して計上させて頂きたいと思えます。ただ、保育所の入所対象が6ヶ月ということで、当初予算については12月の段階で上げます。それで、出生の状況等絡んで、年度途中で6ヶ月となると、どうしても出生の状況がちょっとこっちの方で全員が入る訳ではないので、その辺の分の保育士の人数と言いますと、大体0、1歳は3人に1人となっています。そういった状況で、変わる可能性もあるということ踏まえて、当初予算の方も精査して参りたいと思えます。

議長： 他にありませんか。

1番： 14、15頁、2の15、婚活推進事業費について、昨日大変テレビ見させて頂きました。議会2期に亘って補正、補正で入りまして、今回100万円なっている訳です。大変職員の方々は24時間体制でご難儀されたという中で、昨日大変嬉しい結果で報告があったかと思われます。このかなり予算がかかった婚活事業でありました。町長の総合的なこの感想である評価をお聞きしたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

議長： 議事録に載るから、ちゃんと奥山町長。

町長： テレビの効果というものはやっぱり大きいものだなとまず端的に思えます。8月の最初の収録の時に、私もテレビで舟形町の紹介した放映がありましたけども、舟形町は子育てするなら舟形町というキャッチフレーズであるということで、舟形町は非常にいい所なんだということを宣伝しまして、ということは待機者児童の、この今県の予算でも今日新聞にもありましたけども、待機者児童がいるようにするのが私の施策ではないかと逆に。今、待機者児童の対策となりますけども、正直言って放課後児童・保育と

か待機者がいない訳であります。それを増やす工面ということでの、今子育て支援やっておりますけども、子供がいなければ子育てできない訳ですので、まず何とかこの婚活ということで、今回テレビの協力を得ながらお願いして、11組ということになりましたけども、これからもこれに甘んじる事なく、第2段、第3段ということで婚活しやすいような、この結婚しやすいようなこの施策、これを26年度以降に継承していくというのが大事な要素ではないかと。テレビで花火を打ち上げて、それで終わったのではなかなか、もともこうもありませんので、これをいかにして継承していくかと、そして結婚しやすい町というものを、やっぱり全国にPRしていくというようなものが大事な要素ではないかなと、そういうスタートになったのではないかと思います。

1番： 私も全く同じように今回の事業は費用がかかったものの、成果が確実に出ていているということで、職員の方々の大変だったご苦勞をお察しして、大変ありがたかったと思っております。感謝する所であります。

その中で、定住推進事業という中です。6月に佐藤議員と2人で住んでみたい、住み続けたいまちづくりという福島県の矢祭町に行って、自主研修をさせて頂きました。その中で、すごくいい資料がある訳です。その中で、やっぱり共に少子高齢化というものの課題が大きい。その中で、事業として結婚資金並びに赤ちゃん誕生資金という形の事業の予算が組まれておりました。ちなみに、読ませて頂きますと、健やか赤ちゃん資金誕生祝い金としては平成17年度より第3子100万円、第4子150万円、第5子目で200万円、第5子以上となっておりますので、6子でも7子でも200万円ずつ出すという形だと思います。それで、平成22年度より第1子、第2子にも10万円を支給するという形です。結婚祝い金としては平成22年度より20万円を支給するという形でなっているようです。今回こういう形の中で、ご縁があつて舟形町に嫁さんに来てもらえるという形でありますので、更なる定住人口増のためにも、こういう他町でやっているような制度、当町では以前にハピネス資金という形の中でありましたけども、現在はそのものがどういう事業でなっているかということと、今後もし更なるこの事業展開の中で予算をしっかりと、こういう形の中で検討して組んで頂ければなと思います。

議長： 奥山町長、答弁ありますか。

税務福祉課長： 誕生日祝い金的なお話が出ましたので、うちの方では出生祝い金として住所地が、生まれてから6ヶ月間経過したお子さんに50,000円を一律お渡ししています。それから、色々先程ハピネス養育基金の話も出ましたけれども、舟形町では子育てするなら舟形町ということで、特に先程教育次長もお話しましたが、0歳の6ヶ月から未満児保育も充足していますし、それと保育料金についても基本額から、第3子以上については色々階層区分はありますけれども、基本額から減額を講じていますので、ざっと計算しますと、本来入るであろう額から1ヶ月当たり60万円位の減額措置を講じています。年間12ヶ月ですから、720万円程の基準額よりも少ない保育料で入所できるような対応もしていますので、今それぞれ子育てについては色々、各自治体でいい案を考えていると思いますので、今後も色々相談をさせて頂きながら、子育て支援を充実させていきたいというようには考えている所です。

議長： 他にありませんか。

7番： 14頁の財産管理費の中で、公共施設等耐震化事業ということで155万円程計上なっておりますけども、これは今回の役場庁舎の耐震化工事に対する増工分として理解しているのか、その辺お伺いします。

総務課長： この予算は工事に直接関わる予算ではありません。今まちづくり課、それから税務福祉課の方で部屋をちょっと別々にしておりますけども、全部ケーブルLANで繋いでる訳でありますけども、工事が終わった段階で、また元に戻すということもありますし、一部変更がちょっとあるかなと思いますけども、そのケーブル等の設置に関するこの予算でありますので、耐震工事には直接関係ありません。

7番： 直接関係ないと言われても、耐震化工事に伴う移設とすれば、私は一体となるのかなという感じを受けますけどもどうですか。

総務課長： 大きく見れば入るかなと思いますけども、これはあくまでも別契約で致しますので、今の耐震補強工事、丸充建設さんの方に委託契約してやっておりますけども、それとは全く別でソフト的な感じと言いますか、ケーブル等の配置に伴う設備になりますので、そういった予算でございます。

7番： 確認したい。

議長： ちょっと待って、2回していますので。

1番： それでは18、19頁、農林水産業費6の7、福寿野地区農業経営共同化支援事業900万円、内容お

聞かせ願えますか。

地域整備課長： 福寿野地区のは場整備に伴って、その地区で担い手に集積する事によって助成金が贈られます。その集積推進の中で50%以上達成したものについて7.5%の助成が出るということで、その分の今回の900万円でございます。

1番： 今の農政の基盤整備事業の中では、基本設計の時には7.5%の基本的に個人負担金であるという状況の中で、今言われている最終的に工事完了して換地処分する時に、国の要件に伴って集積がなれば、この7.5%が国から支給支援されて、最終的には地権者、要するに事業主の方が個人負担金が0になるという形だと思います。これと言うのは、福寿野一本杉地区の事業展開して、途中からこの施策に変わってきて今は場整備事業が基本的に0だけど、ハード面の分、事業に関してはという事業です。昨日一般質問でもさせて頂きましたけれども、この事業はいずれは恐らくなくなると思います。個人負担分をある程度の過大な7.5%になるか5%になるか分かりませんが、今のように100%は後でやるよという事業は、恐らく基盤整備が全国展開していくと思います。第2期、第3期と。そういう中ですので、やはり舟形町の農業の支えるためには、今すぐやるような方向性で手を挙げていくべきじゃないかと思います。

そんな中で、今現在これにすぐ事業計画が挙がっている所があれば、お聞かせ願いたいと思います。

地域整備課長： 今、ほ場整備したいという地区が、今現在太郎野地区で申し込んで、説明会をお願いしたいということで来ております。今月の10日に地元に行きまして、説明会をする予定でございます。

それから、上長沢地区についても前に1番議員さんから言われたように、ほ場整備の推進をやってみたらどうですかという話もありましたものですから、上長沢地区についても説明会を町の方から行ってする予定でございます。それについても、12月中にできれば行きたいと考えております。

議長： 他にありませんか。7番いいですか。

4番： それでは、もう一点、14、15頁の防犯対策費、防犯事業に係る光熱費とはどういうものか、まず質問致します。

総務課長： これは町の方で管理しております集落と集落を結ぶ防犯灯の関係ですけども、その電気料金でございます。それから、前にもちょっとお話致しましたけども2ヶ年に亘り、今年度と来年度で防犯灯全部LED化するというので、今年度88ヶ所終わりました、合わせて来年で全て入れ替えて、電気料等の削減努めたいと考えていますので、宜しくお願い致します。

4番： 質問の内容と合っていないけど。

議長： もう一回、佐藤議員。

4番： 光熱水費と上がっているの、防犯灯の工事費というのは当初なり、何なりで上がってたと思うんですね。追加になったという理解はしてますけども、光熱水費に上げてきた理由ですね、そこを質問します。

総務課長： これは電気料金でありますけども、今回電気料金の大幅にちょっと値上がりしておりますので、当初見積もった金額に対して、3月までの見通した訳でありますけども、この位の11万円某の金額がちょっと不足するというので、今回の補正をさせて頂きました。

4番： 分かりました。

議長： 他にありませんか。

8番： 14頁の財産管理費ですけども、この先程質問ありました公共施設等の耐震化事業に伴う電算設備の移設委託料でありますけども、これは先程総務課長の答弁ですと、工事費とは別個の事業ですよという話ですけども、私はやっぱりこれは耐震化に伴う工事ではないかなと思います。であれば、耐震化をしなくても、この工事は必要だった工事ですか。

総務課長： 事務室等の移動しておりますので、それに伴いますので今質問ありましたように、耐震化工事をしなければ、当然そういった委託料は必要なくなると思います。

8番： だとすれば、やっぱり先程7番議員が言いましたように、庁舎の耐震化工事内の増工というように処理すべきではないかと私は思うんです。でないと、我々から見ますと安易に、この工事費の分散を図っているとしか見えないというにも捉えかねない部分があります。そんな意味で、やっぱりこれは総合的に庁舎の耐震化工事内の増工分ですよと、そう言った方が分かりやすいのではないかと思います、いかがですか。

総務課長： そういった見方もちょっとあると思いますけども、基本的に耐震補強工事の場合そのもの

を地震に強いそういった施設に強化をしていくということでもありますので、それに伴う事は間違いありませんけども、これは事務所等の色々工事に伴って、移動したりしておりますので、それに付帯するものでもありますので、大きく見ればその中には入ると思いますけども、これは当然委託契約で別途発注した方が、そうですね、その中には入れればいいのかなど思いましたけども、今回財産管理の中で別途にこういった委託料ということでちょっと上げさせて頂きました。当然その工事に伴って発生したものでありますので、八鍬議員が言われますように、その中で項目の中で委託料を上げるべきなのかなとちょっと思いました。

議長：他にありませんか。

8番：20頁の農村環境改善センターの管理費ですけども、ここに臨時職員の雇上賃金160万円増額になっています。これは年度当初からの雇上に対する増額ですか。それとも、今後新たに雇い上げるための増額でしょうか。もし、今後雇うための増額だとすれば、雇わざるを得なくなった理由をお聞かせ下さい。

まちづくり課長：この雇上賃金につきましては、4月の下旬に小野アキラさんが体調を崩しまして、それで入院をしてしまいました。その段階から堀内の方の環境改善センターの方に芹沢さんを急遽お願いをして対応しております。その所には、一人分の賃金と職員分の賃金一人分を置いてまして、それで小野さんの分については給与ずっと払って、その休みの対策として芹沢さんの分を支払いをしておりましてけれども、その一人分の松井さんの分を取っておった訳ですけども、それが年間予算で取っています。それで、まずは小野さんの復帰を目指して、その間1、2ヶ月だろうということの診断書があったものですから、1ヶ月分対応した所です。ところが、なかなか体調が戻らず8月末で退職ということになりました。それで松井さんの分の予算を、芹沢さんの方と一緒に支給をして予算を執行しておりましたが、芹沢さんの分が結局5月頃からお願いをしているんですが、その分の予算が不足したために今回補正をして、年間の分を確保するということになります。

8番：色々経緯はあったようですけども、やっぱり確実にこの今の職員を雇う事を判明したのは、7月、8月の段階だと思うんです。そういう意味から言いますと、9月なりの補正でも良かったのではないかと。そういう今後臨時職員を雇う場合には、やっぱり早く予算措置をすべきではないかと。ある程度経過してからの予算措置となりますと、先程4番議員も言いましたように、何となく不自然に、それまではどこから賃金を払ってたんですかという疑問も出る訳です。そんな事で、是非早い補正予算措置をお願いしたいと思えます。

まちづくり課長：以後、このような事のないようにしたいと思いますけども、堀内につきましては職員がいたものですから、そちらの方で予算要求と執行やってまして、まちづくり課の方で堀内出張所並びに学習センターの方を予算を管理しているという職員がまちづくり課の方にはいません。そういった事で、ちょっと漏れてしまいまして、本来であれば8月末の退職ですので、9月の補正予算には間に合わなかった訳ですが、それまでの分については当然8月の段階も芹沢さんから来て頂いているので、予算措置をすべきであったということですので、今後このような事のないようにしたいと思います。

4番：では、20頁、21頁の同じく農林水産業費の若あゆ温泉管理事業費の測量・設計委託料ということで、どういった測量・設計が行われるのか質問致します。

産業振興課長：この測量・設計業務委託の内容につきましては、舟形町の農水産物の加工施設を設置するという事業を取り組んで計画しようとしているんですが、これはこの前の全員協議会で説明させて頂いたんですが、それに伴う国の補助事業を前提として考えているものですから、国の補助事業に申請する際、基本計画というものを策定しなければならないということでの経費でございます。

4番：思い出した。

議長：いいですか。

4番：はい。

議長：他にありませんか。

2番：16頁の2款2項2目、賦課徴収費の中に50万円という金額があります。この内容を読みますと、町税更正決定還付金という内容であります。これについて、これまで賦課基準等を間違えてマスコミ等に報道されているというケースが結構ある訳であります。そういった中で、今回このような還付金が発生した理由についてお聞きしたいと思います。

税務福祉課長：この23節の償還金利子及び割引料につきましては、制度的に要するに25年度での把握誤りというのは特になく、現在、他の団体と違ってありませんけれども、25年度で修正申告等あれば25年

度の場合は歳入の中で、例えば町税の個人税割の中で多めにもらった。それから、保険税特にあるんですけども、今まで保険加入していたけども、息子が社保加入になって人数が減って、1期、2期もらっていて、本当は2期の間に入ったんだけど、手続きが遅れて3期の中で還付するということがありますけども、それは歳入で行います。ところが、歳出で行うものは前年度で多めにもらった分が出てくる訳です。税務署に修正申告をしたとか、それさえ前年度でもらったものについては歳出でお返しをしていくという制度です。当該年度については25年度の処理で歳入で行いますが、年度経過して決算も出ていますので、経過した年度に戻す処理が出てくれば歳出でお返しをする。当初予算でも100万円頂いてますけども、今回は少し多かったので、3月までの決算ベースを見込んで、予算原形では150万円の予算費目というようになります。

2番： この度の50万円という金額については、対象者は何人位おったのかお聞きしたいと思います。

税務福祉課長： 50万円の対象者については、把握してませんけれども、当初予算で100万円を頂いています。ただ、それなりに前年度以前の更正決定通知等が来て額が変わったものについては、100万円の中でお支払いしていましたが、この12、1、2、3を決算ベースで見込みますと50万円程不足するかなという見積りのもとで50万円を計上させて頂いた所です。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって歳出の第2款総務費から第6款農林水産業費について質疑を終結致します。

続きまして第7款商工費から第11款産業復旧費についての質疑を許可致します。ありませんか。

3番： 22頁でございます。22頁の7の1の3、観光物産センター管理費、この中で右の方に事務用器具費109万9,000円でございます。資料の説明書見ますと、物産センターの事務室の喫茶コーナー、後机・椅子等備品ということで書いてございますが、例の駅の物産コーナーでの使用かと思って、机とか椅子類はできているのかなと思って見てきたら全然前と同じになっておりましたけども、できないうちにこういうものを買うのか、あそこで使う分であればあれなんですけども、2,000万円近く予算を取って工事をするという大々的な話だったんですが、これから冬を迎えて、あそこで高校生が汽車来るまで待つ待合室です。工事が冬始まれば、高校生どこで待っていればいいのか、そういう事もあります。いつから工事が始まって、この備品を使用するのか、その辺りをお伺いします。

産業振興課長： 事務用器具費109万9,000円の内容ですが、この内容につきましては今話になりました駅舎今改修しておりまして、もう工事発注しておりまして、この工期が2月末までの工期で今順調に推移して予定通り2月末には完成したいと思っております。今、休憩所あるんですが、今の休憩所につきましては工事中は若干そのスペースを制限して、今までのスペース通りの対応ではなくて、若干少なくなったりということで、工事期間は協力をお願いしなければならないということで考えているんですが、この109万9,000円の内容につきましては、駅舎改修後の出来上がる際の商品棚、或いはテーブル、或いはブラインド、ベンチ、椅子等の経費につきまして、これ完成時にそこに揃えて、そして3月のオープンの際に揃えるというような内容の経費でございます。

3番： 2月まで終わすということでございますが、今何にもなっていない。これ間に合うんですかね。後、一言言わせて。今から、物だけ買って置いて、全然工事も始まっていない。何もやってないので、俺心配なんですけども、その辺りもう一度、いつから始まって2月末まで終わすのか、その辺りはっきりお願いしたいと思います。

産業振興課長： 工程の大まかな内容としましては、今ある駅舎24坪程あるんですが、それに今の駅舎の南側に10坪増築する計画でございます。外観につきましては、ガラス張りの明るいものということで考えているんですが、受注者との打ち合わせの工程につきましては、今年一杯で外観工事を終了させる段取りでいます。現場の工程協議の中で、その内容に遅れが出ると具体的にまだ聞いてないもんですから、その内容で推移するのかなと。そして、内装関係につきましては1月、2月をもって完了するというところで想定しております。

議長： 他にありませんか。

1番： 今の質問に続いて質問させて頂きますけども、何かその意見でありますと、どこの意中の業者に発注し、その業者が違う仕事をやっているから、今させられなくて、これから予定を持ってさせるんだと

いう形に遠回しに聞こえてくるような感じがします。何故にして、今齋藤議員が言われた通りに、いい時期に計画的に発注されていないのが不思議でなりません。もう一回お願いします。

産業振興課長： この工事についてはもう発注済で、そしてこの前地鎮祭をしまして、そして具体的な工事の段取りしております。今、12月4日ですか。もう今月に先程話した通りに、今月中には外観の大きなものを終わらすという打ち合わせしているんで、具体的には今から急速に現場の方に入って工事進捗するというように考えております。

1番： はい、それでは今言われた事と今後の日程等があると思います。完了までの。それをしっかりとした書籍にして、資料として請求したいと思います。

議長： 今、1番佐藤議員の方から、只今の件資料、工程表ですか。そういう関係のものを資料請求とありましたけども、これは資料請求ということで認めて宜しいですか。皆様方ご理解得たいと思いますけども。

(異議無しの声)

それでは、資料請求認められましたけども、いつまで提出できますか。

産業振興課長： 発注時の工程表ございますので、午後からの再開した時にお渡ししたいと思います。

議長： 他にありませんか。

5番： 私からは教育費の小学校の方お伺いしたいと思います。これも先程議長から関係ない事は言うなということありましたが、前もって宜しくお伺いしたいと思います。この件は、小学校がこの度ご承知の通り増築しまして、増築した下の方を車が通るというようなことで、設計しておりました。ところが、この出来上がった状態の中で、設計屋と工事請負者の中での色々な相談の結果、「高さはこの位で結構です。」と、「大丈夫です。」というような形の中で、あの学校ができたということですが、ところが消防のはしご車ですか、それが通れないという事態が起きたと話を聞いております。

そして、急遽校舎の下を新しくまた掘削して、そして舗装をまたし直したということを知っていますが、その経過がどうあったのか、詳しくその事情内容と、後はその工事も100万円ちょっと、どの位の額か分かりませんが、補正予算もしないでどこから持ってきたのか、その辺を含めてお伺いしたいと思います。

教育次長： 消防用道路の件についてのご質問と考えています。増築した部分の下の所につきましては、国の国庫負担金の申請面積として入れて申請してありまして、消防用道路として認めてもらうために実施設計の段階で、設計屋さんとお話をしながら、消防本部の方とも打ち合わせに設計屋さんが行っています。その中で、道路の高さについて色々相談も行った経過もございまして、その段階で完成も図面通りということになりました。7月の末に最上地区の防災訓練がございまして、その時に後にも文科省の会検も入っていました。うちの方当たらなかったんですけども、是非その一番広域で持っている消防自動車の大きい車両が通れるような所の写真を撮りたいということで、お願いをしまして、あそこを通過して頂きました。1回目の時の連絡はもらってなくて、最上地区の防災訓練の時の前に訓練に要して、そこを通過ということで、はしご車を舟形小学校のあそこ通るか通らないかということで来てもらいました。その時に、私も立ち会いまして、消防の方からも立会い頂きまして見たのですが、通れない事はないが、ブレーキをした際にホッピングするというので、ぶつかる可能性があるという判断を所長さんも来て、そういう判断でした。ですので、どうすればいいのかということで、その場で協議をして頂きました。丁度その入り口と出口、入り口と言いますか、南側の方の高さに合わせた高さであればということでしたので、その会検等もございまして、そういうホッピングした時にぶつかるというような危険性もあったということで、急遽工事をさせて頂いています。それにつきましては、100万円ちょっと位の工事費です。時間もなかったんですけども、管理費の中で舟形小学校の今現在、玄関の前を舗装工事やっています。この工事につきましては、スクールバスの乗り入れについて、前ですと、町道でバスを止めて、町道で子供達が乗り降りをする状況でしたので、前の舗装ということで予算を計上してありました。その部分の一部をちょっと活用して、暇がなかったものですから、工事をさせて頂いたというように思っております。結論的には、広域の消防自動車の運転手のいわゆる、運転技術に合わせた形で直させて頂いたということで、教育委員会としては理解しております。整理しております。

5番： これは結果論であって、最初に設計をする段階で設計者と広域の消防の中でのやりとりが正常だったというような話だったんでしょう。正常な話し合いをして大丈夫だと言って、その工事ができた。

ただ、実際にそこに来た所が、バウンドしただけでぶつかるという状態が見受けられるから、その下の工事をしたと、これはどこに責任があるんですか。逆に言えば、町で設計する段階で、そういう広域とも話し合いをした結果が掘削して、100万円某の金が多くかかってしまったということは、どこに責任があるのかなど。逆に、設計屋が話し合っただけで決めた事がこれ広域が悪いんじゃないかなど。町で落ち度がない限りは。だとすれば、広域から金を出してもらおうという姿をするのが当然じゃないかなと私なりに感じます。だから、町が責任の擦り付けへということになるとと思いますが、その辺の見解、町長からでもどうあればいいか、良かったかなということをお聞かせ願いたいなと思います。

議長： 町長どうですか。

教育次長： 責任の所在ということですが、教育委員会としては実施設計する際にそういうように補助対象のものでなければいけないということで、その条件として広域にある消防車両の一番大きいものが通れるようなものにして頂きたいということで設計と話しています。設計の方で、消防本部の方には当然建築確認ということである訳なんですけど、その高さについても設計書の中にはありまして、消防本部の方でも許可は頂いているんです。ただ、その時のチェック体制で、尚且つ平成23年度の時に実施設計の相談に行った際、そういう指導を最初の段階ですべて頂ければ、このような事がなかったのかなというように整理をしております。

議長： 他にありませんか。

3番： 24頁お願いします。8款の土木費でございます。4の2の住宅整備事業費、右の方に子育て支援住宅整備事業545万6,000円計上になってございますが、子育て支援住宅をこれから建設しようとしているようでございますが、大変結構な話でございますが、規模と建設の時期、後どの辺りに建てるのか、その辺りお伺いします。

地域整備課長： 子育て支援住宅整備でございますけども、この度については測量設計業務委託料ということで、建物建てるために必要な地盤調査、ボーリング等と後、建物の設計という形で確認申請も受けなければならないので、きちんとした設計書が必要になってきます。その委託料でございます。場所的には舟形保育所の脇、前教育長の倉庫の脇の場所になる訳なんですけども、そこに建築を予定する事になっております。

後、建築の時期については、できれば来年度辺りに建築するという形に考えています。

3番： 保育所の隣造成している所、あそこに建っている訳ですよね。そこ確定したということで、時期も来年度ということでございますけども、前回私定住促進の事でご質問させて頂きましたけども、町長もこれからまた建てていきたいという話もございましたので、是非実現をして頂いて、定住促進に向けて取り組んで頂きたいと思います。答弁ありません。

議長： 他にありませんか。

5番： 先程の件でまたご質問致します。責任の分野をどこにやるのかと私は聞いたんですが、責任の所在をはっきりしないと、もう少し事前にいろんな話をすれば良かったなと話の答弁でしたが、実際にこれからでも、その広域と色々な話し合いをしながら、幾ら少額100万円某しかないと言っても、余計なものを出費しているはずですから、その辺のこれからの交渉というか、広域と話し合う気持ちありませんか。

教育長： 責任の所在についてでございますが、今程次長の23年度来のこの経過について、色々話してきた経緯があって、その中でちょっとはっきりしない所も何と言いますか、この指導の中でですね、いろんな指導受けたんでしょけども、分からない所があって、今のこの形になったんだろうと思います。ちょっとどのような所が、そういった意味でですね、不都合来たしているのかという辺りについて、少し整理してみて、それについてこちらの方でもう一度、この経緯を確認しながら、改めて皆様方にご説明申し上げたいと思います。

5番： 今教育長の答弁で、これから調査をしてみたいというようなことではありますが、私なりに考えると最初の段階で、設計者とお互いに話し合った結果が、この度の事業が終わったんだというような結論には確かにその通りだと思うんです。それならば、やはり町でそれを工事するものが、そういう話し合いが決まったものが履行されなかったと言うしかないんですね。だから、指導・助言する広域の消防が、これは間違っただろうと言うしかないはずなんです。それならば、町長自ら含めてやはり、このこれを打開策として、消防本部との話し合いの中で、どちらが否があるんだということも含めて、やはりこれからも頑張りたいなと思う訳です。

ただ、単に道路の高さが足りなかったから削ったというような姿では私は納得できないと思うんです。その辺も含めて、今後とも宜しくお願ひしたいと思います。

1番： ちょっと一つ前の質問に戻りまして、24頁、4の2、子育て支援住宅整備事業の545万6,000円の中で、請負これから測量、ボーリング等を実施するという計画の中の100万円は分かりました。その下の方の工事請負費345万6,000円、あそこの土地の購入に関しては、歩道整備をするという流れと共に、住宅整備事業をするという流れで、購入されて1、2年ほったからしの状態でありました。それに苦情の投書がありまして、急遽土盛り等をしたという形の中で、ちょっと認識しているんですけども、345万6,000円という金額ですけれども、これ土盛りしただけの工事費の金額なんですか。これ程かかったのでしょうか。

地域整備課長： この工事請負費につきましては、前回の議会の中で佐藤議員から質問ありまして、道路新設改良費の方から支出していたんですけども、それがおかしいのではないかと質問ございまして、今回支出更訂するために、住宅整備事業費の中に置かせて頂いたものでございます。

工事の内容でございますけども、内容につきましては、あそこの盛り土整備した分の購入土、それから整備費という形の予算になっております。

1番： 私その関連に関して、予算的なもの設計、そろばんを置いた事はない訳ですけども、いか程の立米数であって、どういう重機を持ってきて、あそこに設置したのか。今日の朝も見て来ましたが、擁壁が境界に積まれている訳ではない。単にダンプで上げた残土であるか、購入した盛り土を整地して踏み固めただけ。もって、安全対策としては単なるサン杭を打ち込んで、トラロープをただ単に張っている、赤いテープを張り回して入って来るなよという程度です。現状の姿としては、アスファルトのオーバーランした廃材、盛り土、古くなったU字管、新しいU字管がありました。等々の資材置き場等に使われている状況で確認して来ております。と同時に、後ろ側の方、購入した農地がまだあるのか。購入していない農地なのかよく分かりませんが、恐らく建物を建てるんじゃないで、雪が落雪する部分の路上地かなと思いますけども、そっちの方に盛り土をした土が、もう雨で流れて行っているような状況の中です。その程度の工事に340万円程もかかるのでしょうか。もう一回お願いします。

地域整備課長： 今現在、資材置き場という形で、水路とか残土とか、そういうものを置かせて頂いております。盛り土するためにこの予算でございますけども、一応購入土を使っております。購入土でございますので、面積的には忘れましたが、1反歩以上ございます。その敷地に盛り土した分、それ位の予算になっておるといってございまして。

4番： 同じ頁、同じ項目で質問させていただきますけれども、随分前も言いましたけれども、随分下手くそな予算措置をしたなというように思っております。もう工事が終わっている訳じゃないですか。それで、これから盛り土をする予算をこうやって上げてきたと。前には分かんない所から予算を持ってきてと、こういうような話ではなかなか随分苦しい答弁だったと思います。何でこういう事をしてしまったのか、なってしまったのか。当初、子育てなんて、よく目立つ所、場所も目立つ所、当初予算で上げてしっかりとやればやれたものをこういった形で半年以上も工事は終わって予算措置を取らないと。こういう事業になってしまった経過、これを質問致します。

地域整備課長： 経過でございますけども、当時先程1番議員さんも言われたように、用地を買って、そのままの状態でした訳なんですけども、そこに投書が入りまして、「荒れている状況では町が買って何も整備していないのでは上手くないのではないかと」というような投書がありまして、そのままでは駄目だということで、整備するような段取りを取った訳です。

ただ、その時に議会が近ければ、ちゃんとした補正を行ってやれば良かったんですけども、道路改良歩道整備の事業の一環として、用地買収という形で買った土地でございますので、その道路新設改良費から支出してもいいかなということで、まず考えてその当時は、その段階では支出してしまいました。3番議員、4番議員さんから指摘されるように、支出そのものがまずかったということで、この度住宅整備事業で新たに補正させて頂いて、支出更訂をするということで何とかお願ひをしたいと思います。

4番： 1番議員或いは課長答弁の中で、投書、投書という話が出てきましたけれども、投書があるとすぐ事業が始まってしまふ。おかしくないですか。議会にかけてから、ちゃんと工事なり事業すべきじゃないですか。これは投書すれば、すぐ事業やってもらえるメッセージを町民に与えますよ。そこが一番言いたいんですよ。もし、投書なんていう話が本当だとしたらですね。投書なんて、誰が書いているか分からないものなんだから、そんなに過敏に反応する事はないと思います。私は。

もし、そういう計画があるんだったら、来年ちゃんと計画を立てて、予算に上げますという位の気持ちでいけばいいんじゃないかなと私は思いますけれども。こんな投書に過敏に反応した、投書、投書と言っていますから、そんな過敏に反応する事はないんじゃないかなと私は思います。本当にそういうものがあったとしたらですね。ですので、次回からはこんな事がないように、ある意味議会軽視にも受け止められるような、そういった予算措置をしないようにして頂きたいとお願いしておきます。

町長： この件については、この前の議会でも色々意見賜った訳でありますけども、理由はいかんだうにでもあれ、この予算を執行する場合は、事業を執行すれば、予算がないと執行できない訳でありますので、理由のいかんはどうあれ、予算を計上してそして執行すると、この予算の定義でありますので、こういう事がないように各課長にも指示しながら、対応していきたいと思っておりますので、大変皆さんに色々ご意見賜りまして大変ありがとうございました。二度とないようにしたいと思っております。

8番： 関連します。この子育て支援住宅の建設には反対するものではありませんけども、この経過としておかしくありませんか、これ。今回540万円程補正した訳ですけども、内容を見ますと地質調査、造成の増工分というような内容であります。本来であれば、宅地造成する場合、地質調査が一番最初ではないんですか。今現在、現状はちゃんと盛り土なっていますよね。その盛り土というのは本来造成する場合は、地質調査をして、どのような土質のものを盛り土するのか、何cm必要なのか。ましてや、新規の造成ですから、水道管の埋設なり、下水管の埋設なり、こういうものもきちんとやって、その上に建屋、上物と言いますか、そうするのが順序だと私は思うんですけども、今の状況ではかなりこの経過としておかしいと思うんですが、その辺どういように説明できるのでしょうか。お願いします。

地域整備課長： 地質調査につきましては、盛り土をした上から一番の支持力がどの程度の深さにあるかという形で調べます。だから、盛り土したからと言って、別に不都合な事ではございませんので、それはご理解頂きたいと思っております。

それから、水道、下水道につきましては、まだ舗装した訳でないので、掘削するだけでございますので、その辺についても特に支障はないと考えております。

議長： 他にありませんか。

1番： また同じ質問ですけども、先程私が高すぎるという言葉を使いました。というのは、今意見ありましたように、本来であれば順序が全く逆だと思います。建物を建てるための地質調査をし、建物を建てる計画をして、必要な資材を敷料として敷くという形です。あの今を見れば、山砂に近いような材料な訳です。建物、構造物を建てるには、軟弱な地盤を作るような材料というように私なりに認識をしております。そういう流れから行くと、建設会社が再度請負した時に、あの材料はまた別の所に使えて、また違う材料を投入すると、同じ事業で二重の経費がかかるような事をやっているように見受けられる訳です。その事について、経費が過剰じゃないのという解釈を私的にしました。一般的に建物を建てる時には、そういう順序で発注計画するような形じゃないのですか。

地域整備課長： 順序的に言われれば、1番議員さんが言われるように、準備よくやっていく事が一番重要かなとは考えます。ただ、この度はさまざまな経緯がございまして、ああいうような盛り土を先行したような形になってしまいましたけども、特に地質調査、それから水道管、下水道管入れる事についても、逆戻りになるような形はなると思うんですけども、特にそんな支障があるものとは、まだ特に考えておりません。ただ、地盤の支持につきましては、盛り土を盛った訳なんですけども、その盛り土の下の地盤の支持があれば特に建築するに当たって支障がない、そういう判断が出てきますので、地盤調査した段階でどういう結論が出るか、ちょっとその辺はまだ具体的に分からない所もございまして。

1番： 今回盛り土した経費が無駄にならないような工事計画を是非進めてもらいたいと思っております。今後の工事の内容をしっかりと見つめていきたいと思っております。

議長： 皆さんにお伺いします。質問お持ちの方何人位いるかちょっと手を挙げて頂きたい。はい、分かりました。多数おるようですので、ここで午後1時まで休憩をしたいと思います。(11:58)

議長： それでは休憩前に復し会議を再開致します。(13:03)

最初に、先程有路産業振興課長より資料の配布があるということで、申し出がありましたけども、皆さんのお手元に資料配布なっているかと思っております。これにつきまして、若干有路産業振興課長より説明があるということなので、お受けしたいと思います。

産業振興課長： それでは、舟形町観光物産センターの改修工事の工程表の提出ということありました

ので、皆様方の方に提出させて頂きました。

この工事は、沼澤工務店さんが受注しておりまして、11月18日に地鎮祭しておりまして、それから資材の調達ということで来ております。この工程表の中で、基礎工事、そして仮設工事、そして屋根工事、そして左官工事ということで、これが今年中に終わす予定しております。先程、午前中に私外壁と言いましたが、今年中に増設致します10坪の部分の屋根と、それと柱とそして骨格、そして基礎工事ということになります。基礎工事につきましては、先月に終わすということの工程表になっておりましたが、これ若干相当遅れておりまして、大変申し訳ございません。この基礎工事、仮設して屋根工事、左官工事につきましては、この工程表通り今年中に終わすということで進行して管理していきたいと思っております。今後工期が2月28日となっておりますが、各工種毎にこのような工程の中で進むよう、こちらの方の監督職員の立場としましても、工程会議を密にしながら取り組んでいきたいと思っておりますので、どうか宜しくお願い致します。

議長： それでは午前中の7款から11款につきましてはの質疑を許可致します。

5番： 26頁の教育費の中の、中学校管理費についてお伺いします。測量・設計業務と工事請負費として590万円程上程しておりますが、これは何の工事でしょうか。

教育次長： これにつきましては、中学校の体育館の床のサンダーがけとウレタン塗装と、後ステージの天井の雨漏り部分がありまして、その改修工事となります。

5番： 今の床と屋根の補修となっておりますが、10月中でしたか、大雨の中で子供等が部活をするつもりでいたものが、雨漏りで部活もできなくて家に帰ったと、私もそういう時期があった事を記憶しております。そんな中で、屋根工事で部活もできない体育館ではできないんだろうな。特に、この工事もその部分に入っているということですが、屋根は全面的に改築はしなくてもいいのか。やはり、そのまま学校教育に支障来たすような事じゃ駄目じゃないかという感じがします。その辺で、屋根工事はそういう事のない万全なものになるのか。その辺伺いたいと思っております。

教育次長： 屋根の工事につきましては、今年度実施しております。今まで、その工事での天候の兼ね合いもあって、結構雨漏りした中でちょっと支障を来たした部分というようなことでの、部活動中止になったという経過がありました。屋根の改修についても完了しまして、今度は床の方ということで、今回の工事費の計上であります。

議長： 他にありませんか。

1番： 8款土木費、22、23頁の除雪対策費965万円補正なっておる訳ですけども、これ春先使われて当初予算が足りなくなる見込みという形でのものであるのか、内容をお聞かせ願いたいと思っております。

地域整備課長： 工事請負費でございますけども、これは消雪井戸の工事費になります。場所は舟形一の関線の消雪施設に対して、井戸が4つございます。1号井戸から4号井戸までございまして、そのうちの4号井戸が一番新しい訳なんですけども、4号井戸は当初整備する時に、保水程度のポンプを入れておいた訳です。しかしながら、水が足りないということで、今回2号井戸には大きいポンプが入っております。その2号井戸のポンプを4号井戸に入れ替えます。2号井戸には、別に新たなポンプを入れる訳ですけども、そのポンプの整備と、それから井戸の洗浄、それから操作盤の設置という形でそれらの工事費になります。

1番： 今回除雪の請負体制見直しということで、昨日の一般質問の答弁書の中にこういう文書がありました。町の監査で、今までの単価が低価格であるため、除雪契約単価の見直しと除雪時間を短縮するために工区を増設するのではなく、各工区の連携を取った除雪体制をとり所定の時間まで終わらせるようにと指導があったと、答えがあった訳ですけども、除雪の単価の見直し、監査の方からは除雪の単価が今までのやつが低いと、だからちょっと時間内に終わらないんじゃないかなという指摘だというように文書を解釈する訳です。それで、県と同じ方式で今回工区を取りまとめたと、単価もそれに準じて、単価の見直しとここに書かれて答弁されております。今までのこれ平成25年4月28日の一昨日使った資料ですけども、20年から23年度まで除雪経費の中での総経費、尚月別に費用分散と、後は除雪費、排雪費の割合経費の按分した数値、並びに平成20年度工区単位の価格が8,500円から9,500円、21年度は7,800円、7,800円。22年度は若干上がって8,200円から9,000円、23年度9,200円から9,900円、そして24年度更には上がって9,400円から10,200円、それで去年からは特に日中と夜間の格差を設けて、日中の料金が7,800円から8,200円という形で、こと細かく丁寧に資料として頂いております。

今回、価格とコースの見直し、要するに言われているように、7時半なり8時通勤時間等々に間に合わせるように終わらせるためには2工区の中で、業者がしっかりと打ち合わせをして、スタートラインと合流地点を打ち合わせしながら連携を取っているように、もう十分な打ち合わせがなっておるものと思っております。それと同時に、価格の方もしっかりとシミュレーションをしながら設定したと思われるので、24年度に実際に1工区から11工区まで、1日当たりの稼働時間×総出動日数という形で帰ってくる時間がオペレーターから聞きますと、9時に帰ってくる車両もあれば、8時に帰ってくる車両もある。7時に帰ってくる車両と。工区単位でかなり時間の開きがあるそうです。それで、積算したデータと新しく今回入札で委託されました。改定されたのであれば、その価格等を資料として頂けないか、求めたいものでありますけれども、今後その資料をもって、我々もどう改善されたのか見たいと思っております。

尚、やはり昨日町長言われた通りに、私達2つの委員会がある訳ですけども、いずれかの委員会で除雪、排雪なる前の現状を視察したり、しいては夜中にどのような雪出しをしているのか、どのような除雪体制をしているのか、一度やっぱりパトロールする事も必要だなと思う。そういう意味を持って、比較対象をするためにも是非とも、資料提出して頂ければと思いますので、宜しくお願いします。

議長： 皆さんにお諮りしますけども、今佐藤議員の方から除雪の価格の事についての資料提出して頂きたいという申し出がありましたけども、資料提供頂く事にご異議ありませんか。ありませんか。資料提供して頂く事に。ありませんか。

(異議無しの声)

それでは資料提供の件なんですけども、明日は議会ある訳ですけども、明日までの資料提供可能ですか。
地域整備課長： すいません。ちょっと確認させて頂きたいんですけども、積算したデータ、まず1時間当たりの単価と後稼働時間等の資料があれば宜しいんでしょうか。例えば24年度の稼働時間、1時間当たりの単価。

1番： 単価は分かっていますので、25年度に何工区が何百時間かかっている。1工区が500時間でした。8工区が1,000時間かかっていますという200時間の開きがある。何故なのというもの見て、今年はそれが改善されているかなというものを見たいから、去年の実績と今年は新しく入札した時の工区の単価です。去年までの単価は資料としてあります。皆さん持っています。

地域整備課長： 分かりました。

議長： 入札価格の単価ということですか。

1番： 去年の工区単位の実績と今年の入札の新しい単価ということです。

議長： ちょっと休憩します。(13:14)

はい、分かりました。ちょっと色々今の件で話がありますので、控え室の方で休憩させて頂きます。若干休憩致します。

議長： それでは休憩前に復しまして会議を再開致します。(13:34)

矢野地域整備課長に改めて、質問をさせて頂きますけども、今1番議員の質問の確認をした所でしたけども、できるかできないか資料請求しますので、それできないか含めて一つお答えを頂きたいと思いたいますが、一つの資料請求は平成24年度の工区毎の単価、それから工区毎の作業時間の実績、それからもう一つは平成25年度の工区毎の単価、この資料の請求できないものか確認を致しました。1番議員間違いないですか。今の。その資料請求できるかどうか含めて一つ、いつまでできるかそれも含めて一つお願いします。

地域整備課長： 明日。

議長： ちょっと立って。

地域整備課長： 明日の議会までに示させて頂きたいと思えます。

町長： 25年度の工区毎の単価分かるのか。旧工区だ。

地域整備課長： 工区毎の単価でなくて、25年度の工区毎の単価でなくて、機械毎の単価になりますね。25年は機械毎の単価になりますので、お願いします。

議長： 機械毎の単価ということですけども、1番議員いいですか。では工区毎の単価でなくて、機械毎の単価ということで、明日まで宜しくお願いします。

それでは、先程1番議員の2番目の質問に対しての、答弁ちょっと頂かなかったと思えますけども、何質問したのか分かります。私も分からなくなった。1番議員もう一回答弁許しますので一つ、同じ事で質問

をお願いします。

1番： はい、同じ事、二度、三度と喋れない気がするんですけども、昨日の一般質問の中で答弁頂いたのが、監査の資料で単価が低価格であるために云々で今回所定時間まで終わるように変えたというように答弁頂きました。という中で、去年はどう工区の中で単価が車両の馬力に合わせて、恐らく油が食う量が違うので、変わっていたのかなというものを聞きたかった部分と、今年が変わったのかということと、それに併せて工区が2工区に分かれている訳です。今回は2工区に分かれた中で、工区単位でバランスのいい連携の取れる作業体系を、打ち合わせをしっかりと工区委託業者がして、その報告を受けているのかと聞きたかったんです。宜しくをお願いします。

地域整備課長： 昨日の一般質問の答弁の中ですけれども、単価が安いからこの度は改めて2工区に分けたというような内容での答弁をしていた訳なんですけれども、単価が安いから2工区に分けたのではなくて、単価が安いとオペレーターの方もなかなか集まらないということもございます。また、新たに新しいオペレーターを育成しなければならないというような将来的に考えられる事もありますので、その辺で県と同じような単価の積算の仕方をしまして、単価を上げているというような形であります。その中には、今までは事故等に対する保険は町で全部見ていた訳です。

後、消耗品等も町で見ていた訳なんですけれども、そういうやつも含めて、積算をしております。そういう面から、今年は単価もそれなりに上がっている形になります。

後、工区毎の工区単位で打ち合わせという形ですけれども、それなりに1工区であれば旧1工区から6工区まででございますので、その6工区の中で打ち合わせをしながら、スムーズな除雪処理をするという形になると思います。連携を取って予定時間内、7時半ですけれども、その予定時間内まで終わりたいという形で工区内で打ち合わせをしながら、今年度の除雪体制を組んでいくということになります。

議長： 他にありませんか。

4番： それでは、28、29頁の災害復旧費についてお伺いします。1項と2項ありますけれども、同じ問題だと考えて、この減額理由ですね、工事請負費、農業用、土木用も工事請負費が減額になっている訳ですけれども、大雪のあれだったか、大雨の工事だったか、ちょっと分かりませんが、こういった理由で減額になったのか質問致します。

地域整備課長： 農林災も土木災も同じなんですけれども、災害報告する段階である程度目安の金額で県の方に申請しております。査定を受けるまでに、その申請した金額よりもオーバーしてはならないという形もございます。査定が農林災の場合は9月の議会の時に査定が入ってます。土木災は10月初めに査定は入っているものですから、予算を置く段階で大体その報告した金額で予算を措置しております。そういう絡みで査定の段階で予定より切られたりとか、そういう形で予算も減っているということになります。そのために今回の減額補正という形で3,350万円とか、土木災の場合は1,670万円という金額的には大きいんですけども、そういう差が出てきます。

4番： ちょっと事情知らない我々にとっては分かりにくい制度だと思うんですけども、この査定を受けるに当たっての見積をまず多めに取っておいたということだと思うんですけども、多めに取るのはまずいいとしても、ここに当たる部分の段階での災害復旧に充てる箇所であったと思うんですよ。それは、この査定を多めに取った、カットされたということで、そこのすべきところができなくなったということではない訳ですか。災害ここ本来は、ここは予算がもうちょっと付いて、災害復旧に充てるべきだった箇所というのがないのかなと、そういう所をこう心配している訳ですけれども、どうなんでしょうか。

地域整備課長： 農林災の場合は事業費で40万円以上、土木災の場合は60万円以上の工事でないと該当しないとなっております。農林災の場合はある程度査定の申請額を多く見ていないと、田んぼの畦畔崩れたりとか、農道が崩れたりとかそういう報告してから、また追加で来るというような結構ございます。災害の場合は、そういう事である程度申請額、報告額は多く見ております。そのために、当初の大体半分位になってしまったんですけども、そういうような3,350万円という減額でございますけれども、実際査定を受けた箇所については、全てカットされても、全部カットされるということにはございませんので、査定を受けた箇所については、それなりの工事はできるようになっています。土木災も同じですけれども、全部カットされるということは、減多にございませんので、そういうような失格と言うんですけども、全部カットされれば失格と言うんですけども、そういうような申請の仕方はほとんどございませんので。

4番： はい、いいです。分かりました。

議長： 他にありませんか。

3番： 22頁の8款の土木費でございます。先にお断り申し上げますが、ここに数字がない事でお伺いしたいと思います。1目道路維持費、3目除雪対策費でございますが、2目の道路新設工事費が抜けておると思います。何を言いたいかと申し上げますと、木友町内の例の町道の格上げの件でございます。9月の議会で測量費ということで300万円計上しております。その際に、私からその次の工程はということで質問申し上げました所、12月の議会で買収費を計上して、工事は次年度以降にということで、課長から答弁を承っております。そういう結果があつて、12月に出るのかなと思っておりましたら、ここに載ってございません。ない数字で申し上げますと議長に叱られますけれども、何故忘れたのか、抜けたのか、そこをお伺いしたいと思います。

地域整備課長： 忘れた訳でございませんけれども、今現在その路線の測量、平面、縦横断測量入っています。実際、現場へ入りますと、地元の方の最初は協力的な所で心配ないというような話だったのですが、入ってみますと、「もっと道路そっちの方に持っていったらいいのではないか。」とか、「子供達来て困る。」とか様々問題出て来まして、なかなか平面図を作成する段階で二転三転しております。そういう絡みで、遅れているような状況でございますので、実際平面、測量終わった段階で地元と協議をして、それからそれで宜しければ、丈量測量に入って、用地買収費とかそういうやつを置く訳なんですけれども、まだそこまでいけないような状態ですので、ご理解頂きたいと思います。

3番： その辺りについては、その地権者なり町内会の方への説明会というのを十分に行っておりますか。私が聞く範囲では、「いつできるのか、いつできるのか。」と私が言われるんだけれども、あそこ通る度にみんなから言われるんで、あの道通りたくないんですけれどもね。その辺り、課長私から一人だけしか言われませんが、私あの辺の町内の方からみんなから言われるんで、何とかここでまた3月に計上するとか何とか約束してもらえませんか。

地域整備課長： 今の測量が終わって地元からその本線でいいよと了解頂ければ、改めて丈量測量という形に入る訳なんですけれども、その準備が整い次第予算を措置したいと考えております。今の所、平面測量、縦横断測量やって、昨日まで終わりました、地元の方から了解してないと電話を頂きましたので、まだ変更が出てくるのではないかと思います。説明会も2回程地元でやって、一応計画図を見せて了解一旦頂きました。その了解頂いた後に、現場で杭打ちをしますと、ここでは駄目だとかそういう話が出て来まして、なかなか進まないような状況です。それが終わり次第、予算措置させて頂きたいなと思います。

議長： 他にありませんか。

8番： 24頁の教育費ですけども、この3目にIT教育事業費800万円程減額なっています。中身を見ますと、パソコンの使用料が大きな要因のようですけれども、この経過について質問します。

教育次長： パソコンにつきましては、小学校、中学校共に新しくリニューアルして導入させて頂いています。年度当初12ヶ月分のリース契約ということで、月単価契約でというようなことで、準備を進めて参りました。ところが、小学校の方の教室関係、備品関係の移動等ありまして、整備に時間を要するということで夏休みをちょっと活用してということで、9月からの契約になったということでの5ヶ月分の契約単価がいらなくなったということでの削減額です。主に。

8番： 分かりました。ちなみに何台分ですか。

教育次長： ちょっと正確な数字抑えていないので、後で。

8番： 大体でいい。

教育次長： 小学校教室40台近くなはずです。両方とも。

議長： 他にありませんか。

2番： 頁が22頁です。8款土木費、道路維持費130万円、この内容等見ますと、道路台帳更新業務委託料ということでありますけれども、この道路台帳の更新というのはどういう内容で何年毎に行っているのか聞きたいと思います。

地域整備課長： 道路台帳の業務委託料につきましては、毎年道路の道路改良とか、後道路整備、例えば道路の幅が広がったりとか、側溝を新たに入れたりしたりとかそういうやつが毎年出て来る訳です。その図面の修正、今まで図面があるものですから、その図面の修正、それから台帳あります。道路台帳、1級、2級、その他、それから橋梁台帳等がございます、そういうやつを調書も全部入れ替えるような形になります。後、網図等もございますので、そういうやつを整備するために毎年かかる形になります。

大体、毎年同じ位の予算が130万円、100万円前後ですけれども、それ位の予算が毎年かかるような形になります。

議長： いいですか。

2番： 分かりました。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

それでは無しの声がありますので、これをもって第7款商工費から第11款災害復旧費までについての質疑を終了致します。

これをもって議案第63号の質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第63号を採決します。議案第63号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。4番議員最後まで挙げて下さい。挙手多数です。よって議案第63号は原案の通り可決されました。

日程第2

議長： 日程第2 議案第64号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について議題とします。朗読説明をお願いします。

総務課小野班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第64号を採決致します。議案第64号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。はい分かりました。挙手多数です。よって議案第64号は原案の通り可決されました。

日程第3

議長： 日程第3 議案第65号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について議題とします。朗読説明をお願いします。

総務課小野班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので質疑を終結致します。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第65号を採決します。議案第65号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。はい挙手多数です。よって議案第65号は原案の通り可決されました。

日程第4

議長： 日程第4 議案第66号 平成25年度舟形町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について議題と致します。朗読説明をお願いします。

総務課小野班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番： それでは、64、65頁のこの水道修繕料について300万円、この内容について質問致します。

地域整備課長： 水道施設の300万円ですけれども、修繕料としまして小松の水源地の濁度計、それから長沢ポンプ場の引込場所の可とう管、それから猿羽根山配水池の通風筒、幅配水池の通風筒、原田山配水池の開閉器、同じく高倉山配水池の開閉器というような形で、それぞれ施設の修繕になるものでございます。

4番： ちなみにこういった修繕にかかるその工事業者というのは、その管理者、1社が管理しているかと思うんですけども、こういった形の修繕体制になっておるのでしょうか。数社なのか、管理者1社だけなのか、そういった所を再質問させていただきます。

地域整備課長： 水道施設の管理につきましては、山形環境エンジニアリングという会社に一応委託契約をさせて頂いております。そういうような修繕につきましても、山形環境さんの方から面倒見て頂いて、修繕も当たっているような所でございます。ただ、特別大きい、例えばポンプが故障したりとか、そういう

うものについては見積と或いは入札等で対応させてもらうものもございます。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第66号を採決します。議案第66号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。分かりました。よって議案第66号は原案の通り可決されました。

日程第5

議長： 日程第5 議案第67号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について議題と致します。朗読説明をお願いします。

総務課小野班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番： 76頁の農業集落排水施設管理費ですけども、一般会計から繰入をしている訳ですけども、この支出の内容を見ますと⑤の光熱水費、先程の簡易水道の部分でも130万円程あったんですが、この光熱水費の145万円という内容を説明お願いします。

地域整備課長： 光熱水費ですけども、電力料金が上がった事もございますけども、145万1,000円の光熱水費については、処理場とマンホールポンプの電気料金になるものでございます。マンホールポンプかが32ヶ所ございます。後、処理場も4ヶ所ございますので、それらの電気料が月々平均を計算していきますと、145万1,000円程足りなくなってくるということで、その補正をさせて頂いております。

8番： そうすると、今の課長の答弁の冒頭にありました主な原因は電力料金の値上げというように理解してもいいのでしょうか。

地域整備課長： 通常、毎年平均の電気料プラス値上がり分という形になると思いますので、その辺で電力がどの程度アップしたか、ちょっと把握していないんですけども、電力料が高くなった分である程度は高くなっていると思いますので、その辺宜しくお願いします。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無しの声がありますのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第67号を採決します。議案第67号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。はい結構です。挙手多数です。よって議案第67号は原案の通り可決されました。

日程第6

議長： 日程第6 議案第68号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について議題と致します。朗読説明をお願いします。

総務課小野班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番： 88頁の管理費ですけども、これも同じように光熱水費23万円あります。先程の簡易水道なり農集排の光熱水費も別に今回補正した分は臨時的にそのポンプが増えたとか、そういうような内容での増加ではないという答弁でしたけど、それからいきますと、この公共下水道事業、まず電力料金のアップ分ということから言って、23万3,000円、実に規模的に小さいなと思うんですけど、こんなもんなのかなというように、その辺の所お伺いしたいと思います。

地域整備課長： 公共下水道の電気料については、現予算が181万5,000円程ありますので、その電気料アップの分も含めても、23万3,000円で間に合うという形で、今回23万3,000円の補正をしている訳なんですけども、先程の集排と額的にもかなり違うんですけども、当初の予算がまず、それなりに毎年使っている予算の平均と、それにプラスした予算で動いていたために23万3,000円で、今回は間に合うという形になるのではないかと思います。

8番： 今の答弁ですと、公共下水道事業については、それなりの当初予算を置いていたと。他の農集排なり簡易水道については当初予算的にはその光熱水費としては置いてなかったという答弁になるんですけ

ども、先程言いましたように、恒常的な臨時的な増加分というものはないというように、施設の増加がないとすれば、当然経常的な費用として、当初からそれに見合ったような予算措置というものがあって然るべきだと思うんですけども、何で140万円なり、130万円というような、ここで補正の光熱水費が発生したんでしょうか。

地域整備課長： すいません。集落排水それから水道施設につきましては元々箇所数が結構ございます。公共下水道の施設については施設が一つ、それからマンホールポンプが13ヶ所という形で、そもそも数が少ないものですから、その辺の差がございます。そういう形で当初から見ている予算に対して、補正が大きくなったものと思います。

議長： 他にありませんか。

4番： 同じ項目で、工事請負費94万1,000円、この内容をお伺いします。

地域整備課長： 工事請負費につきましては、向屋地区の光生園の施設が移動して、新しく設置される訳なんですけども、その公共ますの設置工事と、それから個人の公共ます設置が一つあります。その工事費です。

4番： 個人の施設に関しては、この道路から個人の家の住宅までの工事ということなんでしょうか。道路上にある公共ますから道路上の中の何て言うんですか、そこまでは町が責任を負うという意味での設置費用なのかなと思いますけれども、後もう一つ、これ毎年こういった形で水道にしろ、公共下水にしろ、年間を通して、この時期になってくると不具合があった場合は、こういった形での修繕はずうっと続くと、補正はずうっと上がってくるというような理解で宜しいのかなというように、そういった所を質問させて頂きます。

地域整備課長： 公共ますについては、下水道等使う場合は公共ますまでは町が整備するというきまりがございますので、その分を町が設置するものでございます。

それから、修繕費につきましては、当然急遽出て来たりする修繕がございますので、その都度修繕費を置かないと公共下水道、集排とも同じですけども、緊急な処置処理をしないと使う事が出来ませんので、そういう形でその都度修繕費が出て来るものと思います。

4番： はい。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第68号を採決します。議案第68号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。はい挙手多数です。よって議案第68号は原案の通り可決されました。

議長： 以上で、本日の日程は全部終了致しました。明日は午前10時より再開致します。9時45分までお集まり頂きたいと思います。本日はこれにて散会します。(14:22)

ご苦労様でした。

平成25年12月5日（木）
平成25年第4回定例会第3日目
午前10時00分開議 欠席無し

議長： 失礼しました。只今から3日目の定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 議案第69号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。朗読説明をお願いします。

税務福祉課長： 議案書7頁になります。舟形町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成25年12月3日提出 舟形町長。

9頁になります。提案理由です。地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、舟形町税条例を改正するものです。

尚、地方税法の改正に伴う税条例の改正は5月1日臨時会で専決済みでございます。今回は地方税法施行規則施行令の改正に伴って改正を行うものです。以上でございます。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番： ちょっとこの改正内容が膨大で理解しにくい面があるんですが1点だけ8頁の下に附則ございます。9頁の頭に第1条で、施行の年月日が載ってございますが、これを見ますと28年1月1日から施行する。その下の2項には平成29年1月1日、今回の改正が25年6月21日から公布されということで、この辺の日付の何と言いますか、前後と言いますか、この辺りをご説明頂きたいと思えます。

税務福祉課長： 特にお説のように、地方税法は特に都道府県、それから市町村含めて700条文程になる膨大な量です。それから、うちの条例についても結構な膨大な量になりますけれども、ある程度の周知期間ということが必要かと考えられると思えます。9頁の経過措置にもあります通り、税法の改正は提案理由にもあります通り、税法の改正は25年3月30日に公布し、25年度の税条例を効力を発するため5月1日の専決で議決を頂いています。

尚、先程も言いましたけれども、地方税法の施行規則並びに施行令の改正が6月12日に公布されました。それに伴って、うちの町の税条例も改正する必要がございます。経過措置中程にありますけれども、第2条で28年1月1日とか、28年10月1日以降というのは、ある程度の周知期間を経ないと周知ができないという期間と解釈というようにしてございます。以上です。

議長： いいですか。他にありませんか。

（異議無しの声）

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。これから議案第69号を採決致します。議案第69号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。はい挙手多数です。よって議案第69号は原案の通り可決されました。

日程第2

議長： 日程第2 議案第70号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。朗読説明をお願いします。

税務福祉課長： それでは議案書10頁になります。舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成25年12月3日提出 舟形町長。

11頁、提案理由になります。提案理由 地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、舟形町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。以上でございます。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第70号を採決します。議案第70号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。はい挙手多数です。よって議案第70号は原案の通り可決されました。

日程第3

議長： 日程第3 議案第71号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について議題と致します。朗読説明をお願いします。

税務福祉課長： 議案書12頁になります。舟形町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成25年12月3日提出 舟形町長。提案理由ですが、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が公布されたことに伴い、この条例の一部を改正するものです。

尚、税条例の改正については5月1日の臨時議会において専決で延滞金の利率の改正をしてございますので、介護保険について今回26年1月1日から施行するというので、今回の議会で上程をさせて頂いた所です。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無しの声があります。質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第71号を採決します。議案第71号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。はい挙手多数です。よって議案第71号は原案の通り可決されました。

日程第4

議長： 日程第4 議案第72号 舟形町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題と致します。朗読説明をお願いします。

税務福祉課長： 議案書13頁になります。舟形町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成25年12月3日提出 舟形町長。下の方の提案理由です。地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が公布されたことに伴い、この条例の一部を改正するものです。

尚、この案件については71号の介護保険の一部改正と同じに延滞金の利率を定めたものですが、ただ若干違う所は中程に、第6条中カタカナでパーセントを記号の%に改めてございます。この後期高齢者医療の条例につきましては設定当初からパーセントについてはカタカナで記載していましたが、今回税条例並びに介護保険条例も全て記号の%にしてございますので、今回見直しをしまして、記号の%に改めるということも付け加えさせて頂きました。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番： 質問ではないんですが、要望でございます。今、3件、4件程同じような条例の改正がございましたけども、内容についてあまりにも複雑で理解しにくい面がございます。一番最後の今の高齢者医療に関する一部条例が一番内容の何て言いますか、説明が簡略で一番理解しやすいと私は思っております。

13頁見て頂きますと、改正になった内容が第2条そのまま書いてございます。その以前のやつ、12頁なりその前のものについては言葉で何を何に書いたとか、そういう表現になってございます。できるだけ、これを見てすぐ分かるように、私はこの13頁のような書き方、表現の仕方が一番適切ではないかなと。

後、併せまして、こっちの貸借対照表でございますけども、この中見ますと、条文中の削除という部分が大分ございますけども、削除ということでも全部ここに載ってございます。削除は削除で、何条何項（削除）という表現でこちらは載せなくて私はいいいと思うんですよ。こんなかなり膨大な資料になっちゃって、誰も見ないような資料になってございますので、その辺り要望でございます。以後、何とかこの保険関係の条例以外でも縷々こういうのがあると思っておりますけども、検討して頂きたいと思っております。総務課長に答えをお願いします。

議長： 高橋総務課長に振ったよね、今。

3番： 全般的なので、総務課長かなと。

総務課長： 先程、担当課長の方から説明ありましたが、新旧対照表もございますけども、例えば改正になった今齋藤議員さんから言われましたように、主なものについて掻い摘んで説明するべきかなと思

いました。ただ、量が今お話になりましたように非常に膨大な量になっているということで、担当の方でちょっと省略した感じがありますけども、これからは事前に改正なった内容等について、説明するようにさせていただきますと思いますので、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。

3番： 総務課長説明じゃなくてですね、資料の作り方私提案をしているんですよ。もう少し分かりやすいような資料の作り方をして頂きたいということです。

総務課長： 大変すいませんでした。これは一つの様式と言いますか、ルールになっておりますので、それに基づいて新旧対照表の方でしている訳でありますけども、非常に量がまず多いということもありますし、分かりづらいという点が質問の内容かなと思いますので、その後ちょっと分かりやすいように検討させていただきますと思います。

税務福祉課長： 追加させて説明させていただきますと、税法についてはやっぱり事務処理規定を決めている法律になります。それから、それに基づいて税条例も税の事務取扱について設定をしている事なので、極めて解読しにくいとか、その都度の政府の移行もありますし、なかなか読みにくい、それから期間の設定についても先程のご説明がありました通り、周知期間も含めてあって、「25年の改正なのに、何故28年施行が今頃出るの？」その当時、要するに「直近でやった方がいいんじゃないの？」とお話しも間々あると思いますけれども、税についてはある程度知らしめる期間が必要ですし、そういう事もありまして、なるべく基本に沿った格好での新旧対照表並びに改正について、分かりやすく今後とも努力はしていきたいと考えています。以上です。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第72号を採決します。議案第72号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。はい挙手多数です。よって議案第72号は原案の通り可決されました。

日程第5

議長： 日程第5 議案第73号 舟形町ふなっこ育成振興基金条例の設定について議題とします。朗読説明をお願いします。

教育長： 議案書14頁になります。舟形町ふなっこ育成振興基金条例を次のように制定する。平成25年12月3日提出 舟形町長。提案理由でございますが、東京都港区在住の佐藤克己氏より、今年度の小学校統合に伴い、町の子どもたちのためにと100万円の寄附を頂いた。町では、小学校統合後、旧小学校区における地域での教育力が低下しないように、そして、また豊かな心を育む読書推進の図書整備に活用するため、佐藤克己氏の寄附を始め、今後「元気・舟形ふるさとづくり応援基金」における教育目的での寄附も繰り入れて基金を創設するため提案するものでございます。

舟形町ふなっこ育成振興基金条例

第1条 この条例は、地域での子育て活動への支援、並びに読書推進のための図書整備に必要な資金を積み立てることを目的として、舟形町ふなっこ育成振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

第3条 町長は、基金の目的を達成するために、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理をしなければならない。

第5条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

(1) 地域での子育て活動の実施

(2) 読書推進を図るための図書整備

第7条 この条例の定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。宜しくお願い致します。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番： それでは、まずは一点質問させていただきます。この基金の提案理由に小学校の統合に伴いというこ

とで、佐藤さんよりご寄附を頂いた。その使い道は図書に使うって頂きたいというような、そういう意向があったような提案理由になっています。しかしながら、その後付けとしてそれだけではなく、地域での子育て活動が後付けされたような感じの提案理由になっていると思う訳ですけども、この小学校、この基金そのものはまず小学校、小学生を対象にして、この基金を使っていこう、図書を中心に使っていこうという意向なんでしょうか。それとも、その地域の子育てを50%、50%位で考えて使っていこうと考えているのか、そこら辺の所を質問させていただきます。

教育長： まず、ご寄附頂いた佐藤克己氏の趣旨でございますが、子供達のためにということで、図書とかですね、ということではなくて子供達の教育活動と言いますか、この舟形の子供達のために教育的な活動において、この基金を活用して欲しいとそういう大きな目的の元に頂いたとお聞きしております。宜しくお願い致します。

4番： そうしますと、この基金はここに小学校という感じの事が書かれていますけども、中学校にも使う予定があるのかとかですね。

後、地域の中で、地域でやる子育て活動の実施にも使える。こういうようになっている訳ですけども、どの程度の地域活動を想定されているのかなと、というのがこの町としても地域振興やっている訳ですけども、それと子育てに限った、この基金の使い方ということではダブると思うんですよ。そのダブった部分でこの基金のために使うための子育て振興活動というのは、どこまでの範囲の事を想定しているのかなと思っているものですから、ちょっと2問になっちゃいましたけども、質問致します。

教育長： 1点目の中学校まで想定しているかということでございますが、当初についてはですね、これから少し色々学校の意見とかですね、聞いて進めますが、図書については保・小・中と対象に考えてございます。

それから、もう1点目の2点目が。

4番： 地域活動。

教育長： 地域活動につきましてはですね、これにつきましては旧小学校区の活動、子育てということを考えておるものですから、例えば今ございます遊々塾ですね、長沢小学校区で活動しているような、そういった遊々塾とか、それから21のような子供達を含んだの活動がある訳ですが、そういった活動をですね、例えば富長小学校区とか舟形小学校区を単位と致しまして、その旧小学校区の方々が子供達の活動を支援していくような目的で、これを使っていけないかということで考えている趣旨でございます。

議長： 他にありませんか。

2番： 今、教育長の答弁の中に長沢地区なり、堀内地区についてはそういう活動組織がある訳でありますけども、富長地区そしてまた舟形旧小学校学区については、きちっとしたこの組織がない訳であります。そういった中で、今後どういう形でそういう組織を立ち上げていくのかということが第1点であります。

併せて、長沢の親和会の組織ですけども、かなり高齢化が進んでいるということで、なかなか後継者がいないということをお心配される方がおるようであります。そういった中で、今後どういう形でこれらの組織を作っていくのか。今、私的には地域づくりという旧小学校学区単位での連合町内会を中心とした組織というものも強化していくという考えの方がいいんじゃないのかなというように考える訳でありますけども、今後の進め方についてお聞きしたいと思えます。

教育長： まず、第1点目の今現在の旧小学校区における、その活動団体がない所の富長地区についてでございますが、これはあくまでもこれからの皆さん方へのご協力とか打診とか、相談とかそういう中で進めていく事になるかと思えますが、例えば舟形小学校の方で今年度6年生が三角山登山を致しました。これは今まで富長小学校でずっと実施していたものを舟形小学校の方で引き継いでやったんですが、それへの色々な様々のご協力を頂いたとお聞きしております。草刈から始めですね、登山道の整備ということで進められているということでございます。そういった子供達の活動を、地区単位の中でもやっておられる活動もでございます。ですので、そういったこれまでやってきた活動或いは今年度実施した活動、そういったものを目標にしながら、今後いろんな形でその地域での活動、そういった形でどうでしょうかということも含めまして、進めていけないかと捉えております。

それから、遊々塾につきましては、確かに高齢化ということもございまして、今年度そういった事で一時期どのようなものかなということ、会合等持たれました。ただ、様々な次の方々がそれを引き継いで親和会的な仕事、例えば雪囲い等含めた形でのそういった活動も引き継ぎながら、子供達の活動も主体

となって進めようとしております。ですので、そこら辺を今後こういった条例の中で充実させていくというような少し目標持ちながら、考えていけないかというのがこの条例の一つでもございますし、また新たなこういう活動もしたいよという所が出てくれば、そういった所に条例を支援させると言いますか、条例の趣旨に合っていれば大いにそういったものを進めていけないかという視点でやっていきたいものだなと考えております。

2番： 私ども地域の話をして大変申し訳ありませんけども、これまでの富長小学校が地域に担ってきた活動と言いますか、この地域の富長学区というのは地域の繋がりを作ってくれたのが、小学校ではなかったのかなというように感じております。それが今年からなくなったという所で、運動会とかいろんな学校の活動が地域の話というのは、いろんな場面でできた訳でありますけども、これが全然最近はないというような中で、今地域では富長連合町内会を強化していこうということで、活動始めてきている所あります。

そういった中で、何とか今年総務課長にも話をしましたけども、富長小学校の草刈なりを何とか富長学区で募集して、やっぱり自分達の学校なんだよという所を、何とか火を消したくないというような所で、したい話をした所ありますけども、若干遅かったようであります。ただ、現在連合町内会を少しずつ強化してきております。そういった中で、来年からは是非富長学区の中で旧富長小学校の草刈とか、そういう管理をしていきたい。それが即ち地域の繋がりにも繋がってきますし、合わせて今回このあゆっこ基金条例ですか、これにも寄与できると考えられます。そういった中で、是非とも私どもも協力をしていきますので、一つその旧学区の管理という所も、地域に任せられる所は任せて頂きたいというような所をお願いして、是非とも側面からのご協力お願い致します。

教育次長： 先程、組織づくりの件でなんですけれども、補足としてご説明させていただきます。今、小学校も中学校もPTAの中に校外生活委員というのがおられます。その組織については、各旧小学校区の代表の方が委員としておられまして、その下には各集落の代表の方がおられての組織になっています。是非そういう方々の組織が町内会と結び付いて、旧学区を育成活動に結び付けていくようなそういう子供会と何か町内会が離れているような感もあるんですけども、今回のこういう基金を活用して活動するという事で、今後子供会と町内会も結び付いて、旧学区を盛り上げて頂きたいという思いもありますので、宜しくご理解頂きたいと思っております。

議長： 他にありませんか。

8番： この条例は、教育目的に受けました寄附を財源として、今後子育ての活動支援であるとか、図書の整備を図っていくということのようでもありますけども、財源が寄附である以上はその金額はかなり流動的な面があると思っております。この6条にありますように、この基金を処分する。当然活動支援なり図書の整備ということで出費をしていく訳ですけども、そんな中でかなりこうきちんとした基準というものを設けないと底をつくという危険性もあるのかなと思っております。この辺の整備の計画なり、活動実施のそうした細則的なもの今後整備していく考え、その辺を伺いたいと思っております。

教育次長： 歳出についての手続き関係について別に補助規定を設けまして、設定しております。一応教育委員会の事務予算の手続きにつきましては、毎月の教育委員会に予算要求、定例の議会にかけると定例予算の、予算審議を教育委員会の中でやっています。今回この基金の活用についての、事業の審査についてもそこで実施する予定で考えておりますので、尚活動について想定される予算というのはある程度できるのですが、やはり計画そのもの全体を見て、教育委員会の中で審議して予算を確保していくという考えであります。ただ、先程質問ありましたように、幾らの基金の枠になるか分からない状態ですので、その辺一般予算の方からも繰り入れてと申しますか、一般財源で支出しますので、その際一般財源の方も充当して頂くというような格好でお願いして、事業補助支援をやりたいと考えております。

8番： ちなみに第5条の方に、運用の収益という条項がございますけれども、この基金の運用についても収益の発生するような運用というのを考えているのでしょうか。もう一点お願いします。

教育次長： 基金は通帳で管理しておりますので、利子が発生します。その利子分を繰り入れるという考えであります。

議長： 他にありませんか。

4番： 総枠でこういう基金を作るということは、条例を作るということは賛成なんですけども、ここの条文の中に全然金額的なものが書かれていないと思っております。話が煮詰まっていないという段階だろうなと

思いますけれども、例えば地域なり、図書を買うには上限幾らまでという条例が普通ですよ。そういった金額の面がまず書かれていないということが一つ不安だなと。幾らでも出せますし、上限ですね。そこら辺がちょっと不安だなと思います。まず、そこら辺の所について質問します。

教育次長： 図書については、毎年小学校、中学校の方で予算化しております。大体、一人小学校では1,300円×2冊というようなことで、予算要求は頂いているのですが、一昨年交付金事業がありまして、随分まとめて整備した、2年前に整備しておりますので、今年度は一人1冊1,300円の予算で図書の整備については行っています。中学校の場合は一人1,600円の2冊なんですけど通年でいくと、先程申し上げましたように2年前に随分多く整備させて頂きましたので、今年度は1冊分の予算での計上になっています。基金で今後整備していく、活用での図書整備につきましては、一応名前を基金の別にして、図書室にコーナーに設けて、こういった方々からご寄附を頂いて整備していますということで、整備していく環境を作りたいと思っています。ただ、先程申し上げましたように、予算もやはり寄附で賄うという格好ですので、ある程度何も無い段階での総枠がない中での、今後運用ですので状況を見ながら判断していくと。図書の整備についてはそういった一般財源で不足している分若しくは子供達、児童生徒の方から要望があるような図書について、学校図書の担当の先生とも話ながら予算化して、更に教育委員会の方で予算審議をして議会に上程していくという考えでおります。

4番： 新たにもう一問。先程の教育長の説明ですと、旧小学校区でやっている小学生や中学生向けの地域活動に、この基金を拠出していきたいという答弁がありましたけども、一般会計からも財源を繰り入れるとなりますと今まで予算措置を取って、その活動団体に支援をしていたと思うんです。でも、ここからも支援するとなると、こちらの方が優先されて、その団体に支援をする事になって、今までであった振興策の方は一旦停止ということになるのかなと。要するに、こちらの方がふなっこ条例基金が設定されれば、こちらからの拠出で、地域活動に支援をメインにしていくという考えなのかなという所を一つ質問させて頂きます。

教育次長： 地域活動についての補助金につきましては、まちづくり課の町内会単位にした補助金がございます。それにつきましては12ということで、町内座談会の中でもPRしている所なんですけど、連合町内会若しくは町全体である団体が子供達に呼びかけて、育成活動をやろうというものについての補助金の制度ございません。ですので、その辺こういった仕組みを作って、今後対応していきたいと考えている所です。

4番： 2回目ね。ですので。

議長： ちょっと待って。もう一回。他の方もいるようなので。今も迷ったんですけども、1問目と2問目新たに切ったけども、時間の幅があまり短い。新たにと言ったからということで、第1問と第2問の質問内容違うなと思っていたんですけども、どう考えるかと今思っているんですけど。4番議員はそっちの方が改めてという質問、内容見るとそうだなと思ったんですけども、ちょっとその辺間を置いて。そうしてしてもらいたいなと。他に質問ありませんか。ちょっと待って。そういう事で、4番佐藤議員の質問を新たな質問という形で、2つ目の質問許可致します。

4番： では、再質問する内容忘れちゃったような気がしますけども、ですから地域にこの小学生や子供達のための支援という形ではない形で、町内会に支援金という形でやってますよという所からも使えるし、或いはふなっこ基金からの基金も使えるし、そういう二重の使い方ができるようになる団体が出てくるなという所を私は考えたんです。言っている意味が分かりますかね。ですから、今このない段階で旧小学校区で活動している活動団体は他の補助金をもらいながら活動している訳です。活動している部分もありますよね。この基金ができればこっちからも、もらえるようになります。小学校のためにやっている所はね。二重にももらえるような形に考えられる訳なんで、そこの所を精査してもらいたいということです。

教育次長： 重複の補助金は想定しておりません。町内会の方での地域づくりの補助金につきましては10万円ということで、育成事業であったり、自由に使える補助金、地域づくりのためということですので、先程の繰り返しますけども、旧小学校区を単位以上ということで考えています。やはり、先程2番議員からも話ありましたように、学校がなくなってやっぱり地域の行事がなくなり、地域のまとまりということ、いわゆる今まで小学校が地域の役割を果たしてきたことについて、これからも各地域の中で旧小学校区で育成活動ない子供達の関わりを持って頂きたいということでの継続事業ということで、その事について支援をしていきたいという趣旨ですので、ご理解をお願い致します。

議長： 他にありませんか。

町長： 色々ご意見賜っておりますけれども、この趣旨は先程教育長なり次長からもお話ありましたけれども、折角保育園、小学校、中学校それぞれ1校になった訳であります。学校教育の現場の方では一貫教育、もう一つはこの地域の中で一貫教育できないかと、これが大きな狙いでありまして。私は長沢遊々塾、これ毎年行っています。開校式。通年で大体6回位あります。5月から2月までの雪の降るまでにやっておりますけれども、これは親和会さんが中心になってやった事業でありますけれども、これは大変素晴らしい事業なんです。今言う地域力を向上すると、地域の教育、これは長沢の遊々塾が一番私は先鞭をきっているのかなと思っております。ですから、毎度行くんです。これを見てもみますと大場議員も参加する場合も、野尻さんも、それから叶内議員も参加しておりますけれども、一番良く知っていると思っております。これは、老若男女なんです。全部。小学校から学校の先生、PTA、婦人会、若妻会、そして老人クラブ、町内会長、これが地域力なんです。これを小学校が統合になりますと、今2番議員も言った通り、小学校単位でそれぞれの形で育成したと思っておりますけれども、これは学校統合になってなかなかこれはチャンスがないというか、出会いがないということがありますので、この佐藤克己さんの基金を使いながら、勿論一般財源も使いながら、計画は教育委員会の方でこれから考えるでしょうけれども、想定する事は長沢遊々塾のような想定を是非して下さいと、私教育委員会に注文しております。そういう面で、一つ折角少子高齢化の時代でありますので、子供達にやっぱり教育をさせて、そして地域の良さ、舟形町の良さというものを教育させる事も一つのこの基金の目的ではないかなと思っておりますので、一つその辺もご理解願いたいと思っております。

議長： 他にありませんか。

7番： 私はこの基金条例については賛成でありますけれども、基金ということになりますと、基金の運用益でいろんな事業なり、第6条に載っている子育て活動の実施、図書推進を図るための図書整備とかありますけれども、本来ならば基金を末永く活用するためには基金の原資に手を付ける事がなく、運用益でこのいろんな補助なり運用を賄うのが本質ではないのかと思う関係上、基金の総額の最終的な基金の総額の目的とか予定とかあるのかその辺お伺いします。

町長： 今、基金の運用益になりますけれども、在町なり或いは公共施設等の準備施設基金、これ何億ありますけれども、基金から運用すると今利子が安くて、どうにもならないとこれは理解して頂きたい。ですから、今経済活性化基金とか3,000万円とかいう基金も作っております。ですから、3年か5年位というもので消化するのが一番今の現代では合うのかなと。この目的資金ですので、佐藤さんの基金もありますし、後元気応援基金というのはふるさと納税の事なんです。今、中山課長から聞いたら大体80万円位あるということありますので、まずふるさと納税を全国各地から集めて、この教育に資するような、この寄附を数多く頂くというものがまず第1番ではないかなと。それに、やはり3年間、3年間の基金をどの位すればいいのか、これ一般財源も投与しながら、基金を増勢するという事でいかないと基金からの運用だけではなかなかこの事業は展開難しいと思う思います。ですから、一般財源も投入しながら、基金を確保することが想定されるのかなと思っております。

7番： なるべく基金制度を長く活用して、そしてふなっこの育成に力を注いで頂きたいと思っておりますけれども、今町長言われた通りに基金の運用益では今利息安くて何にも動かないと話ありますので、やっぱり我々も町長と一体になった一般会計等の補助金、色々なふるさと納税制度の補助金を有効活用しながら、立派な基金を作り上げて、そして末永い基金の活用をお願いしたいと思います。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第73号を採決します。議案第73号を原案の通り可決する事に賛成の方は挙手願います。はい挙手多数です。よって議案第73号は原案の通り可決されました。

日程第6

議長： 日程第6 議案第74号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題と致します。提出者の説明を求めます。

町長： 議案第74号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を舟形町固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、同意を求める。平

成25年12月3日提出 舟形町長。

氏名 大場一善。住所 舟形町長沢1880番地1。生年月日 昭和24年5月27日。提案理由 固定資産評価審査委員会委員、大場一善氏は、平成26年2月22日に任期が満了するため、引き続き大場さんを固定資産評価審査委員会委員に選任するため提案するものであります。この大場さんであります。平成23年2月の23日から就任されている方で、今現在1期目であります。皆さんもご承知の大場さん、何事も前向きな姿勢で精練恪勤で高潔な方であります。引き続き大場さん、委員に選任するためご提案申し上げますので、宜しくご同意お願い申し上げたいと思います。

議長： 暫く時間下さい。それでは前に戻します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認めます。これをもって質疑を終結致します。これより討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これより議案第74号を採決します。議案第74号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第74号は原案の通り可決されました。

日程第7

議長： 日程第7 議案第75号 舟形町人権擁護委員の推薦について議題と致します。提出者の説明を求めます。

町長： 議案第75号 舟形町人権擁護委員の推薦について。次の者を舟形町人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、同意を求める。平成25年12月3日提出 舟形町長。氏名 八鍬裕美。住所 舟形町舟形2089番地。生年月日 昭和22年4月29日。提案理由 権擁護委員、八鍬裕美氏は、平成26年3月31日に任期満了となるため、標記法律に基づき山形地方法務局より候補者の推薦依頼があったので、引き続き同人を推薦するため提案するものであります。今現在、人権擁護委員今3名であります。八鍬さんは平成23年4月1日から就任されている方で、現在1期目であります。今八鍬さん、紫山町内会長の要職にあります。人望も厚い方であります。精練謹直高潔な方であります。最適任者であり、引き続き山形地方法務局に是非推薦申し上げたいと思いますので、宜しくご同意お願い申し上げます。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認めます。これをもって質疑を終結致します。これより討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これより議案第75号を採決します。議案第75号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。はい挙手多数です。よって議案第75号は原案の通り可決されました。

日程第8

議長： 日程第8 閉会中の所管事務調査報告を議題と致します。初めに、叶内総務振興常任委員長より報告を求めます。

総務振興常任委員長： 私より所管事務調査2件の報告を行います。平成25年12月5日舟形町議会議長信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 叶内富夫。所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記 1. 期日 平成25年11月1日。2. 目的 (1) 役場庁舎の耐震補強工事の状況について。(2) 豪雨災害時の復旧工事状況について。・町道一の関若鮎大平線道路災害復旧工事。・一般県道新庄長沢尾花沢線道路災害復旧工事。(3) 農業振興作物の現状について。・にら、ネギ等の園芸作物。・わらびの早期成園化。・活気ある農業推進機構の事業。3. 視察地 役場・町内。4. 研修内容 (1) 庁舎耐震補強工事は行程通り順調に進んでおりました。作業中の騒音は当初予定していたレベルより雑音が大きく、業務に支障をきたすこともあり、近隣の理解を得ることに苦慮したこともあったということで、通常業務をしながらの工事の難しさを感じました。現地視察では工事の進め方や安全対策に万全を期するようお願いを致しました。(2) 豪雨災害での農業被害はほぼ復旧を終え、道路被害については国、県の査定が終了し、今後復旧工事を進めていくとのことでした。次に、県道尾花沢新庄道路の長沢目地内大規模土砂災害の復旧工事、若あゆ大平線の土砂災害等を現地視察しました。(3) 農業振興の状況については、山形地

鶏、紅大豆、おかひじき、夏秋いちご、山ぶどう、行者にんにく、ラズベリーなど、多くの作物の作付け、試験栽培を行い栽培者も増加しており、今後の取り組んでいくとの説明を受けました。現地視察では、今年度新たに取り組んだ「わらび」の早期成園化展示圃のほか、ラズベリー圃場、行者にんにくの促成栽培のための株の掘り起こし、ネギの選果場の作業を視察しました。今までいろいろな作物に取り組んできた中で、舟形町の気候、土壤に適した作物を選定し、ネギ、ニラに次ぐ特産物を生産するために、農家、JA、行政が一体となった推進体制の確立が急務であると感じました。

2点目、平成25年12月5日舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 叶内富夫。所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告をいたします。

記 1. 期日 平成25年11月18日～19日。2. 目的 自然エネルギーの活用の取り組みについて。3. 研修地 長野県須坂市。4. 研修内容 (1) ぶどう畑における太陽光パネルの活用状況。当地で長年ぶどう栽培を行い、ぶどうの周年栽培ともいえる「ハウスぶどうの2年3作栽培」に取り組んだ岡木由行さんは、雨除け兼用ソーラーパネルを用いた「露地ぶどう高度栽培システム実証試験」に取り組んでいました。この実証試験は、信州大学工学部、ソーラーパネル業者、JA、長野県工業技術総合センターによる実証試験チームを須坂市が総合的に支援し、須坂市の産業活用化策として取り組んでおりました。このシステムはパネルの角度を自動的に変えることが可能であり、雨・日除け効果に加え、雪・雹害除けの効果もあり、ソーラーパネルを用いた栽培等の比較において、ぶどうの糖度や房重量に及ぼす影響はなく、むしろパネルを用いることにおいて等級の平均値が高くなっており、利用方法によっては品質向上が期待できる実証結果となっておりました。また、収穫を終えた冬場は太陽光を一番受けやすい角度にパネルを固定し発電を行い、年間10万円程度の売電の実績もあるようです。設備投資(200万円のうち100万円は市の補助事業を活用し残りは研究会で負担したそうです。)を考えれば僅かな金額ではありますが、まだ1年の実証試験であり、今後を期待をしているとのことでありました。本町において同様の利活用を考えた場合、日照時間と雪が課題であることから、作物と設備場所等の十分な検討が必要であると感じました。

(2) 公共施設を活用した太陽光発電の状況。須坂市および地元企業等が設立した「太陽エネルギー推進協議会」が事業主体となり、公共施設を活用した防災設備を兼ね備えた太陽光発電事業を展開していました。中学校は災害時の避難場所に指定されているため、可動式の非常用電源装置(バッテリー容量1kwh)2台を設置し災害時に最低限の電力供給が出来るように設計されておりました。また、中学校に設置ということもあり、太陽光発電を活用した環境教育を生徒や教職員のみならず地域の方々への環境教育も随時実施されており、今回の取り組みについて、地元はもとより県内外からの問い合わせや視察が急増し、地域の活性化が図られると同時に雇用創出にも繋がっているとのことでした。本事業は平成24年10月に稼動したばかりではありますが、順調に推移しており、若い世代(中学校)・地域の方々への環境意識の向上にもつながっていることから、本事業をモデルとして長野県内に普及させていく計画でありました。本町においても、太陽光パネルの小学校への設置に加え民間住宅にも徐々に普及しており、須坂市をモデルとした避難場所への設置について検討する必要があると感じました。以上。

議長： 只今の総務振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認めます。質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから閉会中の総務振興常任委員会の所管事務調査報告を採決致します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。はい挙手多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告の通り決定致しました。

次に、野尻文教民生常任委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員長： 私から1点の報告をさせていただきます。平成25年12月5日舟形町議会議長 信夫正雄様。文教民生常任委員会委員長 野尻益夫。所管事務調査報告書。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおりでしたので報告いたします。

記 期日：平成25年11月18日(月)～19日(火)まで。視察先：長野県野沢温泉村。内容：「野沢温泉村の保小中一貫教育・高校連携教育」の取り組みについて。野沢温泉村の一貫教育の経過は、平成19年度の小学校の統合により保小中が一園、一校となったことに伴い、平成20年度から一貫教育の研修を進めてきました。野沢温泉村で実施する一貫教育は、保育園、小学校、中学校を総称して野沢温泉学園とし、隣

接している校舎や職員体制は別々ですが、学園長、副学園長を中心に一貫した保育と教育活動を行うとの説明でした。保、小、中の全職員が同じ職員として、教育目標や願う子ども像、教育内容や指導方法、配慮事項、子どもたちの様子などの情報を共有し、同じ思いで子どもたちを見守り、一貫した指導体制のもとに保育・教育活動を展開し、子どもたちのあらゆる可能性を伸ばしながら、子どもと先生が共に学びあい・育ち合う学園づくりを目指すとなっていました。教育目標は「ふるさと野沢温泉村を心に刻み 心を世界に拓き 心豊かな人間性を育む教育」となっています。野沢温泉学園運営組織は、学園運営委員会⇄学園教職員会⇄のざわ保育園・野沢温泉小学校・野沢温泉中学校側面からの支援組織として、学園協議会・学園地域支援センターがあります。学園・地域が一体となり、進められていることが理解できました。当町においても25年度より保小中一貫教育が実施されましたが、野沢温泉村で実施している内容は、当町で実施しようとしている内容と変わりがないことが分かりました。舟形町教育委員会と野沢温泉学園が、より良い一貫教育実施のため交流を進めていただくようお願いし、所管事務調査報告といたします。

議長： 只今の文教民生常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認め質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから文教民生常任委員会閉会中の所管事務調査報告を採決致します。閉会中の所管事務調査報告について委員長報告の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。はい挙手多数です。よって閉会中の所管事務調査報告は委員長報告の通り決定致しました。

これをもちまして12月定例会に付された事件は全て審議終了致しました。町長よりお礼の申し出がありますのでお受け致します。

町長： それでは、一言ご挨拶申し上げます。12月の3日から今日まで3日間に亘っての12月定例議会、ご提案申し上げました13議案について、満場一致決議賜りまして、心から御礼申し上げます。

今年は1月の3年続いたの記録的な大雪、豪雪から始まりまして、集中豪雨なり或いはゲリラ、竜巻、突風、地滑りなど、これまで経験した事のないような自然災害が全国各地で発生した年でありました。

さて、今国では来年度の予算編成に向けて、それぞれの分野で折衝をしております。来年度26年度は、消費税の引き上げの年になります。国の税収も今年度よりも増になるようであります。

しかしながら、今朝の新聞報道によりますと、市町村の最大の財源であります、この地方交付税の別枠高上げがありまして、これが1兆円以上廃止される方針のようであります。来年度の地方財政、例年に増して厳しい状況になろうと思えます。加えて、公共事業の方も今年度以下に抑制する議論もあるようであります。

いずれにしても、このアベノミクスの経済の上昇なり好転という気運、地方にはまだまだ程遠い感じが致します。

そのような中で、今月町では平成26年度の当初予算の要求時期になる訳であります。当面する舟形町の課題なり或いは第6次基本計画、過疎計画などの計画的な具現化のため、来年度予算編成厳しい中の中で、国、県の動向、情報踏まえながら、財源の確保見据えながら編成対応していかなければならないと思えます。

この3日間の議会におきまして、議員の皆さんから賜りました色々な発想、創意工夫、建設的な意見、提言につきましては課長等会議で精査、協議しながら、財政計画緩急性を重視しながら執行して参りたいと思えます。

今後とも、議員の皆さんには更なるお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます。今年も後、いよいよ残り20日余りになりましたが、町民の皆さん並びに議員の皆さんにおかれましては、良い年を迎えられまして、来る平成26年がご健勝で実りある幸多き年でありますよう、心からお祈念申し上げまして、御礼のご挨拶に致します。大変ありがとうございました。

議長： 以上をもちまして平成25年第4回舟形町定例会を閉会致します。(11:16)

長時間の慎重審議ご苦労様でした。